企業のサステナビリティ戦略に 影響を与えるビジネス・ルール形成

SDGsの17ゴールで整理した サステナビリティ型ルールのマッピング調査



2018年6月 日本貿易振興機構(ジェトロ) 貿易制度課

目次

調査の背景	3
調査の内容	4
本調査の方法	5
ルールの定義	6
各ルールの影響評価について	7
調査からの示唆	8
SDGs(持続可能な開発目標)について	9
各ルールに関連する <i>SDGs</i> 目標一覧 (1)~(4)	10
サステナビリティ関連のビジネス・ルール形成	14
ルール形成をめぐる企業とNGOsとの協議事例	104
出典	112

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)貿易制度課がPwCあらた有限責任監査法人に調査を委託して取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。海外の制度・規制などは日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロおよびPwCあらた有限責任監査法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたはPwCあらた有限責任監査法人がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に記載されたジェトロ以外のロゴ・マーク・画像は、イメージとして引用表示しています。

調査の背景

- □ 近年、自由貿易やグローバリゼーションが問われており、ビジネスのあり方が議論されるWTOやWEF(世界経済フォーラム)の場でも Sustainability (持続可能性) やInclusiveness (包摂性) が主たる テーマとなっている。
- □ こうした趨勢は、ビジネス主体である企業や投資家にもグローバルな課題と対峙させ、それらの解決に向けた行動を促そうと、**国際社会の規範意識に変化を引き起こしている**。多元的価値の調整が難航する中で、国連機関、同志国・グループ(企業、NPO/NGOs)等が主導するかたちで、新たなガバナンスづくりが進められている。
- □ これらの多くは公益性や規範をビジネスのルール(または事業評価のモノサシ)に組み入れる動きであり、<u>企業競争のあり方を変化</u>させるという側面から、国際ビジネスにも大きなインパクトをもたらし始めている。
- □ 我が国企業が貿易投資を通じて利益を拡大させていくためには、このようなルール形成のトレンドを俯瞰的に認識しながら、互いに相関する各々のルールに対しての立ち位置(経営のポジショニング)を定めていく必要がある。

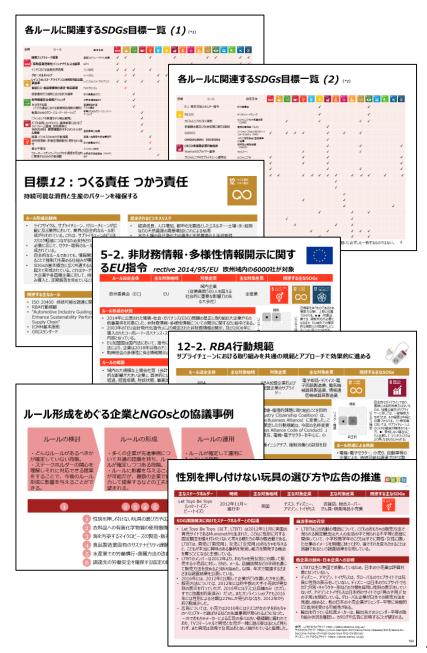
調査の内容

サステナビリティ型の主要なルール 72件をリスト化。

関連する複数のSDGsゴールを付した 一覧表(マトリクス)で整理。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」が定める17ゴールによって分類(ルールのマッピング)。

ルール形成をめぐる企業とNGOsとの協議事例を6件紹介。



本調査の方法

1. ルール形成事例のリスト作成と各SDGsゴールへの分類

<リスト作成のための主たる情報源>

- KPMGと国連グローバル・コンパクトが取りまとめたレポート「SDG Industry Matrix (金融サービス、食品・飲料・消費財、製造業、気候変動対策、エネルギー・天然資源・化学産業、ヘルスケア・ライフサイエンス、輸送)」
- 日系含む39社のグローバル企業の開示情報(統合レポート等)
- その他、当該ルールに関するWEBサイト等
- ※掲載した72件のルールは、上記のレポート等で参照されたルール約250件の中から、我が国企業が今後海外展開する上において影響や示唆が大きいと考えられるものを作成者が精査のうえで選定した。
- ※ルールの日本語呼称については、広く一般的に使用されているものを採用したが、設定主体(スキーム・オーナー)が認める正式なものであるとは限らない。

<SDGs17ゴールへの分類>

- 当該ルール設定主体の発信情報、ならびにそれらの社会・経済的インパクト等を鑑み作成者が分類
- 関連するSDGsゴールは、IGES(地球環境戦略研究機関)の「SDGsの各目標の相関性がわかるデータ 可視化ウェブ・ツール」などを参考とした
- ※同分類はルールの本来趣旨、設定主体の狙いに必ずしも一致するものではない。

2. ルール形成をめぐる企業とNGOsの協議事例

- 上記 1. の情報源を基に、ルールの形成やその実践・適用によって、企業とステークホルダー(NGOs)との間で起きた協議事案のうち、後日、両者での建設的なエンゲージメントが行われた事例を選定。
- 事例は主に欧米企業に関連したものであるが、日本経済や企業にも影響が大きいと想定されるものを選定。

ルールの定義

本調査で採用する広義の"ルール"とは・・・、

国・地域が定めた法令(規制・指令)

国連機関等が採択した行動規範や原則

国際機関等が定めた基準・規格

プライベート・スタンダード、ボランタリー・サステナビリティ・スタンダード

企業標準(国際的に影響力のあるもの)

奨励制度、任意の資格など

その他、ビジネスの在り方に影響を与える仕組み、イニシアチブ

各ルールの影響評価について

1. 17目標に関連したルールについて下図に示すような形で示した。

2. 縦軸として、当該ルールの強制力の程度を設定した。

上段:法令、規制

中段:国際機関等による準公的な基準・規格

下段:自主的なルール、取り組み

3. 横軸として、当該ルールの影響を設定した。

右列:大きなビジネス機会につながるもの

中列:ビジネス機会/リスク・脅威につながるもの

左列:大きなリスク・脅威につながるもの

記載例



法規制を伴うものであるため、強制力は強く、上段に位置づけられる。◇:再生可能エネルギー関連では、新市場へのビジネス機会となる。◆:化石燃料に係る産業においては、リスク・脅威と位置付けられる。■:エネルギー無給は影響が大きくリスクは及ぶ。

○:自発的なルールへの参加 ●:自発的なルールへの不参加

◇:自発的な規制等への対応 ◆,■:受け身的な規制等への対応

4. 特に影響が大きいとみられる産業について明示するとともに、その程度を色の 濃淡2段階で示した。

なお、本調査での「産業」については、総務省による日本標準産業分類を基に分類を行っている。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

調査からの示唆

1	サステナビリティ型の ルール形成が増加	掲載しているルールの形成推移の図を見ると、 直近5年、10年で急速に増加している。今後、 さらに増えていくことが想定される。	80 60 40 20 0 7 ^{327 章} 公的90年 ~1995年 ~2000年 ~2005年 ~2010年 ~2015年 2016年~
2	あらゆるレベルで ルール形成	条約や法規といった強制レベルの高いルールから、規格、認証、業界イニシアチブといった参加任意のルールや民間主導のガバナンスが多く 登場している。	海のエコラベル 特別国は公園で選出た を整 MSC 記記正 WWW.msc.org/jp RE 100
3	複数の領域が密接に関係・影響し合う	ーつ一つのルールは複数のSDGsのゴールと相関 しているため、自社ビジネスの影響をより広く 考えていく必要がある	5 ジェンダー平等を 東京しよう 12 つぐる責任 17 パートナーシップで 日間を連択しよう 分分責任
4	ノーアクションは 潜在的リスク	ルール形成への理解、対応が遅れている日本企 業は潜在的なリスクを抱えている。	規制 リスク・ 脅威 自主的
(5)	ルール形成に参画する 方がビジネス上優位	任意のものであっても、ルール策定に参画した 企業や、早期対応を公表することで取り組みが ベンチマークとなった企業は、競争上優位に立 つことができる。	 他企業の動向・日本企業への影響 2017年3月には、ペットフード業界最大手のマースとネスレが、サブライチェーンからの人権侵害や違法漁獲の排除を公表した。 東南アジア、英国、米国などのグリーンビースは労働情でや漁獲方法に配慮したサイ缶メーカーのランキングを平次で必表している。 グリーンビース・ジャパンは2017年7月に日本のツナ缶メーカー20社について、持続可能性と社会的責任に関する調達方分、漁種別の漁獲方法、合法性、洋土転載の禁止などの制定状況を調査したしポートを公表した。例えば参郷漁船での集無装置を禁止している例はないなど、日本企業にも課題があることを示した。

SDGs(持続可能な開発目標)について

SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)とは、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のことで、持続可能な社会の実現に向けた加盟国共通の目標。17ゴール・169ターゲットからなる包括的なアジェンダで、民間企業にも主体的な貢献を要請している。





出所: 国際連合広報センターhttp://www.unic.or.jp/

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

各ルールに関連するSDGs目標一覧 (1) (*1)

目標	ルール	設定主体	1 85 1/41/1	2 #81	3	4 MARIE	5 ************************************	8 ####C	7	* *****	9 ::::::::	10 41855*** (\$)	11 :	CO	13 :::::	14 ##**** *******************************	15 ::::"	16 *******	17
1 STA	国際フェアトレード基準	国際フェアトレードラベル機構	✓	✓			✓			✓				✓	✓			✓	✓
	「採取産業透明性イニシアチブ」による基準	EITI	✓									✓						✓	✓
	インドにおける金融包摂政策	インド政府	✓	✓	✓		✓			✓	✓	✓							✓
2 ****	グローバルギャップ	フードプラス		✓	✓			✓	✓	✓				✓		✓	✓		
	レインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準	レインフォレスト・アライアンス	✓	✓		✓		✓		✓				✓			✓		
	食品□ス・食品廃棄物の測定・報告基準	FLWプロトコル		✓										✓					
3 ##### -W-	自動車排ガス規制における欧州基準	欧州委員会(EC)			✓								✓		✓				
	世界健康安全保障アジェンダ	世界保健機関ほか			✓														✓
	A Uモデル法 (アフリカ連合における医療用品規制の雛形)	国連開発計画 アフリカ連合			✓														
4 Etter	教育のためのグローバル・パートナーシップ	教育のためのグローバル・パート ナーシップ				✓													✓
	「フィンランドの教育モデル輸出戦略」					✓													
	ICTを活用したMOOCs、遠隔教育におけるプラットフォーム整備、技術標準化					✓													
	ISO21001 教育機関のマネジメントシステム規格	国際標準化機構				✓													
5 mm	国連 ビジネスのための行動規範	国連人権高等弁務官事務所					✓							✓					✓
Ŧ	非財務情報・多様性情報開示に関するEU指令	欧州委員会(EC)					✓							✓	✓				✓
	男女平等法	アイスランド政府					✓												
A	ウォーター・スチュワードシップの水資源を統合的に 管理するための行動規範	世界自然保護基金(WWF) ほか						✓							✓		✓		
	ISO14046 ウォーターフットプリント	国際標準化機構						✓						✓		✓			
	CEOウォーター・マンデート	国連グローバル・コンパクト						✓						✓	✓	✓			
	安全な上下水道と衛生設備プログラム	持続可能な開発のための世界 経済人会議(WBCSD)			✓		✓	✓					✓						

^(*1) ルール設定主体の発信情報等を基に作成者が分類したものであり、ルールの本来趣旨、設定主体の狙いに必ずしも一致するものではない。

各ルールに関連するSDGs目標一覧 (2) (*1)

目標	ルール	設定主体	1 5% 5444	2 *****	3 *************************************	4 section	5 (40.5-144) (1.5)	6 1111111111111111111111111111111111111	7	8 HHH M	9 ::::::::	10 ACRESTOR \$\displaystart{\displaystart}{\displaystart}\$	11 ::::: AB40	CO IS ::::	13 :::::	Manager and Manage	15 ****	16 *******	17
7	EU 再生可能エネルギー指令	欧州委員会							✓						✓				
	RE100	ザ・クライメートグループ							✓						✓				
	カリフォルニア州ZEV規制	カリフォルニア州大気資源局 (CARB)			✓				✓					✓	✓				
8 ====	多国籍企業及び社会政策に関する原則	国際労働機関(ILO)								✓									
	SA8000	ソーシャル・アカウンタビリティ・イ ンターナショナル(SAI)	✓		✓	✓	✓			✓		✓		✓					
	OHSAS18001 ISO45001	イギリス規格協会/国際標準化 機構								✓									
	OECD多国籍企業行動指針	経済協力開発機構 (OECD)								✓				✓					✓
	Walmartサプライヤー基準	ウォルマート					✓			✓				✓					
	カリフォルニア州サプライチェーン透明法	カリフォルニア州	✓				✓			✓									✓
	英国現代奴隷法	英国政府	✓				✓			✓									✓
	Sedex サプライヤーエシカル情報共有プラットフォーム	セデックス (Sedex)	✓							✓				√					√
9 ********	低炭素技術パートナーシップ・イニシアチブ	持続可能な開発のための世界 経済人会議(WBCSD)	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓		✓		✓
	「ソーシャルグッドのためのビッグデータ」イニシアチブ	GSMA									✓								
	IT企業によるネット接続インフラの無料提供プロジェクト(Project Loon、Aquila)	google Facebook									✓								
10 attes***	サプライヤー支払規制	英国政府										✓							
	均等賃金誓約	ホワイトハウス					✓					✓							
	EU 租税回避防止指令	欧州委員会(EC)										✓						✓	
11 ::::::	ベタービルディング・チャレンジ	米国エネルギー省							✓				✓		✓				
	ISO37101 スマートコミュニティ(スマートシティ) に関する国際規格	国際標準化機構(ISO)			✓								✓						
	社会的投資収益率の運用ガイドライン	Social Value UK				✓					✓		✓						
	社会資本プロトコル	持続可能な開発のための世界 経済人会議(WBCSD)						✓		✓			✓	✓	✓				
	LEED	米国グリーンビルディング協会							✓				✓		✓				

^(*1)ルール設定主体の発信情報等を基に作成者が分類したものであり、ルールの本来趣旨、設定主体の狙いに必ずしも一致するものではない。 Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

各ルールに関連するSDGs目標一覧 (3) (*1)

目標	ルール	設定主体	1 88 fotof	2 ==== (((3 *************************************	4 finantin	5 ke//-	<u>A</u>	7	* *****	9 ::::::::	10 41745	11 ::::: AMD	₩	13 ::::::	M	15 :::	16 ::::::::::::::::::::::::::::::::::::	17
12 ::::	ISO 20400 持続可能な調達に関する手引き	国際標準化機構(ISO)	✓	✓						✓				✓					
	RBA行動規範	RBA			✓	✓		✓		✓		✓		✓	✓			✓	
	自動車業界のサステナビリティ向上原則	AIAG						✓	✓	✓				✓	✓			✓	
	ICMM基本原則	ICMM								✓				✓			✓	✓	
	GRIサステナビリティ・レポーティングスタンダード	GRI												✓					✓
13 ::::::	赤道原則(エクエーター原則)	エクエーター原則協会							✓		✓				✓		✓		
	TCFD	気候関連財務情報開示タスク フォース(TCFD)							✓						✓				✓
	CDP	CDPインターナショナル						✓	✓				✓	✓	✓		✓		
	SBT-企業版2℃目標	SBTI							✓						✓				
	GHGプロトコル	GHGプロトコルイニシアチブ (WBCSD, WRI)							✓				✓		✓	✓			✓
	パリ協定	国連気候変動枠組条約第21 回締約国会議(COP21)		✓					✓		✓		✓		✓	✓	✓		
	ISO14030 グリーンボンドに関する国際規格	国際標準化機構(ISO)													✓				
14 *::**** ******************************	MSC認証 海洋管理協議会による天然水産物に対するエコラベル	海洋管理協議会(MSC)														✓			
	ASC認証 水産養殖管理協議会による養殖水産物に対するエコラベル	水産養殖管理協議会(ASC)														✓			
	ターゲット75	Sustainable Fisheries Partnership (SFP)														✓			
15 ******	森林認証プログラム(PEFC)	PEFC													✓		✓		
	自然資本プロトコル	自然資本連合(NCC)													✓		✓		✓
	森林管理協議会(FSC)による認証基準	森林管理協議会(FSC)	✓	✓			✓	✓	✓	✓				✓	✓		✓	✓	✓
	RSPO 原則と基準	持続可能なパーム油のための円 卓会議(RSPO)	✓	✓						✓				✓			✓		✓

^(*1) ルール設定主体の発信情報等を基に作成者が分類したものであり、ルールの本来趣旨、設定主体の狙いに必ずしも一致するものではない。

各ルールに関連するSDGs目標一覧 (4) (*1)

目標	ルール	設定主体	1 8% fréfrif	2 ****	3 ::::::: -W-	4 account	5 million	6 BREAGHTS	7	8 HERR M	9 11111111	10 (100)	11 :	CO	13 :::::	14 mm	15 :::"" <u>•</u> ::	16 :	17
16 ************************************	RMI 責任ある鉱物調達イニシアチブ	Responsible Minerals Initiative (RMI)												✓				✓	✓
	米国 紛争鉱物開示規則	米国証券取引委員会 (SEC)								✓				✓				✓	
	キンバリー・プロセス証明制度	KPCS												✓				✓	
	EU 紛争鉱物規則	EU								✓				✓				✓	✓
	ISO37001 贈収賄防止マネジメントシステム	国際標準化機構(ISO)	✓							✓								✓	
17 ************************************	責任投資原則(PRI)	国連環境計画金融イニシアチブ (UNEP_FI)、国連グローバル・ コンパクト							✓						✓				✓
	SASBサステナビリティ会計基準	米国サステナビリティ会計基準審 議会(SASB)												✓					✓
	ICGNグローバルスチュワードシップ原則	国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク(ICGN)								✓			✓	✓					✓
	IIRC <ir>フレームワーク</ir>	国際統合報告協議会(IIRC)												✓					✓
	南アフリカの非財務情報開示の法規制	南アフリカ取締役協会(IoDSA) と同協会が組成したキング委員 会 (King Committee)												✓					✓
	ビジネスと人権に関する国連指導原則	国際連合								✓		✓		✓				✓	✓

^(*1) ルール設定主体の発信情報等を基に作成者が分類したものであり、ルールの本来趣旨、設定主体の狙いに必ずしも一致するものではない。

サステナビリティ関連のビジネス・ルール形成

目標1:貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



ルール形成の動向

- 貧困をなくすため、すべての人々に機会を与えるための新しい規制の導入や、自主的なイニシアチブによるルールの設定が行われている。
- 貧困層の金融包摂(ファイナンシャルインクルージョン)に向けた ルール策定は、金融規制との関連から、途上国各国に委ねられ ている。以下で紹介するインドのほか、ペルーやケニア等において、 マイクロファイナンスも含めた金融包摂に向けた規制が進められて おり、情報通信技術(ICT)の進展に伴い、今後大きく変化す る可能性をもつものとみられる。
- このような貧困層のビジネス機会の増大のためのルール設定は、 自主的なイニシアチブにおいても行われている。
- 消費者は、企業の(サプライチェーンにおける)支払賃金について最低限の基準を満たすことを求めている。そして、ソーシャルメディアによりこうした問題は顕在化しやすい状況にある。このため、自主的なイニシアチブによるルールの設定が、レピュテーション毀損のリスクを軽減する観点から行われている。
- 以下に示す関連するルールの方向性もこれらに沿ったものである。

関連する主なルール

- 国際フェアトレード基準
- 「採取産業透明性イニシアチブ」による基準
- インドにおける金融包摂政策

想定されるビジネスリスク

- 極度の貧困にある人の絶対数の拡大
- 貧困からくる自然災害や武力衝突、伝染病、経済危機、食料不足、 気候変動への脆弱性
- 平均貧困率(家計所得の中央値の半分に満たない人々の比率) にみられる格差の拡大
- 若年層のワーキングプア
- サプライチェーンにおける公正な賃金未払いにかかわるレピュテーションの毀損

想定されるビジネス機会

- 事業とともに貧困層に利益をもたらすインクルーシブビジネスモデルの開発
- エネルギーアクセスの改善によるエネルギー貧困の低減。これには低コストでクリーンなエネルギーの提供
- 影響を受ける現地コミュニティが事業意思決定プロセスへ参加すること による操業許可の取得
- 現地調達とサプライヤー教育を通じた雇用推進と貧困削減
- すべての人々が、経済活動のチャンスを捉えるため、また経済的に不安定な状況を軽減するために必要とされる金融サービスにアクセスでき、またそれを利用できる状況実現のための金融商品、サービスモデルの開発
- マルチステークホルダーパートナーシップ参加による将来需要促進と新市場開拓

1-1. 国際フェアトレード基準





ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連	重する主なSD	Gs
国際フェアトレードラベル機 構(Fairtrade International)	グローバル	生産者、輸出・輸入者、製 造・販売者	農業、卸売業、 小売業	1 集團を なくそう	2 机模を ゼロに 【【【	8 働きがいも 経済成長も

ルール形成の状況

- 以前よりフェアトレードを示すラベルは数多くあったものの、1997年に国際フェアトレードラベル機構が設立され、2002年にフェアトレードのラベルデザインが共通のものとなり、現在普及している「国際フェアトレード認証ラベル」となった。
- 国際フェアトレード基準は、開発途上国の小規模生産者・労働者の持続可能な開発を促進することを目指して設計された。労働者の権利と環境の保護、フェアトレード最低価格の支払い、そして事業、ないしはコミュニティに投資するための追加でのフェアトレードプレミアム(報奨金)に関する規定を取り入れている。
- 生産コストをまかない、かつ経済的・社会的・環境的に持続可能な生産と生活を支える「フェアトレード最低価格」と生産地域の社会発展のための資金「フェアトレード・プレミアム(奨励金)」を生産者に保証している点が、基準の最大の特徴である。このフェアトレード最低価格とプレミアムは、生産地域の物価・経済状況等と、買い手側の意見を考慮し綿密な調査と総合的な判断により、産品ごと、生産地域ごとに明確に設定されている。

ルールの概要

- 生産者とトレーダーは、適用される基準を守り生産や取引を行う必要がある。
- 認証取得ラベルを製品へ貼り付けるためには、生産から製品まですべての過程で基準を遵守したうえで、認証を取得する必要がある。
- 基準は、「生産者の対象地域」、「生産者基準」と「トレーダー(輸入・卸・製造組織)基準」、「産品基準」で構成されている。

出所: http://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/intl_standard.php
Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。 ルール形成に参加することでルール形成に参加することでは、大きなビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。●:参加しない場合は潜在的なレピュテーションリスクと向き合うこととなる。

ルール形成による効果

- 参加企業においては、認証取得のため、オペレーショナルコストが新たに生じる一方、ラベルを貼付し取り組みをアピールすることで、参加していない企業との差別化を図り、製品・サービス価値を高めるとともに、自社ブランドの向上につなげることができる。
- また、こうした生産者やトレーダーといったバリューチェーンへの働きかけにより、将来のレピュテーションリスクならびにバリューチェーンリスクの軽減につながる。
- 参加しない場合、上記のリスクが顕在化し、 ビジネス実施上の脅威につながる可能性 がある。

1-2. 「採取産業透明性イニシアチブ」による基準

The EITI Standard 採取産業における責任ある資源開発を促進



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs	
採取産業透明性イニシアチブ (Extractive Industries Transparency Initiative)	グローバル	石油・ガス・鉱物等の採取に 関わる企業	鉱業、採石業、 砂利採取業	1 第日を かくて	

ルール形成の状況

- 2002年に開催されたヨハネスブルグ・サミットにおいて、イギリスのブレア首相は、資源開発 事業に伴う資金の流れの透明化を求めるイニシアチブを提唱。
- 2003年、石油・ガス・鉱物資源等の開発に関わる採取産業から資源産出国政府への資 金の流れの透明性を高めることを通じて、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減に繋がる 責任ある資源開発を促進するという多国間協力の枠組みであるEITIを設立。現在では 52の資源産出国、日本を含む多数の支援国、そして数多くの採取企業やNGOが参加。
- 目標として次の3つを掲げている。
 - ①資源開発は持続可能な経済成長の基盤を提供するという考えを広めること
 - ②採取産業のすべての関係者をまとめ、グッドガバナンスと透明性の向上を実現するために 最適の方法を模索すること
 - ③採取産業における資金の流れの透明性を確保する枠組みを確立すること。

ルールの概要

- 天然資源の慎重な利用、資源開発産業に関する政府と企業における透明性確保、契約 や法律の尊重、ステークホルダーの貢献など12の原則から成る「EITI原則」の実現に向け、 「The EITI Standard」が策定されている。実施国(資源産出国)が、本スタンダードに ある要求事項を遵守しているか否かについて検証が行われている。
- 本スタンダートでは、国や企業に石油・ガス・鉱物の収入に関連する下記の重要なステップ について開示することを求めている:

契約・ライセンス、採取・生産、徴収、収入の分配、社会・環境的発展に対する支出

脅威 自主的 ルール形成による効果

リスク

自主的なルール・取り組みであ るため、下段に位置づけられる ものの、多くの参加国・企業に ビ よるデファクト化により、中段に 者しない場合は潜在的なリス クと向き合うこととなる。

規制

- 参加企業においては、基準を遵守し、その 過程について公開することで、レピューテー ションリスクならびにバリューチェーンリスクの軽 減につなげることができる。
- また多数の参加者のルール遵守により、将 来の規制リスクを回避することにもつながる。
- イニシアチブに参加しない場合、上記のリスク が顕在化し、ビジネス実施上の脅威につな がる可能性がある。

出所:https://eiti.org/

1-3. インドにおける金融包摂政策

「国民皆銀行口座プロジェクト(全国民に銀行口座を開設させる計画)」



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
インド政府	インド	域内すべての企業	金融業 (及びその取引 先)	1 対回を 1 人や回の不平を 1 10 人や回の不平を 2 対象をつくろう

ルール形成の状況

- 金融包摂 (Financial inclusion) とは、すべての人々が、経済活動のチャンスを捉える ため、また経済的に不安定な状況を軽減するために必要とされる金融サービスにアクセスで き、またそれを利用できる状況をいう。
- インドにおいては、従来より金融包摂が課題とされていたが、銀行口座の未保有者が人口 の半分近くを占め、また中小企業の9割が金融機関との取引がない状況であった。その課 題を解決すべく、2014年のモディ首相就任後、プラダン・マントリ・ジャン・ダン・ヨジャナ (PMJDY)と呼ばれる政策により、急速に進展した。普及が進んでいる携帯電話ネットワー クと情報通信技術 (ICT) の発展をうまく活用した点が、特徴的である。

ルールの概要

- インド準備銀行を通じたガイドライン整備による、従来からのマイクロファイナンス機関や新規 参入業者への銀行免許の交付促進(各機関の金融包摂への取り組みも含め審査)
- 低い識字率を踏まえた口座開設時の本人確認、書面提出義務の緩和
- 指紋、虹彩などの生体認証付の身分証明書(ICカード) の発行開始
- 口座開設手続の簡易化(残高0、口座維持手数料不要で開設可)
- 銀行口座の利用と電子決済利用の増加に寄与することとなった。)

出所: https://pmjdy.gov.in/literacy

携帯電話番号の登録によるモバイルバンキングの容認(利用者は書面不要) 高額紙幣の廃止によるキャッシュレス化(主目的の地下経済縮小のみならず結果的に、

規制 リスク 自主的

法規制を伴うものであるため、 強制力は高く、上段に位置 づけられる。◇:免許を新た に交付された金融業への新 規参入企業等においては、 大きなビジネス機会につなが るものといえる。◆:旧来型 のビジネスを行う金融業者 にとっては、潜在的なリスクの 増大となる。

ルール形成による効果

- 金融包摂が実現することで、金融機関にお いては新市場の創造が図られることとなる。 これは、携帯電話事業者にライセンスが付 与されるなど、マイクロファイナンスとICTを活 用したイノベーションによる新たな成長機会 と捉えることもできる。
- 他の事業者においても、金融インフラの整 備は成長への大きな機会としてとらえられる とともに、オペレーショナルコストの低減ならび にバリューチェーンコストの低減につながる。
- •一方、現金取引による旧来型のビジネス事 業者においては、潜在的な、ビジネス実施 上の脅威につながる可能性がある。

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

目標2:飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、 持続可能な農業を推進する



ルール形成の動向

- 持続可能な農業を、積極的に推奨する自主的なイニシアチブによるルール設定が、グローバルレベルで行われている。
- 持続可能な農業を支援することで気候変動の要因と なる土地利用変化を抑えることが可能になる。
- また食品廃棄物の問題を改善することで、食糧需要に対応することができ、リスクを軽減することが可能になる。「世界は飢餓の問題に対応できる十分な食料を生産している」という観点から、ビジネスに影響を与える仕組み=ルールが整備されつつある。

関連する主なルール

- グローバルギャップ
- レインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準
- 食品ロス・食品廃棄物の測定・報告基準

想定されるビジネスリスク

- 世界人口の増加に伴う食糧需要の高まり
- 土地のほかエネルギー、飼料穀物、水を消費する食肉需要の増加
- 所得の偏在に伴う貧困層の慢性的栄養不足
- 気候変動要因の3分の1を占める農業と土地利用変化(森林伐採、 化石燃料起源の肥料使用、焼畑、牛からのメタン放出による気候変動と これに伴う農作物生育条件の変化、食料供給へのインパクト
- 過度の耕作・放牧、土壌の暴露、有機物の除去、機械による圧縮に伴い肥沃な土壌の喪失

想定されるビジネス機会

- 水使用、農薬の削減・低減とエネルギー効率向上による持続可能な農業への転換
- 農作物開発におけるイノベーションによる新品種の開発
- バリューチェーンへの小規模農家取り込みによる農村発展への貢献
- 調達コミュニティ、サプライチェーンのレジリエンス改善にかかわる協働
- 国連グローバル・コンパクト 責任ある農業ビジネス方針の実行
- 使用エネルギーとして農家からバイオマスを調達
- 持続可能な農業のための融資拡大、小規模農家への保険プロテクション、 これまで金融サービスから排除されてきた人々への提供

2-1. グローバルギャップ

GLOBAL G.A.P. 欧州発の安全な農産物を目指す基準と手続の仕組み。認証取得が調達基準として機能する場合もある。



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
フードプラス(FoodPLUS)	グローバル	すべての企業	農業、卸売業、 小売業	2 類様を ゼロに 8 節きがいも 経済成長も (パイ)

ルール形成の状況

- G.A.P. (ギャップ) とは、GOOD (適正な)、AGRICULTURAL (農業の)、 PRACTICES (実践)の頭文字をとったもの。GLOBAL G.A.P. (グローバルギャップ) 認証とは、それを証明する国際基準の仕組みをいう。
- GLOBAL G.A.P.の仕組みを運営しているFoodPLUSは、ドイツのケルンにある大手小売業者などからなる民間の非営利組織。過去にヨーロッパで多発した食品安全危機に対し、小売事業者の団体が1997年、安全な農産物を目指す基準と手続きを定めたプロトコルを作成したのが始まり。設立当初はユーレップギャップ(EUREP GAP)と呼ばれていたが、参加会員が世界中に広がり、2007年にグローバルギャップ(GLOBAL G.A.P.)と改称した。
- 世界120か国以上に普及し、事実上の国際標準となっている。欧米の大手小売をはじめ、 最近では日本の小売でもGLOBAL G.A.P.などの国際認証を取得した生産者からの仕入 れを優先しているとされる。日本国内でも、イオンなどがGLOBAL G.A.P.をグローバルな調 達基準として採用している。

ルールの概要

- 農業生産者が、安全で持続可能な農業を実践し地域経済に貢献するための羅針盤として、 またトレーサビリティ担保による取引先や消費者の信頼性、透明性確保の手段として活用されている。
- GAP (適正農業規範) の世界標準であり、農業生産・取り扱いにおける農産物の安全 管理手法や労働安全、持続可能な農業を行なうための環境保全型農業実践のための チェック項目が具体的に定められたもの。

出所: https://www.globalgap.org/uk_en/



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。ルール形成に参加することでの・参加者においては、大きなビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。●:参加しない場合は潜在的なレピュテーションリスクと向き合うこととなる。

ルール形成による効果

- 参加企業においては、認証取得のため、オペレーショナコストが新たに生じる一方、取得をアピールすることで、参加していない企業との差別化を図り、製品・サービス価値を高めるとともに、自社ブランドの向上につなげることができる。
- また、こうした生産者やトレーダーといったバリュー チェーンへの働きかけにより、将来のレピュテーショ ンリスクならびにバリューチェーンリスクの軽減につ ながる。
- ルールが事実上の標準として機能することで、調 達基準、非関税障壁として機能する場合がある。
- 参加しない場合、上記のリスクが顕在化し、ビジネス実施上の脅威につながる可能性がある。

2-2. レインフォレスト・アライアンスの持続可能な

農業基準環境・社会・経済面の持続可能性を推進する認証

ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
レインフォレスト・アライアンス	グローバル	すべての企業	農業、林業、観 光業	2 新能を ゼロに ((()

ルール形成の状況

- レインフォレスト・アライアンスは、土地の利用法、商取引の方法、消費者の行動を変えることにより、生物の多様性を維持し、人々の持続可能な生活を確保することを使命とし、1987年に設立された。森林管理協議会(FSC)の創設メンバーでもある。
- 主にコーヒー、紅茶等の商品に見られるレインフォレスト・アライアンスのマーク(小さい緑のカエル)は環境・社会・経済面の持続可能性のシンボルとして国際的に認識されている。当該認証マークは、農業、林業、観光業の事業者が監査を受け、義務付けられた基準に準拠していると判断されたことを意味する。

ルールの概要

- 農園が認証を取得するには、以下を重要な原則とする「レインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準」の要件を満たさなければならない。
 - 生物多様性の保護
 - 人々の暮らしと福祉の向上
 - 自然資源の保護
 - 効果的な計画策定と農園管理のシステム
- 林業においては、絶滅危惧種および保護価値の高い森林の保護、労働者への相応な賃金の支払、労働者の結社の権利保護、FSCガイドラインの遵守等を求めている。
- 観光業では、環境フットプリントを最小限に抑え、労働者と現地の文化や周辺のコミュニティを支援していることを証明することにより、認証マークを使用できる可能性がある。

出所: https://www.rainforest-alliance.org/lang/ja



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。ルール形成に参加することで○:参加者においては、大きなビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。 ●:参加しない場合は潜在的なレピュテーションリスクと向き合うこととなる。

ルール形成による効果

- 参加企業においては、認証取得のため、オペレーショナルコストが新たに生じる一方、取得をアピールすることで、参加していない企業との差別化を図り、することで、製品・サービス価値を高めるとともに、自社ブランドの向上につなげることができる。
- また、こうした生産者やトレーダーといったバリューチェーンへの働きかけにより、将来のレピュテーションリスクならびにバリューチェーンリスクの軽減につながる。
- ルールが事実上の標準として機能することで、調 達基準、非関税障壁として機能する場合がある。
- 参加しない場合、上記のリスクが顕在化し、ビジネス実施上の脅威につながる可能性がある。

2-3. 食品ロス・食品廃棄物の測定・報告基準

Food Loss and Waste Accounting and Reporting Standard



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
FLWプロトコル	グローバル	国、企業、そのほかの組織体	食料品·飲料 製造業、運輸 業卸売業、小 売業	2 航線を ゼロに ((()

ルール形成の状況

- 「食品ロスおよび廃棄物(FLW)」と呼ばれる、食品サプライチェーンから排除される食品や 関連する不可食部分の重量を定量化して報告するための要件とガイダンスを提示するグローバルな基準である。
- 世界資源研究所(WRI)と国連食糧農業機関(FAO)、国連環境計画(UNEP)、 廃棄物・資源行動プログラム(WRAP)等との国際パートナーシップ(FLWプロトコル)が 2014年に策定作業を開始し、2015年3月に基準ドラフト案を提示、レビューとパイロットテ ストを経て、2016年に公表された。
- 世界では8億人超が栄養不足にある一方、食料全体の約3分の1が生産地から食卓に届くまでに廃棄または失われ、その経済的損失は世界で年間9400億ドルに上るとされる。また、食品ロス・廃棄物により発生する温室効果ガスは排出量全体の約8%と推定される。削減への機運は高まっているものの、定義や測定方法が定まっていなかった。
- 世界70カ国の製造業者と小売業者400以上の集合であるコンシューマーグッズフォーラムはこの基準を支持し、一部企業は既に測定を開始している。

ルールの概要

- 国、企業、その他の組織体がFLW を測定及び報告する際に基準として用いる要件を提示。
- パート1では食品ロス・廃棄に関する用語や目的、手順や原則を規定し、これ以後のパートで測定・報告等の要件について詳しく説明している。

出所: https://www.wbcsd.org/Projects/Climate-Smart-Agriculture/Resources/Food-Loss-and-Waste-Accounting-and-Reporting-Standard





国際機関等による準公的な 基準・規格として強制力の 観点からは中段に位置づけ られる。〇:参加者において は、リスク低減のみならずビジ ネス機会が期待される。

●: 参加しない場合は、潜 在的なビジネスリスクと向き合 うこととなる。

ルール形成による効果

- 測定参加企業においては、オペレーショナルコストが新たに生じる一方、統一された基準で定量的にパフォーマンスを把握することで、オペレーショナルコストならびにバリューチェーンコストの低減につなげることが可能となる。
- また定量かつ比較可能な実績把握により、新たなイノベーションにつなげる機会ともなる。
- 実績報告は、レピュテーションリスクの軽減だけで なく、統一したルールへの多数の参加と相まって ルールが事実上の標準として機能することで、将 来の規制リスクの軽減にもつながるとみられる
- 測定に参加しない場合、上記のリスクが顕在化し、 ビジネス実施上の脅威につながる可能性がある。

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

目標3:すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



ルール形成の動向

- 先進国、途上国とも慢性的な非感染性疾患、精神疾患の治療者は増加傾向にあり、公的なプログラムにより対応が行われている。
- グローバル化に伴い、エイズや結核、マラリア等の感染 症疾患の脅威・リスクはより増しているとして、これに対 応するためのルール形成が行われている。
- 健康的な生活、福祉の推進を目的としながらも、ルール形成の副次的な効果としてビジネス機会につなげる 視点も多くみられる。
- ルールの標準化、統一化により、新市場の創出など、 関与者のビジネス機会の増大につながる点が期待さ れており、AUモデル法など以下に示す関連するルール の方向性もこれらに沿ったものである。

関連する主なルール

- 自動車排ガス規制における欧州基準(Euro 6)
- 世界健康安全保障アジェンダ
- AUモデル法

想定されるビジネスリスク

- 慢性的な非感染性疾患患者(NCD)の大幅な増加
- NCD増加に伴う労働生産性の低下や障害によって失われる人材
- 医療費の増大
- うつ病など精神疾患の増加、メンタルヘルスへのコスト上昇(生産性の 損失・保険給付・医療費支出)
- バリューチェーンの地理的拡大に伴う感染性疾患(感染症)の影響
- 交通事故の増加

想定されるビジネス機会

- バリューチェーン上の従業員の労働環境改善
- 労働者への医療・福祉プログラムの整備
- 上記プログラムの従業員家族への拡張
- より健康的なライフスタイルへの適応支援
- 中間所得・低所得国のニーズにあった医療機器の製造販売
- 災害リスクが高い場所でのリスク緩和準備計画の策定
- 健康管理機関への投資資金提供
- コミュニティにおける疾患監視プログラム整備

3-1. 自動車排ガス規制における欧州基準

Euro6 中国、インド、ロシア、韓国などでも排出ガス基準として採用



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
欧州委員会(EC)	EU	域内で販売する自動車メー カー	自動車製造業、 石油製品製造 業、原油天然 ガス鉱業	3 すべての人に 11 住み続けられる 13 気候変動に 現体的な対策を 11 仕り 11 日本 11

ルール形成の状況

- 2014年に欧州連合(EU)において施行された自動車の新たな排出ガス規制である。 EU指令に基づき、自動車から排出される二酸化炭素(CO2)、窒素酸化物(NOx)、 粒子状物質(PM)などの有害物質の上限値が定められている。EU域内で自動車を販売するすべての自動車メーカーに適用されるため、基準を満たさない場合は、域内で自動車を販売することができない。
- 1991年に施行されたユーロの以降、ヨーロッパでの自動車排出ガス規制はユーロ1、ユーロ 2と順次規制が厳しくなり、有害物質の低減とこれに伴う健康被害の減少に寄与してきた。 早期により野心的な排出基準を設定することで、ディーゼル技術開発の継続を望む自動車 メーカーに配慮したともみられている。
- 基準をクリアするためには、新型エンジン開発や排出ガスを分解する後処理装置の装備などが必要なため、これをクリアできず撤退する自動車関連メーカーも出ている。
- この規制はヨーロッパだけでなく、多くのヨーロッパ車が走行する中国、インド、ロシア、韓国などでも排出ガス基準として採用され、または採用される見通しである。

ルールの概要

- EU域内では、2014年9月以降に発売されるすべての新車に適用され、既存車も2015年9月以降に登録される車に適用され、ディーゼル車の1キロメートル走行当り排出上限値を従来の180ミリグラムから80ミリグラムへ強化し、ガソリン車なみの環境基準とした。
- フォルクスワーゲンの排出ガス不正問題発覚後、実際の走行時の数値も規制対象とする RDE (Real Drive Emissions) 規制が導入された。

出所: http://ec.europa.eu/environment/air/transport/road.htm

参考:日本産業機械工業会調査報告 http://www.jsim.or.jp/kaigai/1702/001.pdf
Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

規制
リスク・脅威
自主的

法規制を伴うものであるため、強制力は強く、上段に位置づけられる。◇ ◆:自動車製造業では、新製品・新市場へのビジネス機会である一方、対応できない場合市場からの退出を余儀なくされる。また ◆: 化石燃料に係る産業においては、リスク・脅威と位置付けられる。

ルール形成による効果

- EUでは、大気汚染の減少、CO2排出量の削減が見込まれ、大気汚染に伴う健康被害の減少につながるとみられる。
- この規制は、中国をはじめ欧州外諸国でも基準 として採用された場合事実上の標準となることで、 このルールへの対応がレギュレーションリスクの軽 減につながる。
- 自動車業界にあっては、この規制にいち早く対応 したメーカーは市場における優位性を確立するこ ととなる。一方で、出遅れた各社は、規制対応コ ストが大きく膨らみ、場合によっては市場からの撤 退を余儀なくされることとなる。
- また化石エネルギー関連業界においては、製品 品質引上げが急務となるほか、長期的には市場 縮小の脅威となる。

3-2. 世界健康安全保障アジェンダ



感染症対策としての米国発多国間の取り組み。パンデミックを安全保障上の脅威と位置付けた場合、WTO適用外に

ルール設定主体	主な対象地域	対象	主な対象産業	関連する主なSDGs
世界保健機関(WHO)	グローバル	各国•各機関	医療品セクター (医薬品製造業、医薬品・ 化粧品小売業、医療用機械 器具・医療用品製造業)	3 すべての人に 17 パートナーシップで 日曜を達成しよう

ルール形成の状況

- 世界健康安全保障アジェンダ (Global Health Security Agenda(GHSA)) とは、世界各国での感染症対策の能力を向上させることを目的として、WHOでの既存の感染症対策の枠組みを拡げ、各国や国際機関とも連携して強化する多国・機関間の取り組み。
- 米国が主導して2014年2月に立ち上げられ、日本も参加している。
- 2001 年の米国同時多発テロ以降、米国や欧州では、感染症対策は、安全保障課題としても認識され、公衆衛生の観点のみならず、安全保障の観点からも取り組まれてきた。
- 2003 年の重症急性呼吸器症候群 (SARS)、2009 年の H1N1 型インフルエンザ、 2012 年以降の中東呼吸器症候群 (MERS)等の発生に対して、各国の公衆衛生の 体制強化・能力構築の必要性が強く認識され、アジェンダが発足した。

ルールの概要

- アジェンダに基づき「5年以内に30か国40億人を感染症の脅威から守る」として官民共同による対策が進められている。
- 上記のような経緯から、感染症のパンデミック対策は、米国では、安全保障対策としても位置づけられている。
- 安全保障上の脅威であるとした場合、「国内規格は、国家安全保障上の必要性など正当な理由が無い限り、国際貿易上の不必要な障害をもたらす目的で作られてはならない」とするWTO(世界貿易機関)協定の例外に関連するため、感染症対策の国内規格策定が可能となる。

規制 リスク・脅威 自主的 国際機関等による準公的な基準・規格として強制力の観点からは中段に位置づけられる。○:医療品セクターにおいて、自らの製品の技術規格が採用された場合、ビジネス機会が期待される一方、●:採用されない場合は、市場へのアクセスを制限され

ることとなる。

ルール形成による効果

- 公衆衛生にかかわるアジェンダでありながら も、安全保障の観点からの感染症対策の 側面もあるため、米国が安全保障上の脅 威と位置付けた場合、サイバーセキュリティ と同様にTBT協定(WTOのTBT協定(貿 易の技術的障害に関する協定))の例外と なる可能性が高いとみられている。
- 結果として、世界的なアジェンダと、自国の 技術規格を組み合わせて、デファクト化す ることになり、新市場での優位性を確立す ることになるとみられる。

出所: https://www.ghsagenda.org/

参考 防衛省防衛研究所 http://www.nids.mod.go.jp/publication/briefing/pdf/2015/201507.pdf
Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

3-3. *AU*モデル法



医療用品に関する規制枠組みの一致・強化と調和により、アフリカ連合諸国における医薬品規制の国内法への適合を促進

ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
アフリカ連合(AU) 国連開発計画(UNDP)	アフリカ	域内で販売を行う企業	医療品セクター (医薬品製造業、医薬品・ 化粧品小売業、医療用機 械器具・医療用品製造業)	3 サベての人に 健康と福祉を

ルール形成の状況

- AUモデル法は2016年にアフリカ連合加盟諸国によって採択された。
- 医療用品に関する規制を行う法律そのものがない、または医療用品が世界保健機関 (WHO) が推奨する基準を完全に満たしていない等の問題を解決するために、UNDPが 「アクセスと提供のためのパートナーシップ(ADP)」プログラムを通じて策定を支援した。このプログラムは「患者の新しい医療技術へのアクセスを向上させる」というものである。
- アフリカでは結核、マラリア、顧みられない熱帯病のための新しい医療技術の導入に関する 政策や規制枠組に大きな欠落が見られていた。AUモデル法は、アフリカにおける医療用品 に関する規制枠組を一致・強化することで、規制当局の医療用品の販売承認の予測可能 性や効率性の改善および審査の重複をもたらすとともに、患者の新しい医療技術へのアクセ ス向上を通じて、彼らの健康状態を改善させることを目的として制定された。
- これまで、UNDPの支援に基づき、コートジボワール、レソト、セイシェル、スワジランド、タンザニア、ジンバブエがAUモデル法を利用して、自国の医療用品に関する既存の政策と規制枠組の見直しを行った。2020年までに25か国での実行が目標とされている。

ルールの概要

• アフリカ各国での医療品の販売に向けた要件とプロセスを規定。各国の規制当局の存在を前提としながらも、次の部分の一致・強化を図っている。1.技術登録とマーケティング、2.製造・流通ライセンスの付与、3.製造設備の品質と安全性検査、4.臨床試験の承認、5.控訴手続。

規制
リスク・脅威
自主的

各国の規制の一部を形成するものであるため、強制力は強いものとして、上段に位置づけられる。また主な対象は、医療品に係る産業となるが、本ルールでは、新製品・新市場へのビジネス機会であるとして、◇のように考えられる。

ルール形成による効果

- モデル法により見直しを実施した国では、 自国の市場へのアクセス改善を通じて、自 国の医療状況の改善が見込まれる。
- 医療品業界にあっては、規制の統一化に より、レギュレーションリスクが軽減するととも に、アフリカ市場におけるオペレーショナルコ ストならびにバリューチェーンコストの低減に つながる。
- •また、この規制への対応が、新しい市場へのいち早い進出を通じて、新市場における優位性を確立することにつながる。

出所: http://adphealth.org/upload/resource/AU%20Model%20Law.pdf

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

目標4:質の高い教育をみんなに

全ての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ルール形成の動向

- 教育は国家間あるいは国内での教育格差が生じた場合、経済と雇用に大きな影響を与えることになる重要な課題であるものの、公的な取り組みに依存する部分が大きく、企業に関するルール形成の観点からは他のゴールと比較して、進展が少ない状況であった。
- しかし、国家間での競争も激化し、官民一体でビジネス機会の創出につなげていこうとする向きもあり、規制になじまないと考えられていたこうした分野においても、ビジネス機会の創出といった観点から、規格策定を中心としたルール形成が進められている。
- テクノロジーの進展により、ルールが大きく変化する可能 性のある分野である。

関連する主なルール

- 教育のためのグローバルパートナーシップ
- ISO21001 教育機関のマネジメントシステム 規格
- (フィンランドの教育モデル輸出戦略)
- (ICTを活用したプラットフォーム整備、技術標準化)

想定されるビジネスリスク

- 非識字者・機能的非識字者の存在とこれに伴う雇用機会・所得創出 機会の限定
- 技術の飛躍的進歩と経済環境変化に伴うスキルギャップの拡大
- 国家間・国内でのナレッジデバイドの発生・拡大
- 教育・スキル開発の停滞から派生する安全衛生基準や生産性の低下

想定されるビジネス機会

- 自社の投資効果を高めるためのパートナーとの協働。これまで社会から 取り残されてきたグループを教育と雇用を通じて経済活動に組み込む
- 健康・栄養・衛生などの社会課題解決への取り組みによる新製品市場 形成のための教育プログラム活用
- 部品・原材料サプライヤーへの教育・訓練によるサプライチェーンの生産 性とサステナビリティの強化
- バリューチェーン内の国々での学習改善のためのパートナーシップとこれによる多様な人材のパイプラインと経済改善への長期投資
- ステークホルダーと連携した持続可能なライフスタイルに関する啓発

4-1. 教育のためのグローバル・パートナーシップ



ルール設定主体	主な対象地域	対象	主な対象産業	関連する主なSDGs
教育のためのグローバル・ パートナーシップ(GPE: Global Partnership for Education)	グローバル	支援国、途上国、参加団体	教育·学習支 援業	4 質の高い教育を みんなに 17 パートナーシップで 日標を達成しよう

ルール形成の状況

- 教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE) とは、ミレニアム開発目標 (MDGs) に 含まれていた「2015年までの初等教育の完全普及」の達成に向けた国際的な教育支援 機関、パートナーシップである。
- 2002年に世界銀行主導で「ファスト・トラック・イニシアティブ」の名称で設立された。
- GPEは教育に関する唯一の国際的パートナーシップである。パートナーの途上国65カ国に対して支援国は20カ国を超え、市民社会組織、教師、慈善財団などが参加している。
- 8億7,000万人の子どもに、とりわけ優先的に最も貧しい子ども、最も脆弱な子ども、紛争の被害を受けた子どもに、質の高い教育を提供している。
- 現在、65カ国の発展途上国を支援し、貧困層、最貧困層、脆弱性と紛争の影響を受けた国に住む人々に優先順位を付け、基礎教育を提供している。とりわけ女子を対象として、包摂的かつ公正な質の高い教育の機会を拡大するよう尽力している。
- GPEの目標として、37の詳細な成果指標が計画に盛り込まれており、これらの指標はGPE が掲げる効果と効率への要求が反映されている。さらに指標によって、脆弱性や紛争の被害を受けた国の進捗状況を比較しながらのフォローアップが可能となっている。

ルールの概要

• 資金をドナー国から受け取る受益者側の途上国は、国家予算の20%を教育に割り当てるよう促される。そしてそのかなりの割合(45%)が初等教育に向けられる。

出所: https://www.globalpartnership.org/

参考:外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/education/

リスク・脅威

世界銀行主導のパートーシップでありながらも、自主的な取り組みであるため、強制力の度合いは低い。そのため、下段に位置づけられる。またこれに係る参加団体ほか参加者においては、参画により、今後の教育にかかわるビジネス機会につながるものと考えられるため、〇と置くことができる。

ルール形成による効果

自主的

規制

・世界的な課題である初等教育未就学児 童への完全普及に向けた唯一の国際的 パートナーシップとなっており、受益者側の 途上国においても、国家予算の20%を教 育に割り当てるよう促すルールはデファクトと して機能している。

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

コラム) 「フィンランドの教育モデル輸出戦略」



ルール形成の状況

- 技術の飛躍的進歩と知識基盤型経済は、新しいタイプとレベルのスキルとコンピテンシーを必要とするが、従来型の教育がこれらの新しいニーズに十分に応えられているとは言えない。適切な学習と能力開発を受ける機会が十分にないことにより、国家間と国内でナレッジデバイド(知識格差)が生じ、経済と雇用に大きな影響を与えていることが問題視されているなか、思考力や自主性を重んじるフィンランドの独自の教育方法は、評価が高く、フィンランドは国際的な学力調査で常に上位にランキングされている。
- フィンランドの教育法を学ぶために、世界各国から視察も多く訪れている。こうした他国からの関心の高さを受け、2010年、当時の教育文化相が主導してフィンランドの教育輸出戦略(Finnish Education Export Strategy)が策定され、2015年までに教育輸出を大幅に拡大することを目標に掲げられた。
- 教育の輸出産業化において、フィンランド政府が中心となり、企業・教育研究機関と連携してソリューションの開発・実証・改善に取り組み、海外市場への展開を図っている。
- 海外市場へのスケールを持った教育モデル輸出のために、ICTも活用されている。たとえば①公的機関が教育ICTソリューション開発を補助し、その輸出を目指す、②公的機関が中心となり、ICTを含む関係アクターを連携させることで他国に商談を展開し、プロモーションを図る、③他国政府機関等と教育ICTに係る共同研究を行う、などの事例もみられる。
- 例えば、①の事例として、フィンランドの技術省(TEKES)が実施するLearning Solutions Programmesでは、教育文化省・ 国会教育委員会と共に、教育手法とICTを融合した教育ソリューションの開発・輸出を支援するため、5年間で73億円を投じている。また、②の事例としては、フィンランド大使館商務部(Finpro)のFuture Learning Finland Programmeでは、アジアや中東を主なターゲットとして、ソリューション輸出に向けたプロモーション・商談開拓を行うもので、一定の効果を上げている。さらに、③の事例としては、中国・フィンランド教育省が共同で進めるSino-Finland Learning Gardenがあげられる。2014年に開始した同プロジェクトでは、両国の教育省、大学、企業が参画し、教育システムの改善を図っている。

出所:総務省、平成26年度教育分野における先進的なICT利活用方策に関する調査研究報告書(平成27年3月)

コラム) ICTを活用したMOOCs、遠隔教育における プラットフォーム整備、技術標準化



ルール形成の状況

- MOOCsとは、Massive(ly) Open Online Coursesの略で、「大規模公開オンライン講座」と訳される。米国MIT(マサチューセッツ工科大)が先駆けとなったOCW(Open Couse Ware)を皮切りに様々な機関が多数のプラットフォームを立ち上げている。
- MOOCsの運営方法、ビジネスモデルは各プラットフォームで異なっているが、基本的特徴は以下のようにまとめることができ、さらに、学問/学習教育、非営利/営利の観点から、4種に分類できる。
- ①学習・非営利型の事例としては、MITとハーバード大学が共同で6000万ドルを拠出し、新たな組織を設立、MOOCsプラットフォームを運営し始めた例があげられる。現在では60を超えるメンバー機関(世界の大学、教育機関)により、300を超えるコースが提供されている。また、②学問・営利型としては、スタンフォード大学教授により設立されたCourseraが、400を超えるコースを多言語で提供、1000万人の登録者を抱えている成功事例である。修了証発行料、企業への人材紹介料、コース教科書における広告料、大学へのプラットフォーム利用料等から収益を上げている。
- こうした背景にある教育・ICTに係る技術動向としては、①クラウド ②学習記録データ管理・ビッグデータ ③HTML5(マルチプラットフォームへの対応)があげられる。特に②の学習記録データ管理・ビッグデータについては、米国の標準化団体ADLがeラーニングとその学習記録データの記録方式に関する国際標準SCORMを定義している。SCORMは広く普及した規格であるが、制約があったため、ADLが新たに学習記録データの記録方式の国際規格としてExperience APIの仕様を策定した。

【MOOCsの特徴】

Massive
Open online
Courses

- 受講者数が大規模である(一口座数万人規模)
- インターネット接続環境があれば、世界中誰でも受講できる。
- 複数调にまたがる連続講義
- 動画が短時間(10分程度)で受講者負担を軽減
- 小テストや課題提出を課す場合が多い
- 受講者同士、受講者・講師間のコミュニケーションが重視されている
- 認定証などが出る場合がある

【MOOCsの分類】 非営利 ①学問・ 非営利型 ③学習教育・ 非営利型 学習 教育・ 営利型 ②学問・ 営利型 ②学問・ 営利型 ②学問・ 営利型 ②学問・ 営利型 ②学問・ 営利型 ②学問・

出所:総務省、平成26年度教育分野における先進的なICT利活用方策に関する調査研究報告書(平成27年3月)

4-2. *ISO21001* 教育機関のマネジメントシステム規格



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
国際標準化機構 (International Organization for Standardization)	グローバル	すべての組織	教育·学習支 援業	4 質の高い教育を みんなに

ルール形成の状況

- ISO21001は、2014年に策定が開始され、2018年に公開予定のISO規格である。
- 2005年に欧州においては、「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」が作成されている。これは、教育機関の質の確保は、必ずしも成果を保証するわけではないものの、教育機関が学習者を刺激し、学習者が期待する質の水準を確保できるようにするため、その品質確保は重要であるとの考えに基づく。ISO21001 はこのガイドラインが求める要件に沿う為の有用な規格として考えられている。
- 教育機関が効果的な教育マネジメントを実践し、ステークホルダーのニーズと期待を把握し、 実現することを可能にするための規格として、ISO9001(品質マネジメント) を基に策定されている。
- ISO21001の対象は、大学等の高等教育機関もその範囲に含まれ、幼稚園から高等教育、職業訓練センター、eラーニングサービスまで、あらゆる種類の教育機関に役立つように意図されている。

ルールの概要

• ISO9001が、一貫した製品・サービスの提供と顧客満足向上のための規格であるのに対して、21001は教育機関としての社会的責任の役割を認識し、顧客である学習者だけでなく、その他のステークホルダー(高等教育においては、学習者の家族、労働市場、政府等)の存在を考慮し、彼らのニーズや期待に応えることを要求している。その結果として、サービス提供のほか、社会的責任やアクセシビリティ、倫理的責任、個人情報保護についても考慮した教育機関向けの共通の管理ツールを提供している。

出所:https://www.iso.org/standard/66266.html



国際機関が定めた標準化規格であり、強制力の程度は法規制ほどには高くはないものとみられ、中段に位置づけられる○:認証取得者においては、ビジネス機会の確保とリスクの軽減が期待される一方、●:認証取得を行わない場合は潜在的なリスクと向き合うこととなる。

ルール形成による効果

- 認証取得企業においては、短期的には、 認証取得にかかる体制整備につき、オペレーショナルコストが増加する。
- 一方で、長期的には、認証取得に取り組むことで、教育機関として品質マネジメント向上を通じた、提供するサービス価値の強化と競争力向上につながる。
- 欧州高等教育圏におけるガイドラインに沿 う形での国際規格とすることで、将来の規 制リスクの軽減にもつながる。また、デファク トとして機能し、認証取得を一定の非関 税障壁として利用することが可能となる。

目標5:ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る



ルール形成の動向

- ジェンダーダイバーシティは国家的な課題でもあり、各国が、強制力を持つ規制の形で、積極的に取り組んでいる。とくにEU諸国の規制が先行している。しかしながら、どの国でも何らかの形で女性差別は存在しており、その進捗度合もさまざまである。
- 人材と生産性の面でもその損失は大きく、グローバル企業でも、女性のエンパワーメントについて、ルールの形成を積極的に支持する動きがある。スキルのある人材定着やレピュテーションの向上につながるといったリスクの軽減と新市場(セグメント)におけるビジネス機会の増大の可能性が期待されているとみられる。

関連する主なルール

- 国連 ビジネスのための行動規範 性的マイノ リティLGBTIに対する差別撤廃に取り組む企 業を支援するための行動基準
- 非財務情報・多様性情報開示に関するEU 指令
- 男女平等法

想定されるビジネスリスク

- 女性差別の存在。法律や政策を通じたものも、ジェンダーへの固定観念、 社会通念や慣行によるものなど。
- 不十分な出産・育児政策の結果としての雇用ギャップ
- 女性のエンパワーメント不足による貧困、不平等、女性に対する暴力
- 男女の賃金格差による人材と生産性の面における経済的損失
- 人身売買を含む性暴力や性的搾取に加え、無償ケアや家事労働の不 平等な分担は、経済面におけるジェンダー平等を構造的に阻害

想定されるビジネス機会

- ジェンダーの多様性、平等の推進は人材定着の鍵となる。役員レベルの多様性はより幅広い経験からより良い意思決定が可能となるためプラスとなる。
- 女性の経済的エンパワーメントの支援
- インフォーマルで脆弱な仕事についている女性を含むバリューチェーンにおける製品・サービス・コミュニティ投資を通じたトレーニング、支援ならびに市場とサプライチェーンへの参加機会の提供
- 女性従業員の採用・育成・定着支援のための施設、工程、そして文化の適応
- 企業の取締役会および経営幹部における女性の割合を増ややし、女性支援プログラムへの投資、バリューチェーン上の組織への同様の働きかけ
- 女性のエンパワー原則をコアビジネスの運営とバリューチェーンへの組入れと同業 者への実行推奨
- 女性企業家、小規模事業者に向けた金融商品設計と資金供与拡大
- 相続法、財産権に起因する男女間の土地所有権の不平等是正に向けた取り 組みとより効率的な土地活用・女性農家支援
- 女性起業家間のメンターネットワーク確立

5-1. 国連 ビジネスのための行動規範

STANDARDS OF CONDUCT FOR BUSINESS 性的マイノリティLGBTIへの差別撤廃に取り組む企業を支援するための行動規範



上が、インジンイEGDII、WAEが助放光になり配も上来で又汲するための11到が単							
ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs		OGs	
国連人権高等弁務官事務 所(OHCHR)	グローバル	参加企業 (アクセンチュア、コカ・コーラ、 ドイツ銀行、EY、Gap、イケア、 マイクロソフトなど)	全産業	5 ジェンダー平等を 実現しよう	12 つくる責任 つかう責任	17 バートナーシップで 日曜を設成しよう	
						1 × + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1	

ルール形成の状況

- 2017年9月に発表された、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)により、LGBTI※ 差別の解消に取り組む企業に向けた行動規範である。
 - ※LGBTI: 国連のLGBT人権推進プロジェクトでは、性的マイノリティの総称として「LGBTI」を使用し、インターセックス(性分化疾患:先天的に染色体、生殖腺、もしくは解剖学的な性別が非定型である状態)も含めている。
- 2011年に国連人権理事会が全会一致で承認した「ビジネスと人権に関する指導原則」をもとに、OHCHRを中心として世界各地の企業との協議を経て作成された。
- 企業のLGBT施策の評価指標はこれまで、各国のNGOが主体となり、その国の法的な事情などに鑑みながら策定されてきたが、国連によって初めてグローバルな統一基準が示されたかたちとなった。
- アクセンチュア、コカ・コーラ、ドイツ銀行、EY、Gap、イケア、マイクロソフトなどの企業がこの 行動基準を採用し、支持を表明している。

ルールの概要

- ルールは5つの行動基準から構成されている。
- どんなときも、①人権を尊重する
- 職場において、②差別を取り除いていく、③支援を提供する
- 市場において、④他の人権侵害を防ぐ
- **コミュニティにおいて⑤公の領域で行動する**

出所: https://www.unfe.org/standards/
Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.



国際機関が定めた規範であり、直接には法的拘束力をもたないため、強制力の程度は下段に位置づけられる。但し、影響ネカは大きい。○:参加企業にスおいては、リスクの軽減が期待される一方、●:参加しないものの、参加企業のバリューチェーン内に位置する場合、ビジネスリスクはより高くなるものとみられる。

ルール形成による効果

- 参加企業においては、自社の取り組みを対外的 にコミットすることで、自社ブランドの向上につなげ ることが期待される。
- またこうした取り組みをアピールすることで、参加していない企業との差別化を図り、優秀な人材確保とそれに伴う競争力の向上など、自社の製品・サービス価値の強化にもつなげるねらいがある。また、こうした課題に取り組みことで、将来の規制リスク、オペレーショナルリスクの軽減につながる
- ルールではサプライヤー、顧客、ビジネスパートナーへの働きかけや言明している。したがって、参加企業のバリューチェーンに与する場合、今後のアクション次第ではリスクとして顕在化する可能性がある。

5-2. 非財務情報・多様性情報開示に関する

EU指令 Directive 2014/95/EU 欧州域内の6000社が対象



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs		
欧州委員会(EC)	EU	域内企業 (従業員数500人を超える 社会的に重要な影響力のあ る大会社)	全産業	5 ジェンダー平等を 実現しよう	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 日保を提供しよう

ルール形成の状況

- 2014年に公表された環境・社会・ガバナンス(ESG)問題の是正に取り組む大企業やその 他事業体を対象にした、非財務情報・多様性情報についての開示に関するEU指令である。
- 2003年の「EU会計現代化指令」により規定された非財務情報の開示、及び2006年に 導入されたコーポレート・ガバナンス・ステートメントに関して、非財務情報の開示を強化する 内容となっている。
- EU加盟国は国内法において、指令に対応するよう義務付けられており、各加盟国の国内 法により、企業は2018年以降のアニュアルレポート等により開示することが求められる。
- 取締役会の多様性に係る情報開示は、EU域内の証券取引所上場を前提としている。

ルールの概要

- 域内の大規模な上場会社等(会計年度の平均従業員数が500人超の大規模な社会的な影響が大きい企業」、具体的には上場会社、金融機関、保険会社)は、株主が事業経過、経営成績、財政状態、事業活動の環境的・社会的な影響を理解するために必要な範囲で、CSR情報を中心とした広範な非財務情報をアニュアルレポート等に含めなければならない。なお、グループ内の個別の会社単位でなく、グループ全体としての開示が求められる。
- 域内で上場している大会社は、更に、取締役会の多様性に関して方針とその目的について、 情報開示が義務づけられる。この多様性とは、年齢、性別、地域多様性、学歴・職歴など を指す。



法規制を伴うものであるため、強制力は強く、上段に位置づけられる。◆■:対象企業では、規制対応が必要になるほか、EU域外での潜在的な規制リスク回避やレピュテーション向上につながる。

■: EU域外企業においては、非関税障壁として機能する可能性もある。

ルール形成による効果

- 対象企業においては、短期的には、情報開示に 係るオペレーショナルコストが増加する。
- 一方、長期的には、こうした情報開示の前提となるジェンダーの平等、多様性の確保に取り組むことで、直接及び間接の差別をなくす企業文化の醸成やレピュテーションの向上につながる。さらにEU以外の他国において事業を行う場合、潜在的な規制リスクを軽減することになる。
- EU域外企業においては、非関税障壁として機能する可能性がある。
- EUにおいては、非財務情報開示に関する先進国としての認知が確立される。

出所: https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting/non-financial-reporting_en

5-3. 男女平等法

男女同一賃金につき、従業員25人以上の事業者へ証明書取得を要求



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
アイスランド政府	アイスランド	国内の従業員25人以上の企業及び機関	全産業	5 ジェンダー平等を 実現しよう

ルール形成の状況

- アイスランドでは、1961年に男女平等賃金の支払いを義務付ける法律が施行され、1976年には男女平等法が成立した。男女平等に関する国際比較では第1位に評価されているにも関わらず、統計調査でみるかぎり、男女平等は達成されていなかった。
- そこで、アイスランドは2022年までにジェンダーによる男女間の賃金格差を完全になくすこと を国の目標として掲げている。
- 新法は2017年に与野党の賛成により成立し、2018年1月1日に発効した。
- 雇用者側は、職位が同じ、または同じ内容の仕事に対し、男女で平等の賃金を支払ったことを示す証明を取得しなければならず、賃金ポリシー、評価、賃金決定プロセス等多角的に審査される。個々の従業員の勤続年数、学歴または受けた訓練、経験、職場にもたらすことができる価値に応じて賃金に差をつけることは認められる。

ルールの概要

- 25人以上の従業員を雇用する企業及び機関は、認証専門機関から、新制度に準拠している旨の証明書(有効期間3年)を取得し、3年間有効な証明書が発行される。
- 同一賃金の支払いを証明書を取得していないか、または期限までに賃金証明書を更新できなかった場合、行政当局に報告され、罰金を科される。
- 経過措置として、小規模企業は、2021年12月31日まで新法の適用を免除されるが、すべての政府省庁と行政機関、一部の企業(従業員250人以上)は、2018年12月31日までに新制度に従う必要がある。



法規制を伴うものであるため、強制力は強く、上段に位置づけられる。◆:対象となる企業・機関では、即時の対応が求められる。アイスランドにおける新規ビジネスを考慮している場合も考慮すべき要件となる。

ルール形成による効果

- 対象企業においては、短期的には、賃金格差の 是正ならびに証明書取得あるいは罰金支払い に係るオペレーショナルコストが増加する。
- 長期的には、ジェンダーの平等に取り組むことで、 直接及び間接の女性差別をなくす企業文化の 醸成やレピュテーションの向上につながる。
- 強制力をもつ規制の事例が生まれたことで、他 国において事業を行う場合であっても、潜在的 な規制リスクは大きくなる。
- アイスランド国においては、男女平等に関する先 進国としての評価を確立させることにつながる。

出所: https://www.government.is/news/article/2018/01/04/New-Icelandic-law-on-Equal-Pay-Certification-entered-into-force-on-January-1-2018/

Copyright $\ @$ 2018 JETRO. All rights reserved.

目標6:安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



ルール形成の動向

- 水質、水の利用可能量、水へのアクセスといった水に 関するリスクは、近年、企業の事業活動にインパクトを 及ぼすリスクの中でも上位に位置づけられている。そして、多くのセクターがリスクに直面している極めて重要な 資源であるとの認識を基にルール形成が進められている。。
- 水はその共有的資源である性質から、サプライチェーンも含めた様々な主体が関与しうる形でのアプローチが適しているとして、まず自主的なルールとして関連する概念が整理され、評価方法も統一されつつある。併せて、標準化としての規格形成も進められている。
- ビジネス機会の増大というよりはリスク軽減のための ルール設定の色彩が現時点では強い。

関連する主なルール

- ウォーター・スチュワードシップの水資源を統合 的に管理するための行動規範
- ISO14046 ウォーターフットプリント規格
- CEO ウォーター・マンデート
- 安全な上下水道と衛生設備プログラム (WASH)

想定されるビジネスリスク

- 水は基本的な資源。健全な生態系、豊かな地域社会、安定した経済 発展を支えるため、清潔な水と衛生の確保は不可欠である
- 気候変動や過剰な水資源採取により、水資源が得られなくなった場合、水消費の多い作物やその加工施設は、座礁資産のリスクに直面する
- 水使用管理(ウオータースチュワードシップ)
- 水の利用可能性と水質は、汚染や気候変動の影響、人口増、消費 増によって脅かされている

想定されるビジネス機会

- 水使用の効率改善のための工程・施設・機器の改善
- クローズドループ、水リサイクル・中水利用
- 低コストな送水ポンプと衛生技術の開発・製造
- 職場での安全な水と衛生へのアクセスの実行を求めるWASH誓約
- 統合水資源·流域管理
- 水の価値の会計への取り込み
- 争水・淡水化施設、水道インフラ改善

6-1. ウォーター・スチュワードシップ

水資源を統合的に管理するための行動規範



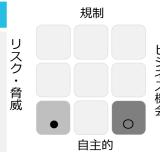
ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
世界自然保護基金 (WWF)ほか	グローバル	賛同した企業 (コカ・コーラ、マークス& スペンサー、SABミラー、 H&Mほか)	全産業 (飲料・たばこ・飼 料製造業、卸売業、 小売業等)	6 安全な水とトイレ を世界中に 13 気候変動に また 中分う サララ

ルール形成の状況

- 「ウォーター・スチュワードシップ」とは、すべての関係者が統合的に水資源を管理するための 行動規範である。特定の地域の水の課題に対応するための手段として効果があるとされる。 2008年ごろから欧米を中心に一段と注目を集めるようになった。
- それぞれのステークホルダーがこの責任ある水資源の総合的管理に向けた行動規範に則り、 水資源マネジメントを実施することにより、社会的に公正かつ環境的に持続可能で、経済 的にも有益な水の利用を促進する。そして、自らの水利用と集水環境、そして水管理、水 収支、水質、重要な水関連分野に関する共有リスクを理解し、その上で、人と自然に有益 となる有意義な行動を起こすことが期待されている。
- 世界自然保護基金(WWF)等さまざまな国際NGOが、この「ウォーター・スチュワードシップ」を推進し、企業の自主的な水リスクへの対処を積極的にサポートしている。
- 近年、企業が「水リスク」により高い関心を寄せる背景には、英国のNGO「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト」(CDP)の影響もある。2010年から水についても「CDPウォーター・ディスクロージャー」調査で情報開示の要請を始めており、CDPウォーターへの署名機関数は大幅に増加し、企業にとってその存在は無視できないものとなっている。回答企業数も大幅に増加している。

ルールの概要

• WWFが推奨する対処の手順は、(1)水の意識向上、(2)水の影響に関する知識、(3)社内での行動、(4)集団行動、(5)ガバナンスへの影響、の5つのステップで構成されている。



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。 ○:参加企業においては、大きなビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。 ●:参加しない場合は潜在的なレピュテーションリスクと向き合うこととなる。

u u 177-157- L 7 -

ルール形成による効果

- 参加企業は、水利用に係るオペレーショナルリス クならびにバリューチェーンリスクを軽減することが 可能になる。またこうした取り組みにより、レピュ テーションリスクの軽減にもつながる。
- 水の使用効率の改善により、オペレーショナルコストの低減のみならず、水利用の重要性を意識することで、将来のオペレーショナルリスク、バリューチェーンリスクの軽減につなげることが可能となる。併せて、水を利用しない工程・製品といったイノベーションによる成長機会も持つこととなる。
- 一方で、アクションが遅れた場合、レピュテーションリスクのみならず、潜在的に将来の操業自体を脅かす脅威となるとみられる。

出所: http://wwf.panda.org/what_we_do/how_we_work/our_global_goals/water/water_management/

6-2. ISO14046 ウォーターフットプリント

水の使用および水質汚染による環境影響を算定するため(製品の)ライフサイクルまでを考慮した国際規格



(TCHHO))) I))	1 7 7 7 6 7 6				
ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連す	る主なSDGs
国際標準化機構	グローバル	認証取得企業	エネルギー、食 品、農業、製造 業、公益事業 ほか	6 安全な水とトイレを世界中に	14 海の豊かさを 守ろう
ルール形成の建設				規制	国際機関が定めた標準化規

ルール形成の状況

- 食糧・工業製品の生産・使用・廃棄に係る水消費や水系への汚染物質の排出が水資源の利用可能性を低下させている。製品・サービスの産出や消費に伴って直接及び間接に消費される水の総量の推計値をウオーターフットプリントとして、水資源の持続可能な利用を進めるために有効なツールとなっている。
- 2009年にウォーターフットプリントの国際規格化が決定された。
- 2014年に新たな国際規格として策定された。①ウォーターフットプリント算定結果の報告に関する信頼性の確保、②水の評価が困難な ISO14040、14044 に代わる手法の確立、③複数のイニシアティブによるウォーターフットプリント算定手法の乱立防止を目的とする。
- 水の使用効率の改善、ならびに、製品、製造工程および組織での水資源管理の最適化が可能となる。加えて、ウォーター・フットプリントを評価することで、産業界、政府、非政府組織などの様々な組織の意思決定者は、水資源に関する彼ら自身の潜在的影響を把握することができるようになるとされている。

ルールの概要

- ライフサイクルアセスメントに則った評価を要求。原料の調達から製造の最終工程、さらに、 製品の物流、使用および廃棄までを考慮したインベントリ分析と影響評価が主要な構成要素となっており、影響評価まで実施したものをウォーターフットプリントと呼称している。
- 水資源の利用可能性の観点から量的側面だけでなく、質的側面(汚染)も評価する。

出所: https://www.iso.org/standard/43263.html
Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.



国際機関が定めた標準化規格であり、強制力の程度は法規制ほどには高くはないものの、中段に位置づけられる。〇:認証取得者においては、ビジネス機会の確保とリスクの軽減が期待される一方、●:認証取得を行わない場合は潜在的なリスクと向き合うこととなる。

- 認証取得企業では、水の使用効率の改善により、オペレーショナルコストの低減のみならず、バリューチェーンリスクを軽減することが可能になる。またこうした取り組みにより、レピュテーションリスクの軽減にもつながる。
- ライフサイクル全体を考慮することで、規制も含めた将来の水に係るリスクを軽減するだけでなく、水を利用しない工程・製品といったイノベーションによる成長機会も持つことになる。
- 将来、より希少性が高くなるとみられる淡水について量的・質的側面を考慮することで、潜在的に将来の操業自体を脅かす脅威を軽減させることが可能となる。
- 共有的資源である水に関してマルチステークホル ダーが共通の尺度をもつことが可能となる。

6-3. CEOウォーター・マンデート

グローバル・コンパクトが発行する水資源管理ガイド



ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
国連グローバル・コンパクト	グローバル	140社(2018年3月現 在) 日本企業はサントリーホール ディングス、キッコーマンの2社	飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業等	6 安全な水とトイレ

ルール形成の状況

- CEOウォーター・マンデートは、2007年に発足した国連グローバル・コンパクトのイニシアチブであり、水資源問題のグローバルプラットフォームである。コカ・コーラ、リーバイ・ストラウス&カンパニー、SABミラー、スエズほか多国籍企業6社のCEOが、直接的な事業とサプライチェーンでのよりよい水利用を目的として発表し、参加を呼びかけた。
- 水の持続可能性に関する方針と実践について、企業の実践及び情報開示を支援するもので、参加企業には以下の6つのエリアでの取り組みを求めている。①直接事業(Direct Operation)、②サプライチェーンと流域管理(Supply Chain and Watershed Management、③コレクティブアクション(Collective Action)、④公共政策(Public Policy)、⑤コミュニティ・エンゲージメント(Community Engagement)、⑥透明性(Transparency)。
- 2015年に、多様なステークホルダーによる清廉潔白なウォータースチュワードシップ・イニシア チブを実現するための包括的なガイドを公表。持続可能な水資源管理の実現に向け、効 果的かつ透明性の高い形でウォータースチュワードシップ・イニシアチブを発展させるためのグッ ドプラクティスを示したもので、水資源管理に関する包括的なフレームワークとなっている。

ルールの概要

• ガイドの中では、水スチュワードシップ・イニシアチブの誠実性を実現するための7つの運営上の原則が提示されている。それらは「OUTCOMES(イニシアチブが目指す成果)」「PEOPLE(イニシアチブにおける参加者の行動)」「PROCESS(イニシアチブをガバナンスするプロセス)」の3分野に分けられている。

出所: https://ceowatermandate.org/

リスク・脅威

自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。
○:参加企業においては、大きなビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。 ●:参加しない場合は潜在的なレピュテーションリスクと向き合うこととなる。

自主的 ルール形成による効果

規制

- 参加企業では、マルチステークホルダーパート ナーシップを通じたアプローチにより、バリューチェーンに係るリスクの軽減のみならず、その実践と情報開示により、自社ブランドの向上につなげることができる。
- また水利用の重要性を意識することで、将来の オペレーショナルリスク、バリューチェーンリスクの軽 減につなげることが可能となる。併せて、水を利 用しない工程・製品といったイノベーションによる 成長機会も持つこととなる。
- 一方で、アクションが遅れた場合、レピュテーションリスクのみならず、潜在的に将来の操業自体を脅かすことになるとみられる。

6-4. 安全な上下水道と衛生設備プログラム

WASHへの誓約の原則及びガイダンス



ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連	車する主なSDGs	
持続可能な開発のための世 界経済人会議 (WBCSD)	グローバル	43社	水ストレス下にある国に 立地する全産業	6 安全な水とトイレを世界中に	3 すべての人に 11 住み続けられる まちつくりを	
ルール形成の状況				規制	自主的なルール・取り組み	

- 世界人口の3分の1は安全なトイレに、世界人口の10%は安全な飲料水にアクセスできず、リまた8人に1人はオープンな場所で排便を行っている。逆に、水と衛生設備に1ドル投資すれた、労働生産性の向上と欠勤の減少により、4.3ドルの収益をもたらす状況にある。
- 安全な水と公衆衛生と衛生状態(WASH)へのアクセスを確保することを目指す、持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)による宣言である。
- 職場におけるWASHへのアクセスに関して、セルフアセスメントツールが提供されている。
- このWBCSD WASH Pledgeの実施支援資料は、職場でのWASHに関する国際的なベストプラクティスがどのようなものであるかを概説し、政策提言(権利擁護)の資料や実施に関するガイダンスを提供している。
- 2017年には、循環型水資源管理のソリューションやイノベーション、ベストプラクティスを紹介した「ビジネスのための循環型水管理ガイド」によりケーススタディを公開している。

ルールの概要

- 署名により、企業は署名後3年以内にすべての敷地内のすべての敷地内の全従業員が適切な水準で安全なWASHへのアクセスを実施することをコミットする。
- 現時点の実績を評価するとともに、ギャップを特定し、改善に向けたアクションを策定する。

出所: https://www.wbcsd.org/Clusters/Water/WASH-access-to-water-sanitation-and-hygiene/WASH-at-the-workplace-Pledge

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。
○:参加企業においては、ビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上、新市場へのアクセス等)につながることが期待される。 ●:参加しない場合は潜在的なレピュテーションリスクと向き合うこととなる。

- プログラムに取り組む参加企業では、グローバルな主要課題解決に参画する機会となるほか、従業員の不衛生な状態からの回避と健康増進という結果により、オペレーショナルリスクの軽減にもつながることとなる。
- マルチステークホルダーパートナーシップを 通じたシステムベースのアプローチにより、バ リューチェーンリスクの軽減だけでなく、レピュ テーションリスク軽減にもつながる。

目標7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセス を確保する



ルール形成の動向

- よりクリーンかつ持続可能なエネルギーへの移行・転換を 志向したルール形成が行われている。
- 脱炭素による気候変動リスクへの対応を企図している。 また、エネルギー効率向上による資源効率の大幅な改善と、環境制約から解かれた経済成長とが期待されている。
- このようなルール形成により、企業はエネルギー効率向上(省エネ)によりwin-winの結果を得られるばかりでなく、いちはやくルールを形成した国・企業が大規模な新規の市場における優位性、すなわちビジネス機会を確立することになる。
- ルール形成者側では、先進的な規制を打ち出すことで、 デファクト・スタンダードを確立するほか、イノベーションによ る成長を生み出し、雇用創造等につなげる狙いもみら れる。

関連する主なルール

- EU再生可能エネルギー指令 2009/28/EC
- RE100
- カリフォルニア州ZEV規制

想定されるビジネスリスク

- エネルギーコストの長期的な上昇トレンド
- 低炭素化と効率向上に向けた技術開発のための巨額の投資
- 供給エネルギーの質・信頼性・安全性
- 化石エネルギー使用に伴う温室効果ガス排出の増加
- 世界の最貧層のエネルギーアクセス状況改善の停滞

想定されるビジネス機会

- エネルギーインフラと技術の開発
- より効率的なマイクログリッド技術の開発
- 持続可能なエネルギー源により稼働する産業機械、車両、船舶、航空機の開発
- サプライヤーの再牛可能エネルギー使用の促進・支援
- 操業における再生可能エネルギー比率向上
- エネルギー消費を低減する商品のイノベーション促進、使用時におけるエネルギー効率改善
- 消費期限切れ食品からのエネルギー創造
- 再生可能エネルギーへの転換を促進する金融商品の設定、開発費用 の負担

7-1. EU 再生可能エネルギー指令

* * * * * * *

2009/28/EC 域内における再生可能エネルギーの普及促進の枠組みを 規定。2016年に改正案発表

ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
欧州委員会(EC)	EU	域内すべての企業	電気業、ガス業、熱供 給業、石油精製業、石 油卸売業	7 エネルギーをみんなに 13 無検変節に

ルール形成の状況

- 2009年にEUは、EU全体で2020年のエネルギー最終消費量に占める再生可能エネルギーの割合を少なくとも20%以上とする義務目標を各国政府が負うとする指令を導入した。
- また指令では加盟国に対し、運輸部門におけるバイオマス燃料を含む再生可能エネルギーの導入比率を2020年に10%以上(熱量ベース)に引き上げることを義務付けている。
- しかし、バイオマス燃料による環境面での副作用を防ぐため持続可能性基準を導入したものの、バイオマス燃料への新たな需要が世界中で農地拡大を引き起こし、その結果生じる土地転換による食料価格の高騰や、間接的な温室効果ガスの排出(土地利用の変化に伴う温室効果ガスの排出)に係る研究の進展に伴い導入目的である温室効果ガスの排出抑制に疑問が呈され始めた。
- そこで2016年11月、EU域内における再生可能エネルギーの普及促進の枠組みを定めた 「再生可能エネルギー指令」の改正案が発表された。

ルールの概要

- 2021年1月の発効を目指している改正案には以下の内容が含まれる。
- 2030年EU全体でエネルギー最終消費量に占める再生可能エネルギーの割合を少なくとも27%とする。国別の義務目標は指令では定めず各国が定めるが、2021年以降の目標は2020年目標を下回ってはならない。
- 各国はエネルギー最終消費量に占める冷暖房用の再エネの割合を毎年1%増加させる。
- 輸送部門におけるバイオマス燃料使用に係る再エネ比率目標は撤廃する。

出所: https://ec.europa.eu/energy/en/topics/renewable-energy/renewable-energy-directive
参考: 大島堅一 http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/ir/college/bulletin/vol.19-1/ooshima.pdf
Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.



法規制を伴うものであるため、強制力は強く、上段に位置づけられる。◇:再生可能エネルギー関連では、新市場へのビジネス機会となる。◆:化石燃料に係る産業においては、リスク・脅威と位置付けられる。■:エネルギー需要者においてもエネルギー供給は影響が大きくリスクは及ぶ。

- EU全体では、CO2排出量の削減のほか、関連 産業や域内投資による雇用の創造や再工ネ導 入を契機とした電力・ガスグリッドの改善、自動 車のEV化につながる域内投資機会とイノベー ションへの期待、関連する電力規格策定と絡め た先行実施によるデファクト作成等の機会が見 込まれる。また、化石燃料購入の減少による域 外へのマネー流出回避やエネルギー安全保障の 向上(域外への依存率の低下)を図ることが 可能となる。
- 再生可能エネルギー業界は、ハード・ソフトの両面において、製品・サービス価値の強化につながる機会となる。一方で化石エネルギー関連業界においては、市場縮小の脅威となる。

7-2. *RE100*

Renewable Energy 100% 再生可能エネルギー100%での調達を目指すイニシアチブ *127*社が加盟



ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
ザ・クライメートグループ (The Climate Group)	グローバル	ネスレ、イケア、アップル、 グーグル他127社	金融業、保険業、電気業ほか	7 エネルギーをかんなに セレアクリーンに 13 気候変動に 具体的な対策を

ルール形成の状況

- 2004年にロンドンで設立された国際環境NGOであるThe Climate Groupによる呼びかけにより2014年に発足、CDPと連携して活動を行っている。
- 金融、IT、B to Cの製造業を中心に127社が加盟(2018年3月現在)している。米国・欧州の企業中心だが、中国・インドの企業の参加もみられる。日本企業は4社(リコー、積水ハウス、アスクル、大和ハウス)が参加している。
- 目標を達成するにはグローバルな事業で使用される電力の100%を、再生可能エネルギー源であるバイオマス(バイオガスを含む)、地熱、太陽光、水力、風力による必要がある。
- The Climate Groupは、「EV100」(電気自動車の活用推進)、「EP100」(2030年までにエネルギー効率を2倍に)といったイニシアチブも推進している。

ルールの概要

- 事業運営を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が加盟することが可能である。企業は、達成目標年も併せて公表することが推奨されている。
- 自社で使用する電力の100%を、下記いずれかの方法によることが必要となる。
 - 発電事業者または仲介供給者から再生可能エネルギー電力を購入する(電力会社とのグリーン電力契約、発電事業者との電力購入契約(PPAs)、グリーン電力証書の購入などの方法による)
 - 自社の保有設備もしくは他社の設備により再生可能エネルギー電力を自ら発電する
- 毎年の報告・公表に加え、報告書記載情報への第三者の確認が必要とされている。

出所: http://there100.org/



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。ルール形成に参加することで〇:参加企業では、ビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。◆: 化石燃料に係る産業や既存のエネルギー供給企業においては、リスク・脅威と位置付けられる。

- イニシアチブ参加者においては、レピュテーション向上や電力小売り自由化を前提とした、バリューチェーン(電力調達)の強化(供給者の電源構成まで意識)も企図しており、オペレーショナルリスクの低減が可能となる。また化石燃料由来のエネルギー価格は炭素税の導入も含め長期的に上昇が見込まれており、この点、コスト低減も可能となる。
- 再生可能エネルギー業界は、ハード・ソフト の両面において、製品・サービス価値の強 化につながる機会となる。

7-3. カリフォルニア州*ZEV*規制





ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
カリフォルニア州大気資源局 (CARB)	米国カリフォルニ ア州	域内すべての企業	自動車製造業、 石油精製業、 石油卸売業	7 エネルギーもみんなに 3 すべての人に 13 気候変動に 13 具体的な対策を - グー

ルール形成の状況

- カリフォルニア州は、1960年代から深刻な大気汚染対策として排ガス規制を実施しており、 その一環として90年代から低公害車規制を導入した。燃費ならびに排ガス規制は連邦政 府の管轄ではあるが、環境保護局(EPA)から適用除外を認められてきた。
- 米国では、オバマ政権下で成立した厳しい燃費・温室効果ガス(GHG)規制が2017年より発効した。米自動車業界は、州毎に異なる車両製造を迫られる事態を回避するため、EPAとカリフォルニア州に、規制の調和を要請した。カリフォルニア州は2012-25年度のGHG排出基準を連邦基準に整合させ、全米規制の統一に協力した。
- 米国ではカリフォルニアのほか、コネチカット、マサチューセッツ、オレゴン、メイン、ニュージャージー、ロードアイランド、メリーランド、ニューヨーク、バーモント、アリゾナ、ニューメキシコの12州がZEV規制を導入している。
- 2018年からは規制が強化され、HV(ハイブリッド車)をZEVにカウントできなくなる(ZEV はEV、FCV、PHV/PHEVとなる)。また対象メーカーが6社から12社に拡大する。
- 欧州が電動化に積極的なほか、中国でもZEV規制にならった規制を導入する動きがある。

ルールの概要

- 州内で一定台数以上自動車を販売するメーカーは、その販売台数の一定比率(14% →16%)をZEVにしなければならない。
- EVモードの航続距離に応じてクレジットが付与される。クレジットは貯蓄、売買等が可能
- 基準未達の場合、1台当たり5,000ドルの罰金を支払う。

出所: https://www.arb.ca.gov/msprog/zevprog/zevprog.htm



法規制を伴うものであるため、強制力は強く、上段に位置づけられる。◇ ◆:自動車製造業では、新製品・新市場へのビジネス機会である一方、対応できない場合市場からの退出を余儀なくされる。また ◆: 化石燃料に係る産業においては、リスク・脅威と位置付けられる。

- カリフォルニア州では、大気汚染の減少、CO2排出量の削減のほか、関連産業や域内投資による雇用の創造や自動車のEV化につながる州内投資機会とイノベーションへの期待、関連する規格策定と絡めた先行実施によるデファクト作成等の機会が見込まれる。
- 自動車業界にあっては、新しい規制にいちはやく対応したメーカーは新規市場における優位性を確立することとなる加え、一方、出遅れた各社は、自助努力では規制に対応できないため、先行した企業からクレジットを購入するなど、規制対応コストが大きく膨らむこととなる。
- また化石エネルギー関連業界においては、市場縮小の脅威となる。

目標8:働きがいも経済成長も

すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する



ルール形成の動向

- 働き甲斐のある人間らしい仕事の実現にむけて、従来よりガイダンスが提供されてきた。現在は、自社の労働環境だけでなく、サプライチェーンにおける人権や労働環境に対しても、大企業は責任を求められる時代となりつつある。グローバル企業の影響力を考慮してカリフォルニア州や英国において、サプライチェーンに係る規制が導入されている。
- また自主的なルール設定とのその遵守によるダイバーシティ推進とグローバルサプライチェーンにおける人権擁護はレピュテーションリスク軽減、強靭なサプライチェーンの形成につながることが期待されている
- 煩雑になりがちなサプライチェーンのリスク管理を集約する試み (SMETA)も行われている。

関連する主なルール

- 多国籍企業及び社会政策に関する原則
- SA8000
- OHSAS18001 ISO45001
- OECD多国籍企業行動指針
- Walmart調達基準
- カリフォルニア州サプライチェーン透明法
- 英国 現代奴隷法
- SMETA

想定されるビジネスリスク

- 企業の操業許可獲得は、地域や国の経済のためにいかに経済価値を 生み出しているかどうかにかかわっている
- 企業活動及びサプライチェーンにおける人権擁護はレピュテーション維持のため不可欠である
- 人権侵害のスキャンダルでレピュテーション毀損のリスクを高める要因として、グローバルな操業、政治的不安、非民主的な地域など難しい市場での操業、複雑なサプライチェーン、人権配慮のデューデリジェンスへの組み込み

想定されるビジネス機会

- 事業実施国での能力育成支援
- 現地住民雇用
- 現地調達・サプライヤー開発
- サプライヤー基準設定
- サプライチェーンにおける現代の奴隷労働・児童労働の撲滅
- インターンシップの提供と職場の多様性の拡大を通じた企業業績向上
- 生産・採取現場での健康と安全に関する高い基準導入、ヒューマンエラーと事故のリスクを下げる技術へ投資
- 現場での安全衛生促進
- サプライヤーのダイバーシティ推進による事業メリット(ターゲット顧客構成変化)

8-1. 多国籍企業及び社会政策に関する原則

自社事業を通じたディーセント・ワークの実現の手引き。ILOにより2017年改訂



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
ILO (International Labour Organization)	グローバル	すべての企業	全産業	■ 動きがいを 経済成長も

ルール形成の状況

- ILOにより、1977年に採択された雇用、訓練、労働・生活条件、労使関係、一般方針の 諸分野にわたり、多国籍企業のみならず、国内企業、政府、労使団体に対し、就労に係 わる基本的な原則及び権利をはじめとした、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい 仕事)の様々な側面についての手引きである。2017年に改訂された。
- 多国籍企業の活動は世界中の人々の労働・生活条件に影響を与える可能性があり、経済・社会の進歩を促進する極めて重要な役割をもつとの認識から、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(2011年)や現代のグローバル・サプライチェーンを踏まえたものとなっている。また包摂的な経済成長とディーセント・ワークの目標達成における政府、企業、社会的パートナー(労使)のそれぞれの役割と責任を認めることによって、多国籍企業宣言の原則は政府も対象としている。

ルールの概要

- 社会保障、強制労働、インフォーマル(非公式)からフォーマル(公式)経済への移行、 賃金、労働災害被災者・職業病罹患者への補償、人権侵害を受けた労働者の救済を得る機会の諸分野に係わるディーセント・ワーク関連原則が追加された。
- 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って、ディーセント・ワークと経済成長に関するSDGs 8 の達成にとりわけ関連する諸目標の達成に向けた「デュー・デリジェンス」手続きに関する手引きが盛り込まれた。
- 併せて、一連の運用ツールも提供されている。

規制 国際機関が定めた手引きであり、法的拘束力はないため、 党制力の程度は下段に位置 ジづけられる。但し、国際的に広 ネ く合意され影響力は大きい。 ス 〇:ガイドライン利用者において機は、リスクの軽減が期待される。

ルール形成による効果

自主的

- 就労にかかわる基本的な原則及び権利を はじめとした、ディーセント・ワーク(働きが いのある人間らしい仕事)の様々な側面 に関し、手引きとして参照できる。
- ツールの利用によって、自社内での運用に 活用することができる。
- 国際的に広く合意された手引きをベースとすることで、バリューチェーン全体におけるインシデント発生可能性の低減およびレピュテーションリスク管理に繋げることが可能。

出所: http://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS 547615/lang--ja/index.htm

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

8-2. *SA8000*

人権の保護、ディーセント・ワークの実現に向けた国際規格



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
ソーシャル・アカウンタビリティ・ インターナショナル(SAI : Social Accountability International)	グローバル	認証取得を目指す組織・企 業(事業所) 61ヵ国、54業種、3,400を超える 事業所	全産業	8 備きがいも 経済成長も ジェンダー平等を 実現しよう

ルール形成の状況

- SAIは、労働者の人権を守りディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を実現させるために1997年に設立されたNGO。
- SA8000は、世界中の工場や組織に適用可能な認証規格であり、2018年3月現在で61ヵ国、54業種、3,400を超える事業所が認証を受けている(日本国内における認証取得は2社)。企業および業界団体等においてサプライヤー基準が策定される際、SA8000は参照されることが多い。
- 同規格は、新たな社会的・人権課題に応えるために定期的に見直されており、2018年3 月現在では2014年に発行された規格が最新版となっている。

ルールの概要

- SA8000は、児童労働の禁止、強制・囚人労働の禁止、健康と安全、結社の自由と団体交渉権、差別の禁止、懲戒的慣行の禁止、労働時間、賃金、マネジメントシステムから成る規格。SA8000の特徴の1つとして、労働者とその家族が安全で基本的な生活を営む上で必要な「Living Wage(生活賃金)」を得られるようにすることを求めている点が挙げられる。
- SAIでは、SA8000の要求事項と事業活動が統合され、より強固なマネジメントシステムが 構築されることを推進するため下記ツールを開発している。
 - (SA8000適用組織向け) セルフアセスメント
 - (SA8000認証機関向け) SA8000適用組織のマネジメントシステムにおける強み・ 弱点を明確にするインディペンデント・エヴァリュエーション

出所: http://www.sa-intl.org/



NGOが定めた認証規格である。 自主的なものとして下段に位 置づけられるものの、参照され ることが多く影響力は大きい。 〇:認証取得者においては、ビ ジネス機会の確保とリスクの軽 減が期待される一方、●:認 証取得を行わない場合は潜 在的なリスクと向き合うこととな る。

- ◆参加者の人権・ディーセント・ワーク上の課題に関する取り組み指針として参照できる。
- ツールの利用によって、自社で簡便にセル フアセスメントを行い、改善につなげることが できる。
- 規格をベースとした取組みにより、例えば、 バリューチェーン全体における強制労働や 差別等に関するインシデント発生可能性 の低減に繋げることが可能。
- 最低限の法令順守以上に「Living Wage」を配慮することによって、レピュテーションリスクマネジメントに大きく寄与する。

8-3. OHSAS18001 ISO45001

労働安全衛生のマネジメントシステム規格として広く普及。 2018年3月ISO45001発行。



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
イギリス規格協会(BSI)/ 国際標準化機構(ISO)	グローバル	認証取得を目指す組織・企 業 (事業所)	建設業、製造業、鉱業等	8 働きがいも 経済成長も

ルール形成の状況

- OHSAS (Occupational Health and Safety Assessment Series) とは、国際コンソーシアムによって策定された労働安全衛生に対するリスクと対策の一覧化および責任所在の明確化等を目的とする規格である。
- 世界で共通の労働安全衛生の規格策定を企図して作成され、1999年4月に発効した。
- 2007年に改訂された後、2013年10月にISO規格化が決定し、2018年3月に ISO45001として発行した。これに伴い、3年間の移行期間後、OHSASは廃止される予 定である。なお、ISO45001では、他のISOマネジメントシステムと規格の構成や用語の定義などが共通化されている。

ルールの概要

- OHSAS 18001は主に次の各セクションで構成されている。
 - 一般要求事項、OHS方針、計画、実施及び運用、点検、マネジメントレビュー
- ISO45001では他のISOマネジメントシステム規格 (ISO9001, ISO14001)と規格の 構成や用語の定義などが共通化されている。

出所: https://www.iso.org/iso-45001-occupational-health-and-safety.html



国際機関が定めた標準化規格であり、強制力の程度は法規制ほどには高くはないものとみられ、中段に位置づけられる。○:認証取得者においては、ビジネス機会の確保とリスクの軽減が期待される一方、●:認証取得を行わない場合は潜在的なリスクと向き合うこととなる

- 労働安全衛生に対するリスクと対策の検討および責任所在の明確化を行う際に、 参照することができる。
- 一連の規格に沿って、対策の改善を行うことで、労働安全衛生に関するインシデント発生可能性の低減およびレピュテーションリスクの低減につなげることができる。
- 労働環境の改善により、生産性の向上等が期待できる。

8-4. OECD多国籍企業行動指針

多国籍企業に社会的責任を求めるガイドライン



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs	
OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development)	グローバル	多国籍企業	全産業	8 他をかいも 12 つぐる責任 17 パートナー 日報を選邦 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	

ルール形成の状況

- OECD加盟国間の直接投資を容易にするために1976年に採択した政治的コミットメントで ある国際投資と多国籍企業に関する宣言にかかわる4文書のうちの一つ。
- 世界経済の発展状況や企業行動の変化に伴い、1984年、1991年、2000年、2011 年と改訂されている。
- 加盟国政府は、世界経済の発展に大きな影響を有する多国籍企業の行動に関し責任あ る行動をとるよう、ガイドラインに基づいて企業に対して勧告を行う。ただし、ガイドラインそのも のには法的な拘束力はなく、その適用実施は各企業の自主性に委ねられている。
- 2000年には、グローバル化の進行に伴い、NGO、OECD非加盟国とも協議を実施し、大 幅に行われた。持続可能な開発を目指した経済面、社会面、環境面の国際的に認められ ている基準すべてが包括され、国際的な企業の社会的責任が求められることになった。加え て、汚職行為の防止及びステークホルダーに関する章が新たに設けられた。
- 直近の2011年の改訂では、企業には人権を尊重する責任があるという内容の人権に関す る章の新設や、リスク管理の一環として、企業は自企業が引き起こす又は一因となる、現実 または潜在的な悪影響を特定し、防止し、緩和するため、リスクに基づいたデュー・ディリジェ ンスを実施すべき等の規定が新たに盛り込まれた。

ルールの概要

「行動指針」には、法的な拘束力はないが、一般方針、情報開示、人権、雇用及び労使 関係、環境、贈賄・贈賄要求・金品の強要の防止、消費者利益、科学及び技術、競争、 納税等、幅広い分野における責任ある企業行動に関する原則と基準を定めている。

規制



国際機関が定めたガイドライン であり、法的拘束力はないもの ●:利用しない場合はこれと

比較して、ビジネスリスクは高く なるものとみられる。

ルール形成による効果

- 多国籍企業として求められる責任ある行 動方針・原則を包括的に検討する際に、 参照することができる。
- 一連の指針に沿って、対策の改善を行うこ とで、経済面、社会面、環境面すべてに 関するインシデント発生可能性の低減およ びレピュテーションリスクの低減につなげるこ とができる。

出所: http://mneauidelines.oecd.org/

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

8-5. Walmart サプライヤー基準

サプライヤーに対する人権保護、労働環境等に関する要求基準と遵守に向けたサポート



1-21//42/11/				
ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
ウォルマート	グローバル	ウォルマートのサプライヤー (調達品目やサプライヤーが多岐 に渡る企業、購買力をもつ企業に 製品納入するサプライヤー)	卸売業、小売 業	8 備きがいも 数決成長も

ルール形成の状況

- 1990年代後半、スポーツメーカーのサプライヤー工場における劣悪な労働環境の実態が ニュースとなり、欧米のアパレル・小売、電機メーカーを中心に、サプライヤーに対して従業員 の人権保護、適切な労働環境の維持、地球環境保全等が要請されるようになった。
- ウォルマートでは「サプライヤー基準」を策定し、サプライヤーの業務全般および納入製品のサプライチェーン全体にわたって本基準を遵守することを求めている。
- 多様なサプライチェーンを推進していくために、女性、LGBT、障がい者などマイノリティのビジネス支援を行う「サプライヤー・インクルージョン・プログラム」も実施している。

ルールの概要

- 「サプライヤー基準」では下記の事項等への遵守、また監査プログラムへの協力を求めている。 また併せて、本基準に関するトレーニングツールを提供している。なお、本基準を遵守しない 場合、取引終了とされる可能性がある。
 - 強制労働または法定年齢未満労働の不使用
 - 雇用にあたっての公正な手続きの実施
 - 報酬および勤務時間に関して適用されるすべての法律および契約の遵守
 - 結社の自由および団体交渉を認める
 - 安全な労働環境の提供
 - リスクを知り対処する
 - 法令順守

規制リスク・脅威・自主的

企業の自主的な基準であり、 直接には法的拘束力はないた め下段に位置づけられる。但し、 サプライヤーに対しては、かなり の強制力を伴う。○:参加者 においては、サプライチェーン上 のリスクの軽減が期待される一 方、●:参加しない場合はこ れと比較して、ビジネスリスクは より高くなるものとみられる。

ルール形成による効果

- ・調達品目やサプライヤーが多岐に渡る企業にとっては、同様のルールを自社で導入することで、サプライチェーン全体の環境・社会リスク低減に繋げることができるとともに、購買オペレーションの標準化、レピュテーションリスク低減、取扱い商品の付加価値向上といった効果を期待できる。
- 購買力を持つ企業に製品納入するサプライヤーにとっては、納入先の企業からのサプライヤー基準が持続可能性を求めるような形に変更されるリスクがある。

出所: https://corporate.walmart.com/responsible-sourcing

8-6. カリフォルニア州サフライチェーン透明法

グローバルサプライチェーンにおける人権侵害に対する取り組みの開示



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs		
カリフォルニア州	カリフォルニア州	カリフォルニア州で小売・製造 を行う全世界での年間総収 入1億ドル以上の企業	全産業	8 働きがいも 経済成長も	対照を なくそう ☆ 中 中 市	17 パートナーシップで 目標を達成しよう

ルール形成の状況

- 米国では、ビジネス関連の人権問題に対応して、サプライチェーンの透明性、トレーサビリティ、 および開示要件の強化を目的とする法律が制定される傾向が強い。この流れをくみ、2012 年にカリフォルニア州サプライチェーン透明法は施行された。
- 英国現代奴隷法よりも、先んじて施行された企業のサプライチェーンに係る法規制の先駆け ともいえ、この後英国のほか、フランスでも同様の法律が成立した。またオーストラリア等でも 規制が検討されている。
- 強制ではなく、情報開示の要請にとどまるものの、対策未実施の企業への牽制効果により、 実質的には抑制する効果がある。
- 同法での開示が不正確、あるいは虚偽であるとして、いくつかのクラスアクション(集団訴 訟)が提起されている。(タイユニオンの事例など)

ルールの概要

- カリフォルニア州で事業を行う、すべての小売・製造業者のうち、全世界での年間総収入1 億ドル以上の事業者に対して、サプライチェーンにおける人身売買や強制労働を排除する 取組みに関する情報をウェブサイト等で開示するよう規定
- リスク評価や監査、直接サプライヤーへの順守要求、内部責任者、社内での訓練実施の 有無・程度が開示事項として示されている。

出所: https://oag.ca.gov/SB657

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

規制



法規制を伴うものであるため、 強制力は強く、上段に位置 づけられる。◆:カリフォルニア ては、規制に対応できない 訟提起に係るリスク・脅威が **調在化することになる。**

- 法律の制定により、カリフォルニア州で事業 を行う、すべての小売・製造業者のうち、 全世界での年間総収入1億ドル以上の 事業者は、サプライチェーンにおける人身 売買や強制労働を排除する取組みに関 する情報(リスク評価、監査、サプライ ヤーへの遵守要求、内部責任者、訓練の 有無・程度等) をウェブサイト等で開示す る必要が生じる。
- 法律を遵守しない場合、訴えられるリスク が生じる。
- 他国でも同様の法律が制定される可能性 がある。

8-7. 英国 現代奴隷法

人身売買や強制労働など現代奴隷を根絶するための英国法、他国にも波及



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs		
英国	英国	英国企業または英国内で事業活動を行う外国企業のうち、 年間売上が3,600万 £以上	全産業	 8 機きがいる 経済成長も 1 貧困を なくそう 17 パートナーシップで 目標を達成しよう 		

ルール形成の状況

- 1990年代後半、欧米企業のサプライヤー工場における劣悪な労働環境実態が明らかになり、一部企業において奴隷的・強制労働の禁止など取り組みが着手される中、社会的責任に関する国際規格ISO26000の発行や2011年に採択された「ビジネスと人権に関する指導原則(ラギー原則)」等により、国家のみならず企業にも人権を保護する責任が求められるようになった。
- 英国では、人身売買や強制労働といった形で、権利が認められず他者の所有物として扱われている奴隷を特定し根絶するために、2015年3月に現代奴隷法(Modern Slavery Act 2015)を制定した。
- フランス、オーストラリア等でも同様の法律が成立、あるいは制定準備が進められている。

ルールの概要

- 対象企業には、サプライチェーンにおける奴隷労働に関するステートメントを毎年提示することが求められている。本ステートメントに記載すべき内容として以下が挙げられている。
 - 組織の構造、事業内容及びサプライチェーン
 - 奴隷と人身売買の防止に関する方針
 - 事業とサプライチェーンにおける奴隷と人身売買の防止に関するデュー・デリジェンス
 - 奴隷と人身売買が行われるリスクのある事業とサプライチェーン、そのリスク評価、管理
 - パフォーマンス指標、奴隷と人身売買の防止の有効性
 - 奴隷と人身売買の防止に関するスタッフのトレーニング

出所: http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/30/pdfs/ukpga 20150030 en.pdf

規制



法規制を伴うものであるため、強制力は強く、上段に位置づけられる。◆:英国で事業を行う企業では、規制に対応できない場合、レピュテーションや訴訟提起に係るリスク・脅威が顕在化することになる。

ルール形成による効果

- ・法律の制定により、英国で一定以上の事業規模を有する事業者は、サプライチェーンにおける人身売買や強制労働を排除する取組みに関する情報(方針、デュー・デリジェンス、リスク評価、指標、トレーニング等)をウェブサイト等で開示する必要が生じる。
- 法律を遵守しない場合、罰則および訴えられるリスクが生じる。
- 他国でも同様の法律が制定される可能性がある。

52

8-8. *Sedex* サプライヤーエシカル情報共有プラットフォーム



ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連する主なSDGs	
Sedex (Supplier Ethical Data Exchange)	グローバル	本プラットフォームの利 用を望む組織・企業	全産業	8 備きがい6 12 つくる責任 17 パーナーシップで 日報を達成しよう	

ルール形成の状況

- Sedexは、グローバルサプライチェーンにおけるエシカルで責任あるビジネス慣行の実現を目指し、エシカルなサプライチェーンデータを管理・共有する世界最大のプラットホームを提供する、2001年に設立されたNGO。
- 現在、世界150ヵ国、28超の業界、38,000を超える企業・工場および自営業者等が会員となりサービスを利用(日本企業では花王、JAL等)。会員種別は下記3つ。
 - 小売業者等のプラットフォーム上でデータを閲覧するA会員
 - 製造業者等のデータを閲覧、および入力・共有するAB会員
 - 生産業者等のサプライチェーンデータを入力・共有するB会員
- Sedexでは、SMETA(下記参照)に基づく環境や社会・人権面に関する世界共通のサプライヤーアンケートを実施し、その回答や監査結果をオンラインシステムを通じ会員間で共有できるようにすることで、サプライヤーおよび元請け企業双方の負担を軽減している。

ルールの概要

- SMETA (Sedex Members Ethical Trade Audit) はエシカル監査メソドロジーの1つであり、健康と安全、労働基準、環境、ビジネス倫理の4つの柱から成り、職業選択の自由、結社の自由、賃金、労働時間、下請けや家内労働等が含まれている。
- 2017年4月に発行されたSMETA 6.0 が最新版。

出所: https://www.sedexglobal.com/

Copyright $\ensuremath{\mathbb{C}}$ 2018 JETRO. All rights reserved.



自主的なルール・取り組みであるため、法的強制力はなく、下段に位置づけられる。但し、当該プラットフォームの利用者は多く影響は大きい。●:プラットフォーム利用企業のサプライヤーは、義務としての対応の場合と、○:任意としての対応であるかにより、大きく影響は異なる。◇:調達側企業においては、サプライチェーンリスク管理のほか、優良サプライヤーの選別にも資することになる。

- 同プラットフォームを利用することで、調達側は、質問票を作成したり、サプライヤーに送付したりする手間を省くことができ、サプライヤーもまた、複数の顧客に回答する必要がなくなるため、効率的にサプライチェーンデータを共有することができる。
- サプライチェーンの健康と安全、労働基準、 環境、ビジネス倫理を一定の基準で確認 できることで、サプライチェーンにおけるインシ デントの発生リスクを抑えるとともに、レピュ テーションリスク管理を行うことができる。

目標9:産業と技術革新の基盤をつくろう

レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、 イノベーションの拡大を図る



ルール形成の動向

- インフラの開発・維持を政府の役割と位置付けるのではなく、影響力の大きくなった企業の経営資源・専門性を活用できる形にすることで、リスク軽減とビジネス機会創出に資するルール形成が行われている。
- 産業および技術革新は様々なSDGsと関連性が強く、 目標9に特化したイニシアチブの存在は限られている。
- 他方、通信業界が保有するビッグデータの活用や、IT 企業のインクルーシブなネットワーク構築等の試みが民間主導で進められている。

関連する主なルール

- 低炭素技術パートナーシップ・イニシアチブコラム)
- Big Data for Social Good by GSMA
- IT企業によるネット接続インフラの無料提供プロジェクト

想定されるビジネスリスク

- 多くのインフラは長期的な影響、早期の賢明な投資必要。
- 気候変動によりレジリエントなインフラの必要性はより高まる。
- エネルギー輸送・情報通信技術のインフラ 廃棄物・水など公共サービス への投資
- 成長・イノベーションのため、途上国では経済構造の基礎を成している小規模な会社が資金アクセスの制限を受けている
- 太陽光発電・電気自動車・スマートフォン・無線通信などの急拡大は急速な変化をもたらす。こうした破壊的技術と革新的なビジネスモデルにより座礁資産が生み出される可能性がある。

想定されるビジネス機会

- 分野横断的パートナーシップの構築
- 現地調達及び雇用イニシアチブの導入による地元の産業基盤整備
- イノベーションと能力開発のため、現地での研究開発イニシアチブにデータ と業界に関する知識を提供
- 新プロジェクトに持続可能性とレジリエンスの特徴組み込み
- 基盤整備のため官民パートナーシップのための長期融資&インフラ投資での環境配慮、低所得利用者及びその他社会から取り残されているグループのニーズへの対応
- 破壊的技術と革新的なビジネスモデル
- デジタル化のポテンシャル

9-1. 低炭素技術パートナーシップ・イニシアチブ

LCTPi 企業と政策決定者のための技術パートナーシップのプラットフォーム



ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
WBCSD (持続可能な開発のための 世界経済人会議)	グローバル	150社、70団体(アルセロー ル・ミタル、 ラファージュホルシムなど)	製造業、林業 等	9 産業と技術革新の 7 エネルギーをみんなに 13 気候変動に 13 具体的な対策を

ルール形成の状況

- 低炭素技術パートナーシップ・イニシアチブ(LCTPi: Low Carbon Technology Partnership initiative)は、WBCSDが展開する気温の上昇を2℃未満に抑えるための、企業と政策決定者のための技術パートナーシップのプラットフォームである。
- パリ協定の実現に向け、排出量削減および国際社会の合意した2℃目標を果たすことを目的に、2015年に設立された。
- 欧州の素材産業を中心に企業150社以上と70団体が参加している。アルセロール・ミタル、 ラファージュホルシム、エボニックインダストリーズ、ソルベイなど。
- 低炭素経済への移行を推進する企業・投資家団体We Mean Business (WMB) との 共同でのプロジェクトでもある。
- 気候変動対応に優れた農業、二酸化炭素吸収源としての植林と林産物、セメント、化学物質、二酸化炭素貯留、再生可能エネルギー、低炭素輸送燃料、低炭素貨物および建物のエネルギー効率の9つの重点技術分野が設定されている。

ルールの概要

• LCTPi重点分野における協働を通じて、2℃目標の達成を目指している。プロジェクトが完全に実施されれば、2030年に必要な排出削減量の65%をカバーすることができるとされている。

出所: http://lctpi.wbcsd.org/

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。ルール形成に参加することで〇:参加企業は、ビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)とバリューチェーンの強靭化が期待される。●:参加しない場合は潜在的なレピュテーションリスクと向き合うこととなる。

- 参加企業においては、参加に際して、オペレーショナルコストが新たに生じる一方、参加による共同作業、技術開発により、製品価値の強化やイノベーションによる成長機会をもつことが可能となる。実現した場合は雇用創出にもつながる。
- 更にこうした取り組みにより参加していない企業との差別化を図ることで、製品・サービス価値を高めるとともに、自社ブランドの向上につなげることができる。
- また、バリューチェーンとの協働により、将来のレ ピュテーションリスクならびにバリューチェーンリスク の軽減につながることも考えられる。
- なお参加しない場合、上記のリスクが顕在化し、 ビジネス実施上の脅威につながる可能性がある。

コラム) Big Data for Social Good by GSMA



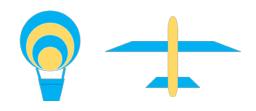
ルール形成の状況

- GSMA(GSM方式の携帯電話システムを採用している移動体通信事業者や関連企業からなる業界団体)がBig Data for Social Goodを立ち上げた。
- モバイル通信事業者のビッグデータ能力を活用して伝染病や自然災害を含む人道的危機に対応することを目的としている。例えば、被害が生じている地域への人の出入りを監視することにより、公的な保健衛生機関は伝染病の有効な予防策を講じ、疾病の流行を抑え、的を絞った適切な救援措置を実施することが可能になる。モバイル・ネットワークによる洞察を活用することにより、人道支援組織は避難、対策、復旧に対するより的確な支援を行うことができるようになることが期待されている。
- 本プログラムは国連財団の協賛を受けており、同財団は持続可能な開発データのためのグローバル・パートナーシップ(GPSDD)、デジタル・インパクト・アライアンス(DIAL)といった組織を含む広範にわたるエコシステムとの協力や統合を促進することを目指す。これは、SDGsへの取り組みを業界一丸となって開始した初の試みとなる。
- 100カ国以上で20億件を超える接続先を網羅する16社の通信事業者(バーティ・エアテル、ドイツ・テレコム、ハチソン、KDDI、KTコーポレーション、ミリコム、MTS、NTTドコモ、オレンジ、SKテレコム、テレフォニカ、テレノール、テリア、トゥルクセル、ボーダフォン、ザイン)が参加している。
- バングラデシュ、ブラジル、インド、ミャンマー、タイで2017年6月に伝染病に的を絞ったBig Data fro Social Goodの試験的運用が開始された。試験では、通信事業者は人間の移動パターンに関する洞察を提供するための共通したデータフィードとアルゴリズムを用いて、非特定化されたメタデータに基づく分析を提供する。この試験的運用を通じて、現地および国外の政府機関や人道的機関がリソースをいつ、どこで、どのように活用すべきかを判断する際に参考となる情報を得ることができる。この結果は2018年2月のモバイル・ワールド・コングレスで発表する予定である。
- GSMAはすべての活動を厳しいプライバシー規定に則ったものとするための行動規範を定めたうえで、さらに、共通のアルゴリズムとプロセスを活用して、洞察を生み出すためのプロセスの標準化と洞察および洞察の提供メカニズムを共有するための実質的な標準出力フォーマットの作成を進めている。

出所:総務省、平成26年度教育分野における先進的なICT利活用方策に関する調査研究報告書(平成27年3月) https://www.gsma.com/betterfuture/bd4sg/

コラム)

IT企業によるネット接続インフラの無料提供プロジェクト



ルール形成の状況

インターネットの利用者数は2016年時点で34億9000万人、と推定されており、約50%に達している。誰もがインターネットにアクセスでき、かつ、レジリエントで環境にやさしいインフラ整備をめぐり、GoogleとFacebookがしのぎを削っている。

- Google は、インターネットアクセス格差をゼロにすることをめざし、気球によるインターネット回線の確立をめざすプロジェクトを実施している。飛行機が飛ぶ高さの2倍高い成層圏まで風船を飛ばし、そこにインターネットの基地局を浮かべることで、空中でインターネット回線を作ることを目指す。
- 突拍子もないアイディアであるため、このプロジェクトは「Project Loon(おばかプロジェクト)」と呼ばれている。
- 成層圏まで風に吹かれて飛ばされた風船は、流れている風にのって東に西に移動する。風船にはインターネットの基地局のような機器とソーラーパネルが積まれており、太陽光発電によって得られた電力で、地球とインターネット接続をまた、風船同士での通信を行うことで、インターネット回線を作る。インターネットの速度は、現在の3G回線程度になるといわれている。
- Googleは、このプロジェクトを通じて、気球を風に乗せて航行させる方法と、高さを変えることによって風を選び、それによって操縦する方法を発見したとしている。常識的には、一つの気球が飛んでいっても上空に必ずもう一つの気球があるためには、Googleは地球の上空全体を気球で覆わなければならないため、このような試みは不可能だと考えられる。しかし、Googleによれば同社はこの問題を「複雑なアルゴリズムと大量のコンピューティングパワーを駆使して解いた」という。Googleは風に関するNOAA(National Oceanic and Atmospheric Administration)のデータを利用して、気球の航路を予測することができるという。
- Facebookは、ドローンに太陽光パネルを搭載し、飛行させることで地球上のどんな場所からでもインターネットを利用できるようにすることを計画し、「Aquila」と呼ばれるドローンを開発、試験飛行に成功した。Facebookでは、27億ドルを投資し、同計画を実現につなげたいと考えている。

出所: Google, Facebook

目標10:人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



ルール形成の動向

- 自主的なイニシアチブによるルール形成よりも強制力を もつ規制が進められている分野である。
- 不平等は国家間でも各国内でも拡大している。そしてこれは長期的な社会と経済の発展の脅威となる。この(脅威)是正のため、強制力を持つ規制が導入されている。一方で、こうした不平等是正の取り組みは、目標1、4、5、8、17等と結びつき、関連するビジネス機会の提供にリンクしやすい。
- 従来の国ごとの規制では対処しきれない税源浸食と 利益移転(Base Erosion and Profit Shifting = BEPS)といった問題に対しても、各国間で協調し たルール形成が行われつつある。

関連する主なルール

- サプライヤー支払規制
- 均等賃金誓約
- EU 租税回避防止指令

想定されるビジネスリスク

- 長期的な社会と経済の発展を脅かす
- 不平等な社会は失業や社会不安、犯罪の増加に直面する
- 移民の本国送金
- 外国人労働者の機会均等
- 税の透明性 国内事業と海外のサプライチェーン双方における税効果
- 途上国からの違法な資金流出

想定されるビジネス機会

- あらゆる形の差別を禁止する機会均等方針の採用、バリューチェーン各 社への働きかけ
- 企業は社会移動を改善することができ、より高いレベルでの社会の平等 に貢献できる
- 低賃金労働者へのスキル育成機会の提供・醸成
- 採用希望者のアクセスやダイバーシティ拡大を目的とする実習制度、インターンの実施

10-1. サプライヤー支払規制

Supplier Payment Regulations コーポレートガバナンス強化の一環として、 取引業者への代金支払い状況を年2回報告することを義務付け

ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
UK Government	UK	従業員が250人を超える企業 あるいは年間売上高が3,600 万ポンドを超えるか、総資産が 1,800万ポンドを超える企業	全産業	10 Aや国の不平等 をなくそう

ルール形成の状況

- 背景には、英国企業の3割が支払期日を守らないことが経営基盤の弱い中小企業の破綻要因になっていることがあり、制度の導入で企業慣習の改善を目指す。英国企業は、請求書受領から支払いまでの期間が長くなる傾向があり、支払いの遅延は経営基盤の脆弱(ぜいじゃく)な小企業の経営圧迫の大きな要因となっている。
- 2016年1月には総合小売チェーンのテスコが意図的な取引先支払遅延と後付減額要請で利益を水増したとして大きな問題となった。
- そこで、2016年12月に制度の改正案が示され、2017年以降に開始される事業年度より 適用されることとなった。
- 報告は政府のポータルサイトに掲載され、報告では、企業の支払いに対する基本的な方針 (請求書受領から支払いまでの一般的な期間や遅れる場合の最長期間、支払うための 条件などの情報)や、支払いに対するクレームなどへの対応に関する社内の体制について 説明することを求められる。

ルールの概要

• 報告は、会計年度の最初の6ヵ月(上半期)終了後から30日以内、年度(下半期) 終了後から30日以内の年2回の作成が義務付けられており、取締役(Director)の承 認を得て、政府が用意するポータルサイトに掲載する必要がある。報告を怠ったり、虚偽の 報告をしたりした場合は取締役の責任となり、取締役や企業に罰金を含む罰則が科せられ ることとなる。

規制



法規制を伴うものであるため、 強制力は強く、上段に位置 づけられる。◆:英国で事業 を行う企業では、規制に対 応できない場合、レピュテー ションや訴訟提起に係るリス ク・脅威が顕在化することに なる。

ルール形成による効果

- 対象企業においては、短期的には、制度 への対応としてオペレーショナルコストが発 牛する。
- 一方で、この問題を放置した場合、罰則を受けるのみならず、レピュテーションリスクが増大し、自社ブランドの毀損につながるおそれがある。

出所: https://www.gov.uk/government/news/late-payment-reporting-guidance-launched-for-large-businesses

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

10-2. 均等賃金誓約

White House Equal Pay Pledge



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs	
米国政府	米国	誓約参加企業 100社以上が署名	全産業	10 人や国の不平等 をなくそう 「	

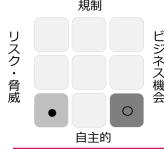
ルール形成の状況

- 男女同一賃金は、オバマ前大統領が就任後最初に署名した立法案であり、政権の優先 事項として、行政機関での格差解消に政権は取り組みを進めていた。しかしながら、米国 における女性への賃金支払額は、男性の80%にとどまっている状況であった。
- 2016年6月にオバマ大統領は、均等賃金政策に賛同する企業を募りビジネスコンソーシアム結成。12月にも新たに賛同した44社を公表した。
- 新たに賛同して参加したのは、AT&T、eBay、エスエー・ローダー・カンパニー、インターコンチネンタルホテルズグループ、マスターカード、Yahoo、Square、Zillow Groupなどであった。
- なお、2016年に導入された、100人以上の雇用を行っている企業に対して、人種・民族・ 性別に関する賃金データの開示を要求する規制は、トランプ政権により2017年に停止さ れている。

ルールの概要

- 均等賃金政策の採用を誓約した企業は以下のアクションを行う。
 - 年1回の全社的ジェンダー給与分析の実施
- 雇用および昇進プロセスのレビュー雇用と昇進のプロセスと手順を検討
- 広範なエクイティイニシアチブへの均等な賃金努力の組み込み
- 賃金格差を解消するベストプラクティスを特定し、促進することを約束

出所: $\underline{\text{https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2016/12/07/fact-sheet-white-house-announces-new-commitments-equal-pay-pledge}$



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。ルール形成に参加することで〇:参加者においては、大きなビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。 ●:参加しない場合は潜在的なレピュテーションリスクと向き合うこととなる。

- 参加企業においては、誓約の実現のため、 オペレーショナコストが新たに生じる一方、 参加をアピールすることで、参加していない 企業との差別化を図ることで、製品・サービス価値を高めるとともに、自社ブランドの 向上につなげることができる。
- また、こうした取り組みについてバリュー チェーンへも働きかけることにより、将来のレ ピュテーションリスクならびにバリューチェーン ルリスクの軽減につながる。
- 参加しない場合、上記のリスクが顕在化し、 ビジネス実施上の脅威につながる可能性 がある。

10-3. EU 租税回避防止指令

OECDのBEPSプロジェクトを受け、国際的な課税の透明性を図る



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
欧州委員会(EC)	EU	域内すべての企業(法人税 の対象となる納税者)	全産業	10 Aや国の不平等

ルール形成の状況

- グローバル化する国際社会では、多国籍企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用し、 税負担を軽減する活動が深刻な問題になっている。これらの活動は「税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting = BEPS」と呼ばれ、EU域内でも、その影響は年間数十億ユーロにも上る。こうした多国籍企業の租税回避は、市民の税負担を増やし、ビジネスにおいて競争を歪める結果となるものの、国内レベルの措置だけでは対応が難しい。 一つの国が基準を保護しようとする努力が、租税回避者が悪用するための新たな抜け穴を生み出すことにもつながりかねない。
- このため、EUでは、2016年1月に多国籍企業の租税回避に対するルール強化のための措置や指針をまとめた「租税回避対策パッケージ」を提案、そのコア部分である「租税回避対策指令」が7月に採択された。2018年末までに加盟国は国内法を制定する必要がある。

ルールの概要

- 租税回避対策指令は、租税回避防止規定として「利子損金算入制限」、「出国課税」、「一般的租税回避防止」、「外国子会社合算税制(CFC)」、「ハイブリッド・ミスマッチ」の5つの規定で構成されている。各規定は、1つ、または複数のEU加盟国において法人税の対象となる全ての納税者(EU域外法人のEU内支店も含む)に適用される。
- 「租税回避対策パッケージ」により課税の透明性を図るため、多国籍企業に対しては収益、 税引き前損益、納税額と発生額、利益剰余金、従業員数などを記載した「国別報告書」 の提出を義務付ける。

規制
リスク・脅威
自主的

法規制を伴うものであるため、強制力は強く、上段に位置づけられる。◆:EUで事業を行う企業では、規制は規制に対応できない場合、レピュテーションや訴訟提起に係るリスク・脅威が顕在化することになる。

ルール形成による効果

- 対象企業においては、規制対応のための オペレーショナルコストが増加する。
- また、租税回避等が行われていたことが明らかになった場合、レピュテーションリスクが 発現し、自社ブランドの大幅な毀損が生じることとなる。

出所: https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/company-tax/anti-tax-avoidance-package/anti-tax-avoidance-directive_en

目標11: 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



ルール形成の動向

- 建築物の環境性能やエネルギー効率にかかわるもの のみならず、社会資本への注目の高まりに伴い、従来 把握・測定が難しいと考えられていたものに対しても、 ビジネスに影響を与える仕組みが形成されつつある。
- 都市化の進行、大気汚染や廃棄物の問題にかかわるリスクの軽減に向けた強制力をもつルール形成が進められている。気候変動に対する温室効果ガス排出規制は本目標にも関連する。
- またレピュテーションやカスタマーエンゲージメントの強化 につながるグリーンビルディングの認証等自主的なルール形成も進められている。
- 公共交通機関の整備、ICTの活用はリスク軽減だけでなくビジネス機会につながるとみられている。

関連する主なルール

- ベタービルディング・チャレンジ
- ISO37101スマートコミュニティ (スマートシティ) に 関する国際規格
- 社会的投資収益率の運用ガイドライン
- 社会資本プロトコル
- LEED

想定されるビジネスリスク

- 都市は経済の中心であると同時に、極度の貧困・住宅不足・スラムなど 社会問題、環境悪化も起こしている。エネルギーコストも長期的な上昇 トレンドにある
- 大気汚染、廃棄物の問題は世界中の都市で深刻化
- 気候変動にも大きな影響。温室効果ガス排出の70%が都市部からの 排出
- 災害・海面上昇・ヒートアイランド・異常気象など気候変動のインパクト に脆弱
- 都市部立地事業のレジリエンス

想定されるビジネス機会

- ・ 一般家庭とオフィスのエネルギー効率を高める製品開発
- インパクト評価とコミュニティエンゲージメントは都市計画と管理が弱い国々では重要
- グリーンビル認証は建物のランニングコストと環境フットプリントの軽減につ ながる
- 輸送におけるCO2排出と大気汚染の環境インパクトの低減 公共交通 システム、自転車・徒歩等の活性化
- ICTによる交通網への負荷緩和、働き方の柔軟性高めるリモートワーク
- 都市部の大規模リサイクルプロジェクトによる原材料とエネルギーの調達機会

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

11-1. ベタービルディング・チャレンジ

建物のエネルギー効率を2020年までに20%以上高めることを求めるプログラム



ルール設定主体	主な対象地域	参加機関	主な対象産業	関連する主なSDGs	
米国エネルギー省(DOE)	米国	(自主的)参加企 業	不動産業、金融業ほか	11 住み続けられる フェネルギーをみんなに 13 気候変動に またづくりを ここ 13 気候変動に 14 現外的な対策を	

ルール形成の状況

- アメリカエネルギー省(DOE)は、建物のエネルギー効率化を目指したプログラムである。
- 2011年に開始され、成果を毎年公表している。
- DOEが掲げる目標は、建物のエネルギー効率を今後10年間で20%向上させることである。
- 2016年は、345以上の機関がパートナーとして同制度に参加しており、14の機関が省エネや節水の目標を、そして4つの金融関係機関が効率化プロジェクトへの融資の目標を達成した。
- 全体では平均で年2%以上のエネルギー効率化が図られていることになり、同制度の目標 達成に向けて順調な成果が出ている。参加機関を合わせると、敷地面積は44億平方 フィート以上、投資額は70億ドルに上り、効率化された建物の数は約3万8000棟となった。
- 同制度の起ち上げ以降、58の機関が目標を達成した(省エネ40、節水6、融資12)。
- 参加機関がすでに実証してきた1000以上の効率化策は、同制度の成果報告書とともに ウェブサイト上で公開されている。

ルールの概要

• 米国では、建物の省エネ基準は州の管轄となっているため、連邦政府は、建物のエネルギー 効率改善のために、技術開発のプログラムや、本プログラムのように自主的な建物の省エネ のために、自治体・企業・教育機関とのパートナーシップを強化している。

出所: https://betterbuildingssolutioncenter.energy.gov/challenge

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。ルール形成に参加することで〇:参加者においては、大きなビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。 ●:参加しない場合は潜在的なレピュテーションリスクと向き合うこととなる。

- 参加企業においては、短期的には、プログラム参加に際して、オペレーショナコストが新たに生じる一方、エネルギー効率化に伴うオペレーショナルコストを見込める。参加に際して共有されたベストプラクティスの共有により、さらなる削減余地も探索することが可能となる。
- また参加をアピールすることにより、自社の製品・ サービス価値を高め、自社ブランドの向上につな げることができる。
- 更に、バリューチェーンとの協働により、将来のレ ピュテーションリスクならびにバリューチェーンルリス クの軽減につながることも考えられる。
- なお参加しない場合、上記のリスクが顕在化し、 ビジネス実施上の脅威につながる可能性がある。

11-2. *ISO37101* スマートコミュニティ (スマートシティ) に関する国際規格



コミュニティの持続可能な発展 - 持続可能な発展のためのマネジメントシステム

ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
国際標準化機構(ISO)	グローバル	認証取得企業	不動産業、電気・ガス・ 熱供給・水道業、建設 業ほか	11 住み続けられる まちづくりを

ルール形成の状況

- スマートシティは、過密化による都市の社会問題への対処や災害に強い持続可能な都市 づくりに関連する。その対象は、都市計画、電力・運輸などインフラ、環境技術など多様な 領域にまたがる結果、国際規格が重層的に構築される主戦場となっている。
- 2012年7月に持続可能かつレジリエントなコミュニティの開発をテーマとする専門委員会の設立に関するフランスの提案が採用され、国際規格開発のためISO/TC268が発足した。
- 2016年に、持続可能な都市とコミュニティについて、「都市の持続可能性」、「生活の質」の概念を定義したISOマネジメントシステム規格37101が発行された。
- 日本もISO/TC268のサブコミティの議長国として、スマートコミュニティ―インフラの基礎となる規格作成を進めている。

ルールの概要

• Plan-Do-Check-Actionのサイクルに基づくマネジメントシステム規格である。同様の規格としては、品質(ISO 9001)、環境(ISO 14001)と贈収賄防止(ISO 37001)がある。

出所: https://www.iso.org/standard/61885.html

規制リスク・脅威自主的

国際機関が定める標準化規格であり、強制力の程度は法規制ほどには高くはないものとみられ、中段に位置づけられる。○:認証取得者においては、ビジネス機会の確保とリスクの軽減が期待される一方、●:認証取得を行わない場合は潜在的なリスクと向き合うこととなる

ルール形成による効果

- 認証取得企業においては、短期的には、 認証取得にかかる体制整備につき、オペレーショナルコストが増加する。
- 一方で、長期的には、認証取得に取り組むことで、マネジメント向上を通じた、提供する製品・サービス価値の強化と競争力向上につながることが期待される。
- また国際規格であるため、レギュレーション リスクの軽減にもつながるとみられる。

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

11-3. 社会的投資収益率の運用ガイドライン

SROI: Social Return on Investment



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs	
Social Value UK	グローバル	すべての企業	全産業	11 住み続けられる まちづくりを 事業と対抗事託の 事業をつくろう	

ルール形成の状況

- 社会的投資収益率 (Social Return on Investment: SROI) は、1990年代に米国において開発された概念である。
- 2007年に英国政府とスコットランド政府がSROI Projectと呼ばれる3年間のプロジェクトを立ち上げた。そして、SROIの運用ガイドライン「A Guide to Social Return on Investment」を2009年に英国内閣府とSROI Networkの共同出版として発行した。
- 事業への投資価値を、金銭的価値だけでなく、より広い価値の概念に基づき、評価や検証を行うためのフレームワークが、この指標では、社会・環境・経済面の費用と便益とを以て様々な活動による社会的インパクトを評価し、その社会的価値を適切に評価することを目指している。
- 社会的価値の貨幣価値化、ステークホルダーにもたらされた価値の可視化、参加型評価のフレームワークといった点が特徴として挙げられる。

ルールの概要

• どのような資源を投入することにより(インプット)、どのような結果が生まれ(アウトプット)、 最終的にどのような社会成果(アウトカム)につながるか、ロジックモデルの枠組みで事業の 社会インパクト(市場における取引価格等の金銭価値に収斂しない社会的な便益のこ と)を分析。直接的な費用に加えて、ボランティアや無形資産の投入等もコストとして定量 化し、それによって達成された社会成果をアウトカムとして定量評価することで、インプットに 対するアウトカムの比率がSROI値(社会投資収益率)として求められる。

出所: http://www.socialvalueuk.org/resources/sroi-guide/



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。〇:実施企業においては、自社のインプットとアウトカムを把握することによる新規のビジネス機会が期待される。

- 社会価値を貨幣価値に換算することで、 自社のトータルインパクトを評価することができる。
- トータルインパクトを評価することで新しい 投資家(サステナブル投資家)の資金を 調達することができる。
- 経済的リターンだけでなく、自社にとって重要なイシュー(マテリアルなイシュー)へのインパクトも考慮して、経営判断を行うことができるようになる。

11-4. 社会資本プロトコル

企業が社会との関わりを測定し評価するための統一手法



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs	
持続可能な開発のための世 界経済人会議 (WBCSD)	グローバル	すべての企業	全産業	11 住み続けられる g 産業と技術革新の 基盤をつくろう	

ルール形成の状況

- 2017年に、持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)により発表された。 企業が社会との関わりを測定し評価するための統一手法という協働による社会課題の解決 策を提案しているレポートである。
- 2016年に策定・公表された自然資本プロトコルに続き、WBCSDが取り組んでいる「価値の再定義」として、企業が生み出す本当の価値は何か、それを可視化して投資家を始めステークホルダーの理解促進を目指すプロジェクトの一環として発表された。
- このプロジェクトでは、提案の実現に向けて、更なる協働のためのプラットフォーム提供を目指している。
- 「企業にとってのベストプラクティスを明確にする。」「企業のポジティブな社会的影響を拡大する。」「企業の信頼性を向上させる。」といった統一手法を企業が求めているという背景があり、このレポートは社会資本プロトコルの構成要素の実現に必要なことを概説し、既に測定と評価において先導している多数のWBCSD会員企業を取り上げている。パートナーと専門家も取り上げ、彼らがどのように社会資本プロトコルの開発に貢献していくかも概説している。

ルールの概要

• 企業の社会との関わりを測定、評価するため下記5つのステップを示すとともに、多数の実例を取り上げている。①ビジネスモデルとバリューチェーンを通じた社会的インパクトと依存関係の特定、②測定目的と範囲・境界の設定、③社会的インパクトと依存関係の測定、④社会的価値の分析、⑤社会的インパクト評価結果の検証と統合



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。ルール形成に参加することで〇:参加者においては、大きなビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。 ●:参加しない場合は潜在的なレピュテーションリスクと向き合うこととなる。

ルール形成による効果

- 参加企業においては、短期的には、プログラム参加に際して、オペレーショナコストが新たに生じる。
- 一方で、参加に際して共有されたベストプラクティス等により、将来のオペレーションリスクならびにバリューチェーンリスクの軽減につなげることが可能となる。
- また参加をアピールすることにより、自社の製品・サービス価値を高め、自社ブランドの向上につな げることも考えられる。
- なお参加しない場合、上記のリスクが顕在化し、 ビジネス実施上の脅威につながる可能性がある。

出所: https://www.wbcsd.org/Clusters/Social-Impact/Social-Capital-Protocol

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.

11-5. *LEED*

Leadership in Energy and Environmental Design 米国発世界で標準化が進む建築物の環境性能評価システム



木国光世界で保年16か進む建築物の泉境性能評価ン人アム					
ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs	
米国グリーンビルディング協 会(U.S. Green Building Council)	グローバル	認証取得企業	不動産業、金 融業、保険業 ほか	11 住み続けられる 7 エネルギーをみんなに 13 まちづくりを	気候変動に 具体的な対策を

ルール形成の状況

- 非営利の民間団体である米国グリーンビルディング協会 (U.S. Green Building Council) により開発と普及活動が進められているプログラムである。
- 1998年からの試行を経て2000年より開始された。2017年11月の時点で、認証取得件数は65,000件を超えており、国際的に最も認知され普及している認証プログラムといえる。
- 建築物の環境性能を客観的に評価し建物の所有者・使用者や不動産市場に示す建築物の環境性能の総合評価プログラムとしては、ほかに日本のCASBEE、英国のBREEAMなどがある。
- これらの認証プログラムは、信頼性のある手法や基準を用いた建築物の評価を通じて、環境と人の健康を重視すること、省エネルギーと水使用量を低減すること、CO2排出量削減に寄与することとともに、運用コストの削減を実現するような、グリーンビルディング(あるいはサステナブルビル)の普及によって、グリーンビルディングのマーケットトランスフォーメーション(市場変容)がもたらされることを目指している。

ルールの概要

- LEED認証を受けるためには、グリーンビルディングとして備えるべきいくつかの必須条件 (Prerequisite)を満たし、選択項目のポイント(Credit Points) を選んで取得する ことが必要となる。取得したポイントによって認証のレベルが決定される。
- 必須条件と選択項目のポイントは認証システムごとに設定されている。

出所: https://www.gbj.or.jp/leed/about_leed/



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。ルール形成に参加することで○:認証取得者においては、大きなビジネス機会(未取得物件との差別化、ブランド向上)が期待される。●:取得しない場合、グリーンビルディング市場において、上記メリットが見込めず、低い評価にとどまる恐れがある。

ルール形成による効果

- 認証取得企業においては、短期的には、認証 取得にかかるオペレーショナルコストが新たに生 じる一方、エネルギー効率化に伴うオペレーショ ナルコスト改善を見込める。また参加をアピー ルすることにより、自社の不動産の価値を高め、 自社ブランドの向上につなげることができる。
- なお参加しない場合、上記のリスクが顕在化し、ビジネス実施上の脅威につながる可能性がある。

Copyright $\ensuremath{\mathbb{C}}$ 2018 JETRO. All rights reserved.

目標12:つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



ルール形成の動向

- ライフサイクル、サプライチェーン、バリューチェーンが広 範に及ぶ業界において、業界の自主的なルール形 成が行われている。これは、サプライチェーンのビジネ スリスク軽減につながるため支持されている。
- 必要に応じて、セクター固有のルールも独立して形成されている。
- 自主的なルールであっても、情報開示と組み合わせることで強制力を高める仕組みが構築されている。
- SDGsの基本概念に広く共通するルールはセクターを 超えて形成されている。これはターゲット12.6が特に 大企業や多国籍企業に対して、持続可能な取り組 み導入と、定期報告を求めていることにも関連する。

関連する主なルール

- ISO 20400 持続可能な調達に関する手引き
- RBA行動規範
- 自動車業界サステナビリティ向上原則
- ICMM基本原則
- GRIスタンダード

想定されるビジネスリスク

- 経済成長、人口増加、都市化を要因としたエネルギー・土壌・水・鉱物などの天然資源の需要増加とこれによる枯渇
- 水や土壌の自己浄化力の喪失と天然資源の入手可能性
- 廃棄物の急速な増加と環境:健康への懸念、メタン発生による温室効果
- 重金属・有害化学物質の影響
- 有害化学物質の過剰被ばく・不適切使用による中毒事故

想定されるビジネス機会

- 主要農産物の持続可能な調達
- バリューチェーン全体におけるエネルギー効率向上、水消費低減
- ライフサイクル全体における化学物質及び廃棄物管理のためのプロセス開発
- 資源効率の向上
- 食料の廃棄ロスにつながるインフラ・輸送改善、意識啓発・手法改善
- 内部炭素価格の設定と利用
- 生産に使われたエネルギー量が少ない原材料の調達
- バリューチェーン全体及び商品のライフサイクルを通じて測定する基準と方 法の策定と導入
- エネルギー使用の低減とそれによる温室効果ガス排出削減奨励のための 革新的商品の開発

12-1. *ISO20400* 持続可能な調達に関する 手引き



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
ISO (International Standard Organization)	グローバル	ガイダンスの使用を望 む組織・企業	自動車製造業、卸売 業、食料品製造業、電 子部品・デバイス・電子 回路製造業	12 つくる責任 1 対国を 2 対策を せっに ((())

ルール形成の状況

- 先進企業におけるサプライヤー基準等の策定、また、2015年6月に開催されたG7サミット 首脳宣言文書において「責任あるサプライチェーン」が盛り込まれる等、調達活動における環境・社会側面への配慮が重要視される中、ISOにおいても持続可能な調達に関する規格 化が進められ、2017年4月にISO20400が発行された。
- 本規格は2010年に発行されたISO26000「社会的責任に関する手引き」を補完する、 組織が持続可能な調達を実行するためのガイダンスとして位置づけられており、第三者認 証を伴うマネジメント規格ではない。

ルールの概要

- ISO20400は、1. 適用範囲、2. 引用規格、3. 用語および定義に続き以下の項目から成る。組織トップから調達責任者、調達担当者において調達戦略および調達プロセスにおいて持続可能性を統合することの指針が示されている。
 - 4. 基本事項の理解
 - 5. 組織の調達方針と戦略への持続可能性の統合
 - 6. 持続可能性の実現に向けた調達機能の整備
 - 7. 調達プロセスへの持続可能性の統合
- 同ガイダンスでは、アカウンタビリティ、透明性、人権尊重、倫理行動を含む持続可能な調達の原則を定義しており、また、リスクマネジメントや優先順位づけ等がキーとなることが強調されている。

出所: https://www.iso.org/standard/63026.html

規制リスク・脅威・自主的

国際機関が定めているものの、標準化規格ではなく、ガイダンスであるため、強制力の程度ごジは低く、下段に位置づけられるスス機会の確保とリスクの軽減が機関待される一方、これと比較して、●:参照しない場合は潜在的なリスクがやや高くなる。

- •特にサプライヤーからの購買品目が多い産業(自動車、商社等)や、サプライチェーンのサステナビリティリスクが高い産業(飲料・食品、半導体等)の企業による、持続可能な調達プロセス整備に関するベーシックな取り組み指針として参照できる。
- ガイダンスに従った社内整備を行うことで、 持続可能な調達プロセスを標準化し、企 業のサプライチェーンリスク低減に繋がる。
- 結果として、持続可能な調達に関する各 国規制対応やNGO等のキャンペーン回 避、一般消費者のレピュテーション向上の 効果が期待できる。

12-2. RBA行動規範

サプライチェーンにおける取り組みを共通の規範とアプローチで効果的に進める



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
RBA (Responsible Business Alliance)	グローバル	RBA加盟企業および 加盟企業のサプライ ヤー	電子部品・デバイス・電 子回路製造業、電気機 械器具製造業、情報通 信機械器具製造業	12 つくる責任 つかう責任 8 額済成長も

ルール形成の状況

- 電機・電子業界のサプライチェーンにおける社会・環境・倫理的課題に取り組むことを目的に2004年に設立されたEICC(Electronic Industry Citizenship Coalition)は、2017年10月に組織名称をRBA(Responsible Business Alliance)に変更した。これまで「EICC行動規範」と呼ばれていた本組織が策定した行動規範は、今回の名称変更に伴い「RBA行動規範(Responsible Business Alliance Code of Conduct)」に変更されている。加盟企業数は、2018年3月現在、電機・電子セクターを中心に、小売、自動車、玩具等を含め110社を超えている。
- RBAでは、紛争鉱物に取り組む責任ある鉱物調達イニシアチブ、強制労働との訣別を目指す責任ある労働イニシアチブ等を設立している。

ルールの概要

- RBA行動規範は、国連のビジネスと人権に関する指導原則に沿って、労働における基本 的原則および権利に関するILO宣言ならびに世界人権宣言を含む主要な国際的人権基 準に基づいている。2018年1月に発行された RBA行動規範 6.0が最新版。
- 本規範は、次の5つのセクションにより構成されている:労働、安全衛生、環境、ビジネス倫理、本規範の遵守を管理するためのシステム。
- RBA加盟企業およびそのサプライヤーは、本規範に基づくセルフアセスメントを実施すること、 第三者による監査を受審すること等が会員種別によって求められる。
- RBAでは加盟企業およびそのサプライヤー向けにトレーニングのサポート等も行っている。

出所: http://www.responsiblebusiness.org/

規制リスク・脅威自主的

自主的なガイドラインであり、 直接には法的拘束力はないも のの、加盟企業及びサプライ ヤーに対しては、一部強制力 を伴うため、その程度は中段に 位置づけられる。○:参加者 においては、サプライチェーン上 のリスクの軽減が期待される一 方、●:参加しない場合はこれと比較して、ビジネスリスクは より高くなるものとみられる。

- 電機・電子セクター、小売り、自動車等の 企業による、持続可能な調達プロセス整 備に関するベーシックな取り組み指針とし て参照できる。
- 行動規範に従って、持続可能なサプライチェーン整備に関する方針を策定したり、 調達行動のチェックを行うことで、企業のサプライチェーン上のリスク低減に繋がる。
- 結果として、持続可能な調達に関する各国規制対応やNGO等のキャンペーン回避、一般消費者のレピュテーション向上の効果が期待できる。

12-3.自動車業界サステナビリティ向上原則

Automotive Industry Guiding Principles to Enhance Sustainability Performance in the Supply Chain

0

Sustainability Performance in the Supply Chain				
ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
AIAG (Automotive Industry Action Group)	グローバル	AIAG加盟企業および 加盟企業のサプライヤー	自動車·同附 属品製造業	12 つくる責任 8 機合がいも 8 機合がいも 16 平和と公正を すべての人に

ルール形成の状況

- AIAGは、1982年に自動車メーカー(クライスラー、フォード、GM)、サプライヤー、製造業者、大学、政府など様々なステークホルダーによって設立されたNGO。現在では、トヨタ、ホンダ、日産を含む日本の自動車会社の他、多くのサプライヤーも加盟している。
- 自動車産業はグローバルに複雑なサプライチェーンとなっており、潜在的なリスクを把握し管理していくことは戦略的な優先事項。AIAG加盟企業は、労働者、コミュニティおよび地球環境に対してエシカルで責任ある事業活動を行うよう協力し合い、共通のアプローチと方針に基づいて取り組みを進めている。

ルールの概要

- 「自動車業界のサプライチェーンにおけるサステナビリティパフォーマンスを向上させるための原則(Automotive Industry Guiding Principles to Enhance Sustainability Performance in the Supply Chain)」は、ビジネス倫理、地球環境、人権保護と労働環境から成り、各項目における遵守すべき事項(公平な競争、化学物質管理、児童労働の禁止等)が挙げられている。
- 本原則に基づき、自動車関連企業が取り組むべき事項等を具体的に説明したガイダンス (「Global Automotive Sustainability Practical Guidance」) を発行している。
- AIAGでは、本原則の遵守状況を評価するアセスメントツール、また、e-learningやトレーニング等も提供している。これら共通化されたツールを用いることによって、サプライチェーンにおける改善が効果的に進むことが期待されている。

出所: https://www.aiag.org/



自主的なガイドラインであり、 直接には法的拘束力はないも のの、加盟企業及びサプライヤーに対しては、一部強制力 を伴うため、その程度は中段に 位置づけられる。○:参加者においては、サプライチェーン上のリスクの軽減が期待される一方、●:参加しない場合はこれと比較して、ビジネスリスクはより高くなるものとみられる。

- グローバル自動車メーカー、自動車業界のサプライヤー、製造業の企業の業界に特に関連が深いサステナビリティ課題に関する取り組み指針として参照できる。
- 特に、ツールにより自社のサステナビリティ 課題を見える化し、自社がサプライチェー ンのサステナビリティパフォーマンスを向上さ せるための具体的な取組み検討につなげ ることができる。
- 教育マテリアルの活用による企業内部理解促進、その結果のオペレーションリスクの 低減が期待される。

12-4. ICMM基本原則

持続可能な金属・鉱業に向けた基本原則



ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
ICMM (International Council on Mining & Metals)	グローバル	世界の主要鉱山・製錬会社 25社等(日本では、三菱マテリア ル株式会社、住友金属鉱山株式 会社、1 X 金属株式会社)	鉱業、採石業、 砂利採取業	12 つくる責任 8 備きがいも 紹介成長も 17 パートナーシップ 目標を達成しよ

ルール形成の状況

- ICMM (International Council on Mining & Metals 国際金属・鉱業評議会) は 安全、公平で持続可能な金属・鉱業を目指し2001年に設立された。2018年3月現在、 世界の主要鉱山・製錬会社25社、30を超える協力団体等による組織。日本からは三菱マテリアル株式会社、住友金属鉱山株式会社、J X 金属株式会社が加盟している。
- 「ICMM基本原則 (ICMM 10 Principles)」、およびそれを補足する「ICMM声明文 (Position Statements) に挙げられた課題解決に向けて取り組んでいる。
- ICMMのウェブサイトでは、SDGs 17の各ゴールにおいて、金属・鉱業がどのようなインパクトを与えており、ゴールの実現に向けて貢献できるか等について示している。

ルールの概要

- 「ICMM基本原則」では、倫理的企業活動と健全な企業統治、意思決定における「持続可能な開発」の理念の堅持、基本的人権の遵守、データと科学手法に基づいたリスク管理手法、労働安全衛生や環境パフォーマンスの改善、生物多様性の維持と土地用途計画への統合的な取り組み、責任ある製品設計、事業を営む地域への貢献等を含む10の原則を挙げている。
- 「ICMM声明文」では課題として、ウォータースチュワードシップ、テーリングに関するガバナンス、 鉱業と先住民、気候変動に関する方針策定の基本原則、開発のためのパートナーシップ、 鉱物収入の透明性、水銀のリスク管理、鉱業と保護地域を挙げている。
- ICMM加盟企業には、これらの取り組み状況について情報開示が求められている。

出所: https://www.icmm.com/en-gb



自主的なガイドラインであり、 直接には法的拘束力はないため下段にプロットされる。但し、 加盟企業及びサプライヤーに対しては、強い影響力を持つ。 〇:参加者においては、サプライチェーン上のリスクの軽減が期待される一方、●:参加しない場合はこれと比較して、ビジネスリスクはより高くなるものとみられる。

- 金属・鉱業関連業界特有のサプライチェーン上の課題に関する取り組み指針として参照できる。
- •ルールをベースとした取組みにより、例えば、 従業員の衛生状態の改善、採掘サイトの 住民や環境の配慮、等のセクターに関連 の深いオペレーショナルリスクの低減に繋げ ることが可能。
- マルチステークホルダーパートナーシップを 通じたシステムベースのアプローチにより、バ リューチェーンリスクの軽減だけでなく、レピュ テーションリスク軽減にも繋がる。

12-5. GRIサステナビリティ・レポーティングス

タンダード Sustainability Reporting Standards



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
Global Reporting Initiative (GRI)	グローバル	採用する企業	全産業	12 つくる責任 17 パートナーシップで 日報を達成しよう

ルール形成の状況

- GRI (Global Reporting Initiative) は、サステナビリティに関する国際基準の策定を使命とする非営利団体である。2000年にGRIガイドラインの初版は作成され、2013年に公表された第4版まで改訂がなされてきた。
- 2016年に公表されたGRIスタンダードは、組織(主に企業)が経済、環境、社会に与えるインパクトを一般に報告する際の、グローバルレベルにおけるベストプラクティスを提示するための基準である。これまでのガイドラインという形では、助言や勧告とみられ曖昧さを残すことになること、またスタンダードという形で活用できる原則や基準の導入を規制当局、取引所等が求めていたことから変更された。これに伴いモジュラー型アプローチに基づく情報の開示、情報開示の要求事項の明示、さらに推奨事項と手引きの区分が行われ、パート別構成による報告フレームワークが導入されることになった。
- GRIスタンダードに準拠して報告書を作成することにより、組織のマテリアルな項目と、それに 関連するインパクトやそのインパクトのマネジメントについて、バランスの取れた全体像の提供 を可能となる。また特定の情報を報告するために、選択した一部のスタンダード、もしくはその 内容の一部を使用することもできる。

ルールの概要

- GRIスタンダードは、相互に関連するスタンダードのセット構造となっており、3つの共通スタンダードは、サステナビリティ報告書を作成するすべての組織に適用される。
- 開示項目を扱うスタンダードでは、要求事項、推奨事項、手引きなどに明確に分離され、 報告者が開示すべき項目が明確化されている。

規制リスク・脅威自主的

自主的なルール・取り組みであり、直接には法的拘束力をもたないため、強制力の程度は現時点では下段に位置づけられる。但し、影響力は大きい。○:利用者においては、リスクの軽減が期待される一方、●:利用しない場合はこれと比較して、ビジネスリスクはより高くなるものとみられる。

• ルール形成による効果

- スタンダード化により、サステナビリティ情報開示を今後より厳格な方向に導くことが予想される。 そのため、採用企業においては、レギュレーションリスクを軽減することにつながる。
- また、他の世界でのサステナビリティ報告の義務 化に伴い、事実上の標準となることも考えられ、 この点、報告の共通化によりオペレーショナルコストの低減にもつながる。
- 今後、スタンダードへの準拠が増加することが 想定され、非採用企業にあっては上記のリスク の顕在化あるいはレピュテーションリスクの増大 が懸念される。

出所: https://www.globalreporting.org/Pages/default.aspx

目標13:気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



ルール形成の動向

- 気候変動はすでに大きなインパクトを、グローバルかつさまざまな領域に与えている。異常気象のリスクは、最も発生可能性が高いリスクとされており、(「グローバルリスク報告書2018」)。これらの影響を緩和するため、あらゆる国々及び産業が低炭素経済に移行する必要がある。
- リスク軽減のため、多くのルールが設定されている。パリ協定に代表される政府間のルールに加え、金融機関や企業、そしてNGOといった多岐にわたるプレーヤーが主導するイニシアチブが数多く存在する。
- エネルギー業界だけでなく、全産業に適用されるルールが制定されている。金融機関においては、リスクへの対応としての情報開示要求のほか、低炭素インフラへの新たな投資機会としてルールが機能している面もある。

関連する主なルール

- 赤道原則
- TCFD
- CDP
- Science Based Targets
- GHGプロトコル
- パリ協定
- ISO14030 グリーンボンドに関する国際規格

想定されるビジネスリスク

- 気候変動と極端な異常気象による多くの人々への影響
- 沿岸地域や農作物への被害
- 洪水・干ばつ等極端な供給エネルギーの質・信頼性・安全性
- 化石エネルギー使用に伴う温室効果ガス排出の増加
- 世界の最貧層のエネルギーアクセス状況改善の停滞

想定されるビジネス機会

- エネルギーインフラと技術の開発
- より効率的なマイクログリッド技術の開発
- 持続可能なエネルギー源により稼働する産業機械、車両、船舶、航空 機の開発
- サプライヤーの再生可能エネルギー使用の促進・支援
- 操業における再生可能エネルギー比率向上とサプライヤーへの促し
- エネルギー消費を提言する商品のイノベーション促進、使用時におけるエネルギー効率改善
- 消費期限切れ食品からのエネルギー創造
- 再生可能エネルギーへの転換を促進する金融商品の設定、開発費用の負担

Copyright $\ensuremath{{\mathbb C}}$ 2018 JETRO. All rights reserved.

13-1. 赤道原則(エクエーター原則)

プロジェクト融資における金融業界の自主的ガイドライン



ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連	する主なSD	Gs
エクエーター原則協会	グローバル	37か国92社 (2018年3月現在)	金融業	13 無検査師に 現体的な対策を	7 ###-E#################################	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう

ルール形成の状況

- エクエーター原則(Equator Principles)とは、民間金融機関が大規模プロジェクトへの 融資の際に、環境・社会リスクを評価管理する金融業界の自主的ガイドライン。「赤道原 則」とも呼ばれている。石油・ガス開発やダム建設、工場建設などの大規模開発や大規模 建設プロジェクトにおいて、自然環境や現地の地域社会に対する影響が起きていた状況が ある。赤道原則を採択している金融機関は、37か国92社(2018年3月現在)。
- 2013年6月発効の赤道原則第三版により、エクエーター原則の対象が拡大しプロジェクトファイナンスだけでなくコーポレートファイナンスであっても内容に応じて赤道原則が適用されることになった。
- 赤道原則は、国際金融公社(IFC)が制定する環境社会配慮に関する基準・ガイドラインに基づく。

ルールの概要

- エクエーター原則を採択している金融機関は、IFCの環境・社会カテゴリー付与のプロセスに基づき、社会・環境へのリスクが大きくなる可能性がある企業を特定する。リスクが高いと判断された場合、採択金融機関は融資予定先企業に対して、エクエーター原則が定めるアセスメントを実施したうえで環境・社会マネジメントシステム(ESMS)を構築・運用、ステークホルダー・エンゲージメントの実施を要求することが義務化されている
- 上記プロセスにおいては、独立した外部の環境・社会コンサルタントによるアセスメント文書の作成や、融資先企業からEPFIに提供されるモニタリング情報を検証する必要がある。
- 各EPFIからの情報開示は、エクエーター原則協会のHP上で閲覧することができる。

規制リスク・脅威自主的

自主的なガイドラインであり、 直接には法的拘束力はないも のの、受け入れた機関に対し ては、強制力を伴うため、その 程度は中段に位置づけられる。 〇:署名者においては、リスクの 軽減が期待される一方、●: 署名しない場合はこれと比較 して、ビジネスリスクはより高くな るものとみられる。

ルール形成による効果

- 大型プロジェクトにおいて、事前に環境社会へのリスクを洗い出す際にガイドラインを 参照することができる。
- 環境社会へのリスクがあることが特定された場合、事前に対応を検討し、インシデント発生可能性を軽減することができる。
- 第三者機関の関与により、信頼あるデータ を開示することができ、レピュテーションリス クの軽減につながる。

出所: http://equator-principles.com/

13-2. TCFD

Task force on Climate-related Financial Disclosures 企業による財務報告において気候変動情報の開示を促す提言



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連	重する主なSE)Gs
TCFD	グローバル	上場株式・債券の発行主体 すべて。企業のほか、公的/民 間年金基金、財団を含む。	全産業 とくに金融セク ター	13 気候変動に 具体的な対策を	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	17 パートナーシップで 日報を達成しよう

ルール形成の状況

- TCFDは、投資家や貸し手等が重要な気候変動関連リスクを理解する上で有用となる、 任意かつ一貫性のある開示の枠組みを策定することを目的として、世界主要25カ国の財 務省、金融規制当局、中央銀行総裁が参加メンバーとなっている国際機関、金融安定理 事会(FSB)が2015年12月に設置した民間主導のタスクフォースである。
- 2008年のリーマン・ショックを受けて機能強化した形で発足したFSBが、世界的金融危機の次に訪れる可能性が非常に高い重大な金融リスクとして「気候変動問題」に注目した。「金融セクターは、低炭素経済への移行を促進するのではなく(それは政府の役割)、金融システムの強じん性を確保するために活動する」、「『測定可能なものは管理可能』という観点から企業に対して炭素関連の情報開示を促す」等の考えが示されている。
- 2016年12月に最終報告書案を公表し、その後パブリックコメントで寄せられた500件以上の意見をもとに、2017年6月に最終報告書を発表した。
- フランスはエネルギー移行法173条により法制度化を既に実施済みである。

ルールの概要

• 最終報告書では、気候変動の影響を「(物理的及び低炭素経済への移行)リスク」と「(低炭素製品・サービス等の開発)機会」と捉え、個々の企業が戦略的に計画を立てリスクを管理する際に生じる財政上の影響を、損益計算書、キャッシュフロー、貸借対照表等の(年次)財務報告において公表することを求めている。

出所: https://www.fsb-tcfd.org/

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.



国際機関が設置したタスクフォースによる報告であり、当局による規制が予測される準公的な基準・規格として中段に位置づけられる。〇:提言対応者においては、リスク低減のみならずビジネス機会が期待される。 ●:提言への対応を行わない場合は、ビジネスリスクはより高くなるものとみられる。

- グローバルの金融機関が主導するイニシア チブであることから、左記のフランスの事例 のように法整備が進む可能性がある。規 制の制定前に他社に先んじて当該取り組 みを行うことによって、先進企業としてのレ ピュテーションを得られるほか、急進的な規 制整備が行われた場合の規制対応コスト を平準化することができる。
- また、金融機関が主導するイニシアチブであることから、企業にとっては資金調達リスクに直結する。

13-3. CDP

気候変動や水などに関する企業の報告を促進



ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
CDP International	グローバル	6200社超 (2017年)	全産業	13 気候変動に 6 安全な水とトイレ 7 エネルギーをみんなに を世界中に

ルール形成の状況

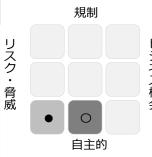
- CDP Internationalは、2000年に設立されたプロジェクト「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト」がその前身となっている気候変動など環境分野に取り組む国際NGO。
- 気候変動が企業に与える経営リスクの観点から、世界の主要企業の二酸化炭素排出量 や気候変動への取組に関する情報を質問書を用いて収集し、集まった回答を分析、評価 することで、企業の取組情報を共通の尺度で公開していくことを目指している。
- 企業の株主である機関投資家を巻き込んだことが大きな特徴。そのため、機関投資家が関心のある気候変動関連情報を収集、開示することに焦点を絞っている。
- 2017年は全世界の株式市場の時価総額約60%を占める6,200社を超える企業が、情報を開示している。この情報開示要請は、運用資産総額100兆米ドルを有する800以上の機関投資家に代わって実施している。
- 活動領域を、当初の気候変動から、水や森林等の分野に拡大していくため、2013年に組織名称を「CDP」に正式に変更し、現在に至っている。近年では「サプライチェーンプログラム」「都市」にも範囲を拡げている。

ルールの概要

- 毎年質問票ならびに評価方法を公表の上、質問書を送付。回答企業について、評価を 実施し結果を公開。
- 2018年の質問票は、TCFDの提言に沿う形で改訂される。

出所: https://www.cdp.net/en

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.



自主的なルール・取り組みであるため、下段に位置づけられる。 機関投資家の関心にフォーカスすることで、企業のESG評価と結びつき〇:参加企業においては、ビジネス機会の確保とリスクの軽減が期待される一方、●:参加しない場合は潜在的なリスクと向き合うこととなる。

- グローバルの金融機関に代わってNGOが 企業による情報開示を促すイニシアチブで あることから、このイニシアチブに則った報告 とその評価は、参加企業の資金調達リス ク・機会に直結する。
- また、こうした企業評価は経営層にとっても 重要性が高いため、開示レベルの引き上 げだけでなく、事業活動の変革(例:エ ネルギーや原材料の調達元の変更)につ ながるケースも存在する。

13-4. Science Based Targets

(*SBT* – 企業版 2 ℃目標)



ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
Science Based Targets Initiative(SBTI)	グローバル	335社 (2018年3月時点)	全産業	7 エネルギーをみんなに せいてクリーンに

ルール形成の状況

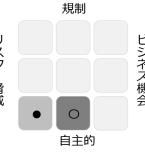
- 2015年にWWFおよびCDP、国連グローバル・コンパクト、WRI(世界資源研究所)が 共同で設立したイニシアチブ。
- 気候変動による世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて「2度未満」に抑えるために、 企業に対して科学的な知見と整合した削減目標を設定することを推進している。
- たとえば2050年といった長期的視点に基づいた、企業の温室効果ガスの削減に関するビジョンや目標を設定することを重視・推奨している。また、この目標設定を支援するためのガイダンスやツールなども策定されている。
- 2018年3月時点では、SBTイニシアチブのもとで意欲的な削減目標設定をにコミットした企業が355社、目標を承認された企業が91社となっている。日本企業では、第一三共、電通、富士フイルムホールディングス、富士通、川崎汽船、キリンホールディングス、コマツ、コニカミノルタ、リクシル、ナブテスコ、パナソニック、リコー、ソニー、戸田建設の14社が目標を承認されている。

ルールの概要

- 目標がSBTに承認されるための要求事項として、年に1度情報を開示することや、企業全体のスコープ1・スコープ2をカバーすること、5年以上15年以下の期間の目標であることなどが挙げられる。
- 結果として、SBTに承認されるような5年以上先を見据えた目標策定が進んでいる。

出所: http://sciencebasedtargets.org/

リスク・脅威



国際機関が共同で設立したイニシアチブであり、直接には法的拘束力をもたないため、強制力の程度は下段に位置づけられる。但し、影響力は大きい。○:参加者においては、リスクの軽減が期待される一方、●:参加しない場合はこれと

●: 参加しない場合はこれと 比較して、レピュテーションやビ ジネス関連リスクはより高くなる ものとみられる。

ルール形成による効果

13-5. *GHG*プロトコル

温室効果ガス(Greenhouse Gas: GHG)排出量の算定と報告の基準



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
GHGプロトコルイニシアチブ (WBCSD、WRI)	グローバル	すべての企業	全産業	7 エネルギーをみんなに 現外的な対策を

ルール形成の状況

- 1998 年に持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)と世界資源研究所(WRI)によって共同で開発された。事業者、NGO、政府機関といった複数の利害関係者の協力によって作成されており、オープンで包括的なプロセスを通じて、国際的に認められた温室効果ガス(GHG)排出量の算定と報告の基準を開発し、利用の促進を図ることを目的としている。検討結果である基準及びガイダンス等は、GHG プロトコルのインターネットホームページ(http://www.ghgprotocol.org)で公開されている。
- このGHGプロトコルは、企業がGHG排出量を報告する際の参照資料として広く用いられており、前述のCDPの気候変動に関する報告においても、このGHGプロトコルに従った報告を求められる。

ルールの概要

- 「スコープ」と呼ばれる、コーポレート・スタンダードで定義されたGHG排出に関する組織運営上の境界のことで、「スコープ1」(直接的GHG排出)、「スコープ2」(電力、熱、蒸気の導入時の排出)、「スコープ3」(その他の間接的GHGの排出)の3つに整理・分類され世界的に認知されている。
- こうした整理・分類に加え、GHG排出量の算出方法に関する技術的な指針も示している。

出所: http://www.ghgprotocol.org/



自主的なルール・取り組みであり、下段に位置づけられるものの、多くの企業によるデファクト化により、その影響力は大きい。○:採用企業においては、ビジネス機会やリスクの軽減につながる基準として期待される一方●:採用しない場合は、企業間の比較可能性等において問題があるとして、リスクにつながる恐れがある。

ルール形成による効果

• GHGプロトコル自体はGHG排出量の算定・報告に関する基準であり、企業にとってのリスクや機会に直結するわけではない。しかし、GHG排出量の算定・報告に関する国際基準として認められていることから、この基準に沿って報告を行っていない場合、その報告が不適切であると投資家等から判断されてしまう可能性があり、企業の資金調達リスクにつながる恐れがある。

13-6. パリ協定

気候変動抑制・適応に関する国際枠組み





ルール設定主体	主な対象地域	対象国	主な対象産業	関連する主なSDGs
国連気候変動枠組み条約 第21回締約国会議 (COP21)	グローバル	締約国各国	全産業	13 気候変動に 7 エネルギーモみんなに 9 高単を

ルール形成の状況

- 2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定である。
- 2015年12月に採択された。1997年に採択された「京都議定書」から18年振りの国際合意で、議定書を離脱した米国や温室効果ガスの排出量が急増している中国、インドを含む196の条約加盟国・地域の全てが参加するため、「画期的な合意」と高く評価されている。
- 2016年11月に発効した。
- 長期的には、産業革命前からの気温上昇を2度より低く抑え、1.5度未満を努力目標とすることが掲げられている。また今世紀後半には、人為的な排出量と森林などによる吸収量を均衡させることを目指している。
- 2017年6月に米国の離脱表明があった。

ルールの概要

- 排出量削減目標の策定義務化や進捗の調査など一部は法的拘束力があるものの罰則 規定はない。
- 先進国には発展途上国への温暖化対策の資金援助が義務付けられており、先進国以外の国にも自主的な援助が推奨されている。
- 途上国を含む全ての加盟国が、温室効果ガスの具体的な削減目標をそれぞれ申告し、削減量を増やす方向で5年ごとに見直す(日本の基準年は2013年、2030年までの26%削減が目標)。最初の評価は2023年に行われる。また透明性を確保するため、全ての加盟国は排出量、技術供与、資金援助額などの取り組み状況を公開しなければならない。

出所: http://unfccc.int/paris agreement/items/9485.php

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.





国際的な協定であり、締約国に対し、法的拘束力のある要求が行われており、上段に位置づけられる。但し、企業に対しては、直接に法的拘束力を持つものではない。◇:企業においだジネス機会につながることが期待される一方、◆:削減目標に向けた規制リスク・脅威は増すことになる。

- パリ協定を達成するため、温暖化効果ガス (GHG) 排出量の削減に向けた、投資の増加 ならびに温暖化ガス排出に関する規制の強化が 見込まれる。
- エネルギー産業だけでなく、製造業を中心に GHGの排出を抑えた操業が求められ、商品の 使用時に発生する温暖化効果ガスを低減させる (自動車など) ことも求められる。これらの取り 組みは企業にオペレーショナルコストや開発コストを強いる一方で、この国際的なアジェンダに則した取り組みによって先進企業としてのレピュテーションにつながる可能性もある。また、炭素税が 導入された場合には、GHG削減取り組みが税負担軽減につながる。

13-7. ISO14030 グリーンボンドに関する国際規格

2017年に規格化を決定し、策定作業を開始



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
国際標準化機構(ISO)	グローバル	すべての企業	金融業、地方公務(自治体)等	13 無候変動に 具体的な対策を

ルール形成の状況

- グリーンボンドの発行額は2014年に366億ドル、2015年500億ドル、2016年には800 億ドルを超えた。この基準は、グリーンボンドの複数の定義を調和させ、プロジェクトと資金調達のための要件を指定することを目的としている。
- ISOの加盟メンバーである米国国家規格協会(ANSI)が2017年5月にグリーンボンド国際規格の提案申請をISO事務局に提出し、投票の結果、7月に正式に承認された。
- ANSIの申請書類によると、同規格は、グリーンボンドの発行体、引受会社、必要書類を作成する法律事務所、投資家等を主要な活用者と想定している。また、政策立案者や監督当局においても、有用なものとなるとしている。
- このグリーンボンドに関する既存の発行基準として、国際資本市場協会(ICMA)のグリーンボンド原則(GBP)や、気候債券イニシアチブ(CBI)の気候債券スタンダード(CBS)、中国のグリーンボンド基準、ブラジルのグリーンボンド基準との調和を目指すとしている(日本のグリーンボンドガイドラインについては言及されていない)。
- ISO14030制定作業は今後、ISOの公式制定手順に入る。制定作業は、環境管理を扱う第207専門委員会(ISO/TC 207)の場で、約3年をかけて審議が進められる予定である。

ルールの概要

• このISO14030規格では、グリーンボンドの環境評価プロセスや必要要件、モニタリング、情報開示等に関する内容を決定する。

出所: https://www.iso.org/standard/43254.html



国際機関が定める標準化規格であり、中段に位置づけられる。〇:規格に従ったグリーンボンド発行主体においては、ビジネス機会の確保とリスクの軽減が期待される。◇:グリーンボンドの購入者となる資金提供機関においても、所定の要件が整備され、リスク低減が可能になるとみられる。

- 国際規格が制定された場合、グリーンボンドの発行主体からすると、国際規格の制定によって、より多くの資金提供者に対して自らの発行するグリーンボンドの正当性を示すことができる結果、資金調達が容易になることが見込まれる。
- 他方、グリーンボンドの購入者となる資金提供機関にとっては、国際規格の制定によって、基準の確からしさが高まることから、これまでよりも積極的にグリーンボンドを購入することができるようになり、ポートフォリオの多角化が可能になる。

目標14:海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



ルール形成の動向

- 業界としての自主的なイニシアチブが多く形成されている。ビジネスリスクへの対応に加え、非認証商品との差別化によるビジネス機会の増大も企図されている。
- 魚介類の特性から、生産段階(天然魚介類の漁獲、 養殖)での基準に加えて、加工・流通段階での管理 方法についても基準が定められていることが多い。
- 小売業者がエシカルな消費者から受けるプレッシャーと、 生産者による適正な資源管理への要請が主なドライ バーとなっていると考えられる。
- 海洋汚染の大部分は人間活動に起因するが、海洋の大部分が人間の到達できない領域のため定量化・モニタリングは困難な部分がある。そのため持続可能な海洋利用に向けた強制力のあるルール形成の進展は緩やかである。

関連する主なルール

- MSC (海洋管理協議会) 認証
- ASC(水産養殖管理協議会)認証
- Target 75

想定されるビジネスリスク

- 人間の陸上活動に起因する海洋汚染、漁場の枯渇、沿岸生息地の喪失
- 下水の流出、開発行為、伐採などによる植生除去、土壌浸食による堆積物、浚渫等による生息地の破壊
- 海洋資源からのタンパク質供給の途絶につながる持続不可能なレベルで の漁業の拡大
- 富栄養化に伴う海洋牛物の酸欠海域発牛
- 海洋の生物多様性に影響を与える気候変動のインパクト

想定されるビジネス機会

- 持続可能なスチュワードシップ基準を順守した漁業実施
- 海洋汚染のリスクを最小化する機械及び部品の設計
- 生態系サービスの価値に係る研究・定量化
- 海洋環境や沿岸の生態系へのインパクトの積極的な管理
- サプライヤーの再生可能エネルギー使用の促進・支援
- 海洋プラスチック廃棄物の回収、汚染物質の排出回避のための廃棄物 処理システムの適用
- 海上輸送に関連する環境基準順守の保証
- 取引企業と投資企業内で持続可能性を促進する方針・ガイドラインの採用

14-1. *MSC*認証

海洋管理協議会による天然水産物に対するエコラベル



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
海洋管理協議会 (MSC—Marine Stewardship Council)	グローバル	認証取得企業	漁業、食料品 製造業、運輸 業	14 海の豊かさを マスラ

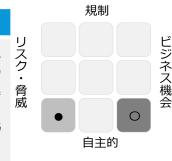
ルール形成の状況

- 海洋管理協議会(MSC—Marine Stewardship Council)は、1997年に設立された独立非営利団体。魚種資源の減少から増加への転換、漁業者の生計維持、世界の海洋環境の保全などをめざし、持続可能な漁業や水産物のトレーサビリティーのための基準を設定の上、認証ラベル制度を構築している。
- 持続可能な天然漁業に対する世界有数の認証プログラムを提供するため、MSCのエコラベルと認証制度は最優良事例ガイドラインを満たしている。しっかりとしたプロセスや独立性、透明性、公平性、及びステークホルダーとの協議といった価値を維持するために、国際的で専門的な基準を順守している。
- 水産物認証とエコラベル制度において、多くの国際基準と一致している。

ルールの概要

- MSC認証は天然水産物の漁獲を対象とした認証制度である。MSCの基準に従って漁獲された水産物が加工・流通等の段階で非認証水産物と混ざらないように取り扱うこと等を定めたCoC(Chain of Custody)認証も併せて存在する。
- MSC持続可能な漁業のための原則と基準に準拠する漁業は、認定された独立認証機関による認証を任意で受けることができる。
- MSC認証の取得には、水産資源や海洋環境に配慮した漁業が求められる。

出所: https://www.msc.org/



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。〇:認証取得企業においては、大きなビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。

●: 一方、認証取得しない場合は潜在的なビジネスリスクと向き合うこととなる。

- 参加企業においては、認証取得のため、オペレーショナルコストが新たに生じる一方、ラベルを貼付し取り組みをアピールすることで、非認証商品との差別化を図り、製品・サービス価値を高めるとともに、自社ブランドの向上につなげることができる。
- また、こうした生産者やトレーダーといったバリューチェーンでの取り組みとその取り組み に関する情報開示により、バリューチェーンリスクならびにレピュテーションリスクの軽減につながる。

14-2. *ASC*認証

水産養殖管理協議会による養殖水産物に対するエコラベル



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
水産養殖管理協議会 (ASC-Aquaculture Stewardship Council)	グローバル	認証取得企業	漁業、食料品 製造業、運輸 業	14 海の豊かさを 守みう

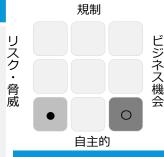
ルール形成の状況

- ASC認証の管理運営を行う水産養殖管理協議会(ASC)は、WWF(世界自然保護基金)とIDH (オランダの持続可能な貿易を推進する団体)の支援のもと、2010年に設立された、独立した国際的な非営利団体である。
- 認証基準は、「アクアカルチャー・ダイアログ(水産養殖管理検討会)」という円卓会議で、 多様な関係者の意見をもとに策定される。水産養殖管理検討会は、ASC認証の対象となる魚や貝の種類別に設置され、研究者や環境保護団体だけではなく、生産者や生産者団体、バイヤーをはじめとする水産物流通関係者が参加して、さまざまな視点から、認証制度の根幹となる基準作りが行なわれている。
- 2018年現在では、12品種(鮭、エビ、二枚貝、アワビ、ティラピア等)について基準が設けられている。

ルールの概要

- ASC認証は養殖水産物を対象とした認証制度である。ASCの基準に従って養殖された水産物が加工・流通等の段階で非認証水産物と混ざらないように取り扱うこと等を定めた CoC (Chain of Custody) 認証も併せて存在する。
- ASC認証基準に準拠する養殖業者等は、認定された独立認証機関による認証を任意で 受けることができる。対象は養殖等は含まれない。
- ASC認証の取得には、自然環境保全の取り組みに加え、法令・人権・労働といった社会的側面に関する経営管理が求められる。

出所: https://www.asc-aqua.org/



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。 〇:認証取得企業においては、大きなビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。

●: 一方、認証取得しない場合は潜在的なビジネスリスクと向き合うこととなる。

- 参加企業においては、認証取得のため、オペレーショナルコストが新たに生じる一方、ラベルを貼付し取り組みをアピールすることで、非認証商品との差別化を図り、製品・サービス価値を高めるとともに、自社ブランドの向上につなげることができる。
- また、こうした生産者やトレーダーといったバリューチェーンでの取り組みとその取り組み に関する情報開示により、バリューチェーンリスクならびにレピュテーションリスクの軽減につながる。

14-3. *Target 75*

世界の魚介類の75%が持続可能な形で生産されることを目指す



ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
Sustainable Fisheries Partnership (SFP)	グローバル	グローバル企業 (ウォルマート、ネスレほか)	卸売業、小売 業、漁業、水産 食料品製造業	14 海の豊かさを マろう

ルール形成の状況

- 米国の非営利団体 Sustainable Fisheries Partnership (SFP) によるイニシアチブ。
- 2020年末までに、持続可能な方法で、または持続可能な方法に向けた改善をしながら、 世界の魚介類の75%を生産するという目標を掲げている。最終的な目標は、100%の魚 介類が持続可能な方法で生産されることだが、中間目標として2017年に75%を掲げ、発 表している。
- SFPは現在、フィッシング情報の公開データベースであるFishSourceを構築している。これは、データに基づいて1,900以上の独立した漁業等をカバーしている。FishSourceのすべてのデータは、パブリックドメイン(政府機関、学術機関など)の信頼のおける情報源から得られたもの。これにより、業界は、サプライチェーンでの海産物の持続可能性を評価し、必要となる改善を理解することができる。また、改善イニシアチブの進捗を確認するためのSFP指標を提供している。
- 有力な小売業や加工会社とのパートナーシップを進めている。パートナーシップにより、企業は供給元のシーフードの持続可能性評価と、サプライチェーンの問題解決のための行動が可能となる。

ルールの概要

- バイヤー、サプライヤー、NGOなどすべての関係者に、この共通の目標に向けて取り組むことを求めている。
- そのため、企業が販売するシーフードの持続可能性についての情報公開の実施と、水産食品業界全般にわたる実践的なガイダンスの提供を行っている。

出所: https://www.sustainablefish.org/



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はなく、下段に位置づけられる。〇:参加企業においては、大きなビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。
●:一方、参加しない場合は潜在的なビジネスリスクと向き合うこととなる。

ルール形成による効果

•参加企業においては、サプライチェーンにおいて持続可能性に配慮した漁業がおこなわれているかどうかを確認し、持続不可能な漁業がおこなわれている場合は、その改善を促すことが可能になる。こうした生産者での取り組みとその取り組みに関する情報開示により、バリューチェーンリスクならびにレピュテーションリスクの軽減につながる。

目標15:陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



ルール形成の動向

- 事業実施の観点では、従来環境保全の流れで組成されたプログラム等による「認証」としてのルールが多く存在する。
- 事業管理の観点では、自然資本プロトコルのような、 自然資本がビジネスに及ぼす影響を定量的に検討する枠組みを規定する新しいガイダンスが出始めている。
- 生態系サービスには目に見えにくいものもあり、またさまざまな側面が結びついている。絶滅危惧種の保護などには厳しい規制が課されている一方、リスク評価や定量化に至っていない側面については、強制力のあるルール形成には至っていない。
- 多くの産業が貴重な生態系サービスの消失のリスクに対応すべく、自主的なルール形成を行っている。リスク対応のみならず、同時に、「認証取得」など差別化によるビジネス機会の創出も意図したものとなっている。

関連する主なルール

- 森林認証プログラム(PEFC)
- 自然資本プロトコル
- 森林管理協議会(FSC)
- RSPO 原則と基準

想定されるビジネスリスク

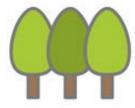
- 汚染、気候変動、外来性侵入生物、乱獲・乱開発、土地利用の変化 といった人為的要因による陸上生態系の劣化
- 人為的要因による生物多様性の減退
- 森林破壊による生物多様性の喪失と土壌肥沃度の低下。また気候変動への影響を伴う砂漠化。
- 農業への土地転換に伴う森林破壊。砂漠化と土地劣化。世界の最貧 困層に影響は集中。

想定されるビジネス機会

- 自然資本と生態系サービスの研究、分析、価値評価
- 自然資本プロトコルの利用
- 政府及び市民社会との協働による生物多様性保護プログラムの設計、実施
- 認証木材の利用、土壌に優しい技術開発
- 森林・生態系保全の資金調達のための金融ツール利用
- 森林ディスクロージャープロジェクトへの参加、IFCパフォーマンス基準ほかの順守
- 違法伐採木材、絶滅危惧種のロンダリング回避
- ・ 遺伝資源・生物資源へのアクセスと利益配分

15-1. 森林認証プログラム (*PEFC*)

持続可能な森林経営に関する包括的な認証制度



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
PEFC	グローバル	参加企業	林業、パルプ・紙・紙加 工品製造業、飲料製 造業	15 陸の豊かさも

ルール形成の状況

- PEFCは、各国で地元の関係者によって独立に設立運営されている森林認証制度を国際的に共通するものとして承認するための国際的NGOである。現在は、36か国の森林認証制度が加盟している。各国の森林認証制度がPEFCの承認を得るためには、PEFCが策定する要求事項や条件との適合性審査をクリアすることが必要である。PEFCの承認を得た森林認証制度の下に認証を受けた森林はPEFC認証林として認められる。
- 先進国の小規模な家族経営の林家からの要望に応える形で、90年代後半から国際的な水準での持続可能性を確保しつつ、各国のインフラの実情にも適合したシステムとして、欧州や北米の小規模林家向けの認証の開発が進んだ。その結果を受け1999年、汎ヨーロッパ森林認証(PEFC:Pan European Forest Certification)が発足し、2000年には欧州内5カ国で個別に策定されていた森林認証制度を相互承認した。その後現在の名称に変更された。
- FSCがあらゆる国、地域や森林タイプに適用できる原則基準を追求しているのに対し、 PEFCは現状を踏まえた上での合理的な制度設計を試みているといえる。

ルールの概要

• 持続可能な森林経営の統括、規格の制定、および実施に関して利害関係者からの独立性を確保するために、すでに国際的に確立、承認されている認定・認証の手順を相互承認する形をとっている。

出所: http://pefc.org/certification-services/overview



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。〇:認証取得企業においては、サプライチェーン上のリスク低減に加えて、ビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。

ルール形成による効果

- 紙・パルプなど森林が直接的な原材料の 調達先となる企業や、飲料メーカーなど森 林が原材料調達に重要な影響を及ぼす 企業が、自社の原材料供給に関連する 森林に関して認証取得が実現できれば、 サプライチェーン上のリスクを効率的に低減 できる。
- PEFC認証により、環境負荷に関するレ ピュテーションリスクを低減するとともに、ブラ ンディングや商品の高付加価値化につなげ ることもできる。

15-2. 自然資本プロトコル



経営の中に自然資本マネジメントを取り入れるための標準的な考え方と手順

ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連する主なSDGs	
自然資本連合 (NCC)	グローバル	すべての企業	全産業	15 陸の豊かさも するう 13 気候変動に 17 パートナーシップで 日本を達成しよう 13 気候変動に 17 日本を達成しよう	

ルール形成の状況

- 自然資本連合(NCC)がまとめた、自然資本分野における国際的な枠組みである。
- 企業が生態系などの自然資本への直接的・間接的影響や依存度を特定・計測・価値評価するために標準化された枠組みで、2016年7月に初版が公表された。
- NCCは、自然資本分野で活動をする企業やNGO、国際機関の集合体で、2012年に設立されたTEEB for Business Coalition (ビジネスのための「生態系と生物多様性の経済学」連合)を前身とし、GRI、WBCSDなどが参画して2014年に設立された。
- 自然資本とは、企業活動や社会生活に不可欠な水、土壌、鉱物、大気、動植物や、それら全体としての生態系や生物多様性などを指す。近年、環境破壊や人口増加などを背景として、自然資本の有限性が認識されており、経済活動における自然資本の適切なマネジメントが求められている。
- 自然環境が大きく変化している現在において、自然環境が自社に与える影響を適切に把握しなければ事業活動の持続可能性(サステナビリティ)は確立され得ないと考えており、「自然資本プロトコル | 誕生の根幹にも、この考え方がある。

ルールの概要

- 経営の中に自然資本マネジメントを取り入れるための標準的な考え方と手順がまとめられている。GRIのような報告基準ではなく、自然資本会計基準をまとめたものでもない。
- 目標設定、アセスメント対象設定、影響測定、実行など一連のプロセス全体に渡り、事業活動が環境に与える影響だけでなく、自然資本が事業活動に与える影響や依存度などにも焦点を当てているところが特徴である。

出所: https://naturalcapitalcoalition.org/protocol/

規制 リスク・脅威 〇

自主的なルール・取り組みであり、強制力はないため、下段に位置づけられる。〇:このルールへ参画・利用することで、潜在的なビジネスリスクの低減や、ビジネス機会の探索が期待される。

ルール形成による効果

- 企業の長期的価値創造の源泉としての自 然資本をマネジメントするための考え方の 指針となる。
- この指針を参考にして、事業の前提として の自然資本の影響測定方法、事業への 影響の分析方法などの実務を検討し、将 来的な自然資本確保のリスクや機会に対 する対応を行うことができる。

15-3. 森林管理協議会(FSC)による認証基準

森林管理の認証(FM認証)と加工・流通過程の管理の認証(CoC認証)



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
森林管理協議会	グローバル	域内すべての企業	林業、パルプ・ 紙・紙加工品 製造業、印刷・ 同関連業	15 陸の量かさも 守ろう

ルール形成の状況

- 1993年に設立されたNPOであるFSC(Forest Stewardship Council®:森林管理協議会)が運営する国際的な制度である。
- 森林管理協議会は、適切な森林管理の推進が目的として、環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合等の代表者から構成されるNPOである。
- 適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証(FM認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証(CoC認証)」の2種類の認証制度からなる。
- 日本では、製紙会社や印刷会社のほか、段ボールメーカーなどパッケージング業界にも取得が広がっている。

ルールの概要

- マークを製品等に付ける場合は、認定を受けた認証機関による以下の審査に通り、認証取得者として正式に登録される必要がある。
 - 森林管理の認証(Forest Management:FM認証)
- 加工・流通過程の管理の認証 (Chain-of-Custody: CoC認証)

出所: https://ic.fsc.org/en/what-is-fsc-certification

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。〇:認証取得企業においては、サブライチェーン上のリスク低減に加えて、ビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。

- 紙・パルプなど森林が直接的な原材料の 調達先となる企業や、飲料メーカーなど森 林が原材料調達に重要な影響を及ぼす 企業が、自社の原材料供給に関連する 森林に関して認証取得が実現できれば、 サプライチェーン上のリスクを効率的に低減 できる。
- FSC認証により、環境負荷に関するレピュ テーションリスクを低減するとともに、ブラン ディングや商品の高付加価値化につなげる こともできる。

15-4. RSPO原則と基準

持続可能なパーム油の生産と利用を促進するための認証制度



				-
ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
持続可能なパーム油のため の円卓会議 (RSPO)	グローバル	会員はパーム油との関わり度 合いによって3区分(正会員、 賛助会員、準会員)	農業、食品製造、化学工業	15 陸の豊かさも であう 8 傷きがいも 12 つくる責任 つかう責任

ルール形成の状況

- RSPO(Roundtable on Sustainable Palm Oil 持続可能なパーム油のための円卓会議)は、持続可能なパーム油の生産と利用を促進することを目的として2004年に設立されたNPO。パーム油産業に関連する7つのセクター(パーム油生産業、搾油・貿易業、消費者製品製造業、小売業、銀行・投資会社、環境NGO、社会・開発系NGO)のもとで運営されている。また、2018年2月現在、55社の日本企業が正会員となっている。
- パーム油はその原料となるアブラヤシの農園開発のために広大な熱帯林等が伐採され燃やされることによって、生物多様性が失われていること、温室効果ガスの排出が増大していること、また、プランテーション農園における劣悪な労働環境が問題視されていた。

ルールの概要

• RSPOは持続可能なパーム油生産のための「原則と基準」に基づく、農園認証とサプライチェーン認証がある。原則は次の8つ。①透明性へのコミットメント②適用法令と規則の遵守③長期的な経済・財政面における実行可能性へのコミットメント④生産及び搾油・加工時におけるベストプラクティス(最善の手法)の採用⑤環境に対する責任と資源及び生物多様性の保全⑥農園、工場の従業員及び、影響を受ける地域住民への責任ある配慮⑦新規プランテーションにおける責任ある開発⑧主要活動分野における継続的改善へのコミットメント

出所: https://www.wwf.or.jp/activities/resource/cat1305/rsportrs/

https://www.rspo.org/ http://rspo.jp/



自主的なルール・取り組みであるため、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。ルール形成に参加することでつ会員企業においては、大きなビジネス機会(非参加企業との差別化、ブランド向上)が期待される。●:参加しない場合は潜在的なビジネスリスクと向き合うこととなる。

- •農業・食品製造・化学工業の各企業が RSPO認証を取得したパーム油を原材料 として自社製品生産を行うことで、原材料 のサプライチェーンにおける環境・社会リスク を効率的に低減することができる。
- RSPO認証を取得した商品の取り扱いにより、レピュテーションリスクを低減するとともに、ブランディングや商品の高付加価値化につなげることもできる。

目標16:平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



ルール形成の動向

- 目標達成のための制度構築及び紛争削減に向けた動きは非常に緩やかではあるものの、紛争鉱物や贈収賄に関するルール形成が進められている。
- 紛争鉱物については、米国やEUにおいて、法規制が 進められているほか、自主的なイニシアチブも活発であ る。
- グローバル企業の税務の透明性についても、近年は、 その影響の大きさが認識されつつあり、ルール形成の動きがみられる。(→目標10参照)

関連する主なルール

- RMI (Responsible Minerals Initiative)
- 米国 紛争鉱物開示規則
- キンバリー・プロセス証明制度
- EU 紛争鉱物規則
- ISO37001 贈収賄防止マネジメントシステム

想定されるビジネスリスク

- 紛争地域や脆弱国家への居住
- 途上国における汚職、賄賂、窃盗、脱税ほか納税や取引に関する現地 法規制の順守確認
- 不正な資金の流れは経済成長を上回る速度で拡大
- 現状の税務方針や納税のあり方に関する株主ほかとのコミュニケーション
- 紛争鉱物規制
- サイバー犯罪、インターネット詐欺
- 倫理規定や行動規範の制定・更新

想定されるビジネス機会

- 紛争鉱物リスクの特定・評価
- サプライチェーンでの製品、部品、材料のトレーサビリティ
- 堅固な贈賄・腐敗防止コンプライアンス遵守プログラム
- 再生可能エネルギーへの転換を促進する金融商品の設定、開発費用の 負担
- 人権に関する声明公開による倫理的リーダーシップ明示
- 政治的リスクの高い国々で必要とされている資金の流れの維持
- ステークホルダーエンゲージメントに関する方針の明確化
- 高リスク分野での責任あるビジネスの推進、機関投資家との協業

16-1. RMI 責任ある鉱物調達イニシアチブ

(Responsible Minerals Initiative)



-				
ルール設定主体	主な対象地域	参加企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
Responsible Minerals Initiative(<i>RMI</i>) (責任ある企業同盟 RBA)	グローバル	RMI加盟企業および 加盟企業のサプライヤー、 その他企業(一部利用可) 350社超	非製造業を除く 多くの産業	16 平和と公正を すべての人に 12 つくる責任 つかう責任 17 バートナーシップで 目標を選択しよう

ルール形成の状況

- 2008年にRBA(旧名称: EICC)等によって設立された責任ある鉱物調達を目指すイニシアチブ。RBAの名称変更に伴い本イニシアチブ名も変更されており、旧名称は Conflict-Free Sourcing Initiative (CFSI)。
- 電機・電子、自動車、鉱業をはじめとして、様々な業種にわたる350社超が加盟。日本企業では、トヨタ、ソニー、富士通、ニコンなど複数社が加盟している。また、JEITA(一般社団法人電子情報技術産業協会)は、2012年にRMIとMOU(基本合意書)を締結し連携している。
- 米国紛争鉱物開示規則等において国際的に認められたフレームワークとして挙げられている OECDガイダンス (Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains from Conflict-Affected and High-Risk Areas) では、広範かつ複雑なサプライチェーンにおける取り組みを進めるにあたって、業界全体で連携することを求めている。

ルールの概要

- RMIでは、紛争鉱物に関するサプライチェーン調査を実施する際に使用可能なテンプレート (CMRT: Conflict Minerals Reporting Template) を提供している。これらは非加 盟企業であってもダウンロードが可能。
- 第三者監査によって紛争フリーの製錬業者を認定するプログラム(RMAP: Responsible Minerals Assurance Process)を創設し、本プログラムに適合したスメルターリストを公表している。

٧<u>٨</u>٥:

規制



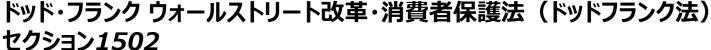
自主的なルール・取り組みであるため、法的強制力はないものの、複雑なサプライチェーンに係る利用者は多い。〇:イニシアチブ参加者は、鉱物調達にかかわるサプライチェーンに係るリスク軽減が可能となるほか、優良サプライヤーの選別にも資することになる。

ルール形成による効果

- 紛争鉱物の調達リスクのある製造業企業が、自社事業に関するサプライチェーンリスクアセスメントを実施するためのツールを活用できる。
- ツールを活用して自社でサプライチェーンの アセスメントを実施し、リスク低減に向けた 取り組みを進めることができる。
- ◆また、紛争フリー認定を受けている製錬業者のリストからパートナー企業を選定することで、サプライチェーン上の紛争鉱物リスク低減に繋がる。

出所: http://www.responsiblemineralsinitiative.org/

16-2. 米国 紛争鉱物開示規則





ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
米国証券取引委員会 (SEC)	米国 (グローバル)	米国上場企業 (SECに報告書を提出してい る米国及び外国企業)	非製造業を除く 多くの産業	16 平和と公正を すべての人に 8 優きがいも 経済成長も 12 つくる責任 つかう責任

ルール形成の状況

- 2010年7月に成立したドッドフランク法では、コンゴおよびその周辺国における紛争鉱物の使用について報告を義務付ける条項が盛り込まれた。同地域の紛争では鉱物が武力勢力の資金源となっており、悲惨な人権侵害を引き起こす反乱軍の資金源を絶つことが目的。
- 本条項に基づき、紛争鉱物の使用および当該紛争鉱物の原産国が、コンゴ民主共和国 またはその近隣諸国であるか否かの開示を企業に義務付ける規則がSECから公表された。
- 本規則の実施において、義務化されたデューデリジェンスや情報開示が企業に多大なコストを生じさせていること、当該地域における鉱物の不買化が進んでいること等を背景に、2017年1月、本規則の見直しを検討する声明がSECから発表されている。

ルールの概要

- 対象企業のうち、自社で製造/製造委託している製品の機能または製造のために紛争鉱物(タンタル、錫、タングステン、金)を必要とする企業は、下記の対応等が求められる。
 - 当該紛争鉱物の原産国がコンゴおよびその周辺諸国であるか、またはスクラップないしリサイクル由来であるか否かを判断するための合理的な原産国調査を実施。
 - 上記の調査結果をForm SD と呼ばれる新たな文書により毎年開示し、SECに提出。
 - 紛争鉱物の原産国がコンゴおよびその周辺諸国の可能性がある、またはそれらが原産国であった場合で、かつスクラップないしリサイクル由来ではないと考えられる場合、紛争鉱物の起源および加工・流通過程の管理に関して、国際的に認められたフレームワークによりデューデリジェンスを実施。

規制
リスク・脅威
自主的

法規制を伴うものであり、強制力は強く、上段に位置づけられる。◆:対象となる企業では、調査実施ならびに情報開示が要求され、対応できない場合、市場からの退出を余儀なくされることになる。

ルール形成による効果

- 製品に紛争鉱物を含む企業の、紛争鉱物使用状況や、特定鉱物のサプライチェーン上の人権侵害等のリスクに関する情報開示のルールを通じて、リスク対応の取組みに対応する体制が整備される。
- •情報開示に必要となる、調達元の透明化、 紛争鉱物に関するデューデリジェンスの取 組み体制を整備することで、バリューチェー ンやレピュテーションに係るリスクを低減する ことに繋がる。

出所: https://www.sec.gov/rules/final/2012/34-67716.pdf

16-3. キンバリー・プロセス証明制度

紛争ダイヤモンドの取引を防ぐ認証制度



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs		OGs
KPCS(各国政府、市民社 会およびダイヤモンド業界の 連合)	グローバル	N/A (要件を実行する意志のある 国全て)	その他の製造業、 卸売業、小売 業	16 平和と公正を すべての人に	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 日曜を意思しよう

ルール形成の状況

- ダイヤモンドの不正取引が世界各地の紛争の資金源になっており、それらは「紛争ダイヤモンド」や「ブラッド・ダイヤモンド(血塗られたダイヤモンド)」と呼ばれていた。2000年5月、キンバリーでアフリカ南部のダイヤモンド産出国は、ダイヤモンド取引が暴力に加担しない制度整備に向けた話し合いを行い、同年12月には、国連総会において紛争ダイヤモンドの取引を防ぐ認証制度の設置を支持する決議が採択された。
- 2002年、不正に取得されたダイヤモンド原石の輸出入を規制することを目的とした「キンバリー・プロセス証明制度」が採択され、2013年8月現在、81ヵ国が加盟、ダイヤモンド世界生産量の約99.8%を占めている。

ルールの概要

- ダイヤモンド原石の輸出入に際し、以下が義務づけられている。なお、本制度はダイヤモンド原石を対象としており、加工されたものは規制対象外。
 - 船積地域に係る国又は地域において発行された当該ダイヤモンド原石が本制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類(「キンバリー・プロセス証明書」)が添付されていること。
 - ダイヤモンド原石の輸出入が密封された容器にて行われること。
 - 非加盟国への輸出入を行わないこと。
- キンバリープロセスは加盟国が自主的に運用している。そのため、本制度を運用する能力が 十分ではないケースも見られる。



自主的なルール・取り組みであり、法的強制力はないため、下段に位置づけられる。但し、ダイヤモンド原石の輸出入にかかわる〇:認証制度利用者は証明書を利用することで、原材料のサプライチェーンリスク低減を効率的に実施することが可能となる。

ルール形成による効果

- ダイヤモンド原石を調達する製造業・小売業企業が、キンバリー・プロセス認証取得したダイヤモンド原石を原材料として自社製品生産を行うことで、原材料のサプライチェーンにおける社会性リスクを効率的に低減することができる。
- キンバリー・プロセス認証を取得した商品 取り扱いにより、レピュテーションリスクを低 減するとともに、ブランディングや商品の高 付加価値化につなげることもできる。

出所:https://www.kimberleyprocess.com/

16-4. EU 紛争鉱物規則

2021年から新たな紛争鉱物規制がEUにおいて施行される



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs	
EU	EU (グローバル)	EUの精錬事業者 および輸入事業者	非製造業を除く多く の産業(非鉄金属 製造業等)	16 平和と公正を すべての人に 8 横きがいも 経済成長も	のくる責任 かかう責任

ルール形成の状況

- 3TG(タンタル、錫、タングステン、金)のサプライチェーン(採掘、精錬、輸送)における取引が武装勢力の資金源となり、悲惨な人権侵害や暴力に繋がっていることが欧州においても問題視され、2014年から本規則案が検討されてきた。
- EU理事会では2017年4月に紛争鉱物規則を採択、2021年1月から適用される。
- 本規則はサプライチェーンの下流企業には適用されないが、当該企業においては、一定規模以上の企業に非財務情報の開示を求める「EU非財務情報開示指令」に基づき、取り組みや開示が進むことが期待されている。

ルールの概要

- 対象鉱物は、米国「紛争鉱物開示規則」と同じタンタル、錫、タングステン、金。これらの鉱物が最も武装勢力や人権侵害との繋がりがあるため対象としている。一方で、対象鉱物の原産国については米国の当該規則(コンゴおよびその周辺国)とは異なり、対象となる紛争地域は特定されていない。欧州議会ではタスクグループを設置し、対象紛争地域のリストを提供する予定。
- 本ルールの影響を受ける輸入事業者は600~1,000、また、間接的に影響を受けるスメルター(製錬所)は500程度と想定されている。
- 対象企業は、OECDガイダンス(Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains from Conflict-Affected and High-Risk Areas)に基づくデューデリジェンスの実施が求められる。本ガイダンスは米国紛争鉱物開示規則と同様である。



法規制を伴うものであり、強制力は強く、上段に位置づけられる。◆:対象となる企業では、調査実施ならびに情報開示が要求され、対応できない場合、市場からの退出を余儀なくされることになる。

ルール形成による効果

- 製品に紛争鉱物を含む企業の、紛争鉱物使用状況や、特定鉱物のサプライチェーン上の人権侵害等のリスクに関する情報開示のルールを通じて、リスク対応の取組みに対応する体制が整備される。
- •情報開示に必要となる、調達元の透明化、 紛争鉱物に関するデューデリジェンスの取 組み体制を整備することで、バリューチェー ンやレピュテーションに係るリスクを低減する ことに繋がる。

出所: http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/conflict-minerals-regulation/regulation-explained/

16-5. *ISO37001* 贈収賄防止マネジメント システム



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
ISO	グローバル	認証取得企業 (商社、各種プラント構築企 業、代理店、NGO等)	贈賄リスクが懸 念される国への 進出企業	16 平和と公正を 1 対图を なくそう 8 機きがいも 経済成長も

ルール形成の状況

- 2016年に贈収賄防止マネジメントシステムに関する初の国際規格として発行された。
- 2014年に、ISO96000(コンプライアンスマネジメントシステムガイドライン)が発行されていたが、贈賄というテーマに焦点を絞った規格として成立している。
- 贈収賄防止マネジメントシステムを構築あるいは更新する際、組織にとって必須となる要求 事項が明記されており、贈収賄の予防・発見・対処に向けた対応策の実施を要求する。この対応策には、贈収賄リスク評価の一環としての教育・研修やデューデリジェンス手続きとと もに、明確な贈収賄防止ポリシーの策定やコンプライアンス機能の確立に対する経営層のコミットメントなども含まれる。
- 組織の認証取得の効果として、直ちに贈収賄を否定できるわけではないが、取引先に防止 体制構築を要求できるなどが挙げられる。

ルールの概要

- トップマネジメントが贈賄防止を先導することや贈賄のリスクに応じた合理的な贈賄防止管理システムを構築することを要求している。
- 経済産業省が作成した外国公務員贈賄防止指針が定める外国公務員贈賄防止体制と重なる点も多いが、贈賄だけでなく収賄も対象となること、また自社だけでなく代理店、合弁パートナー、取引先など関連先についても、体制整備や研修など要求が要求されるといった点でより広範である。

出所: https://www.iso.org/iso-37001-anti-bribery-management.html

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.



国際機関が定めたマネジメントシステム規格であり、強制力の 程度は法規制ほどには高くは ないものとみられ、中段に位置 づけられる。〇:認証取得者 においては、リスクの軽減が期 待される一方、●:認証取得 を行わない場合は潜在的なリスクと向き合うこととなる。

- 贈収賄防止体制を構築する際に参照することができる。
- 規格に従い、具体的な指針・対策をとることで、贈収賄インシデントの発生可能性を 軽減するとともに、レピュテーションに係るリスクを低減することに繋がる。

目標17:パートナーシップで目標を達 成しよう



持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ルール形成の動向

- SDGsの目標達成には各国政府だけではなく、企業等との協働 は不可欠である。パートナーシップのもとになる原則、基準、フレー ムワークが、それ自体は直接には法的拘束力をもたない国際連 合によるガイドライン的な性格を持つ形で多く形成されてきている。
- SDGsの複雑な課題に取り組むため、さまざまな主体の経営資源を活用しうるマルチステークホルダーパートナーシップが志向されている。また目標達成に巨額の資金が必要にあることから、企業が自社の戦略的目標と関連した投資と事業活動を促すためのルールを定めることでその影響力を活用し、リスクの軽減とビジネス機会の創出につながることが意図されている。
- 南アの非財務情報開示やSASBの会計基準のように、ルールを標準化したうえで、これに別の主体が強制力を持たせる形でのルール形成も行われつつある。

関連する主なルール

- 責任投資原則 (PRI)
- SASBサステナビリティ会計基準
- ICGNグローバルスチュワードシップ原則
- IIRC <IR>フレームワーク
- 南ア 非財務情報開示の法規制
- ビジネスと人権に関する国連指導原則

想定されるビジネスリスク

- グローバルな課題への対処のため巨額の投資が必要となる。
- 必要資金調達の重要な手段である税金徴収能力が課題。
- 公的セクターの歳入は開発援助資金で補完してもなお不十分。
- 低調な民間セクターにおける投資
- 今日の貿易を推進するグローバル・バリュー・チェーンに組み込まれていない低所得開発途ト国の貿易能力の開発

想定されるビジネス機会

- バリュー・チェーンの制約要因を取り除く、あるいは新規参加者に向けた途上国の貿易能力の開発に向けたキャパシティ・ビルディング。
- グッドプラクティスとされる原則・ガイドラインの採用
- マルチステークホルダー・イニシアチブへの参加
- 新市場、新規投資国にむけたインフラ整備投資のためのパート ナーシップ締結
- インパクト投資

17-1. 責任投資原則(PRI)



機関投資家の投資の意志決定プロセスや株式の保有方針の決定に ESG課題に関する視点を反映

ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
国際連合 (国連環境計画・金融イニ シアチブ(UNEP FI)) UN グローバル・コンパクト	グローバル	署名金融機関1184 (日本はGPIFをはじめとする 32機関) 2018年3月現在	金融業	17 パートナーシップで 日復 つくる責任 つかう責任

ルール形成の状況

- 2006年当時の国際連合事務総長であるコフィー・アナンが金融業界に対して提唱したイニシアティブである。機関投資家の意思決定プロセスにESG課題(環境、社会、企業統治)を受託者責任の範囲内で反映させるべきとした世界共通のガイドライン的な性格を持つ。国連環境計画(UNEP)並びに国連グローバル・コンパクトが推進する。
- 責任投資原則は法的拘束力のない任意の原則であり、ESG課題を考慮することが機関投資家にとって投資リスクマネジメント基準及び社会的責任になるとする。ESG投資持続可能な社会の構築に向けて貢献できているかどうかに着目して企業を選別する投資手法である。
- 国連環境計画(UNEP)の金融イニシアティブ(UNEP_FI)並びに国連グローバル・コンパクトで策定された。原則の公表後は、より多くの投資家による原則の選択の推進、有益な情報提供、著名機関での連携の促進が行われる。拘束力のない規範であるが、同原則を受け入れる旨を表明した機関は、国連投資責任原則の遵守状況に関する開示と報告が求められ、2013年10月からは、実施状況を確認・評価するための制度も導入された。報告開示義務を遵守しなかった場合には、枠組みから除外される可能性もあるとされている。

ルールの概要

- 署名した金融機関(機関投資家)は、下記内容の6つの責任投資原則に従い、受益者のための長期的視点に立った行動が求められる。
- ①投資分析と意思決定プロセスへのESGの課題の組み込み、②株式の所有方針と所有 習慣へのESGの組み込み③投資対象へのESG問題についての適切な開示要求、④資産 運用業界における働きかけ、⑤協働、⑥自らの活動進捗状況についての報告

規制リスク・脅威自主的

国際機関が定めたガイドラインであり、直接には法的拘束力はないものの、受け入れた機関に対しては、強制力を伴うたみめ、その程度は中段に位置づけられる。〇:署名者において機は、リスクの軽減が期待される一方、●:署名しない場合はこれと比較して、ビジネスリスクはより高くなるものとみられる。

ルール形成による効果

- 金融機関はPRIに署名することで、ESGに 配慮した投資行動・開示を求められるため、 内部で原則に沿った投資プロセス整備の 促進につなげることができる。
- PRIに署名することで、ESGに配慮した投資を行っていることを対外的に示すことができる。
- PRI署名機関が増えてきている状況では、 PRI未署名機関は、ESG配慮を行わない 金融機関としてレピュテーションリスクにさら される。

出所: https://www.unpri.org/

17-2. SASBサステナビリティ会計基準

11産業79業種の産業・業種別の会計基準を2018年公表予定



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
米国サステナビリティ会計基 準審議会(SASB)	米国 (グローバル)	上場企業	全産業	17 パートナーシップで 12 つくる責任 つかう責任

ルール形成の状況

- SASBは、2011年に設立された自主規制団体であり、基準設定主体である。FASBが会計基準を扱うのに対し、SASBは、投資家にとって重要なESG課題の報告基準を扱う。
- 11産業79業種の非財務情報開示モデルについて、パブリックコメントを経て2018年に会 スター 計基準を公表予定である。これは企業が証券取引委員会(SEC)に提出する年次報告 ・書の中の規則S-Kでの開示を促す自主基準となる。現行の開示要求事項をサポートするこ 脅威とが目的であり、投資家・出資者の視点で各業種において重要な課題に焦点を絞り、業種内での比較可能性を達成するために業種別のKPIを見つけることに重点を置いている。
- 標準化のプロセスも特徴的である。SASBでは、まず、対象産業・業種のそれぞれのWGに参加したい識者・専門家を公募(一定の条件あり)し、参加者に対して対象業種の現状と直面する課題の共通認識を図っている。その上で、標準化のドラフト案を提示し、参加者の多様なコメントを踏まえて、改めて標準化案を作成するプロセスを踏んでいる。このように、パブリックコメントを経る前に、エキスパート関与のプロセスを用意し、それらのプロセスをすべて透明にすることでその受容可能性を高めている。そのため、SASBは、工業規格等の規格団体の体制やデュー・プロセスを審査し認定するANSI(Accreditation of American National Standards Developers)からも認定を受けている。

ルールの概要

- 11のセクターごとに、比較可能性を高めるため、主要な開示項目を定めている。
- セクター: ヘルスケア 再生可能資源・代替エネルギー、消費財 I (飲食品)、金融、交通、消費財 II (消費財)、情報通信、サービス、インフラ、資源転換、鉱物採掘

出所: https://www.sasb.org/



自主的なルール・取り組みであるため、現時点では、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。〇:採用企業においては、自らのサステナビリティ課題に係るリスク認識や開示に係る評価向上に役立つが期待される。●:採用しない場合はこれと比較して、ビジネスリスクは高くなるものとみられる。

- 企業はSASB基準により、自らの属する業種における重要なサステナビリティ課題を識別し、リスク管理や新しいビジネス創出に役立てることができる。
- 企業はSASB基準に沿った開示を行うことで、顕在化していないリスクや機会を含めた事業環境や企業価値創出の仕組みを対外的に示すことができる。

17-3. ICGNグローバルスチュワードシップ原則

機関投資家のあるべき姿を規定したガイダンス



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
ICGN (International Corporate Governance Network)	グローバル	参加企業	金融業	17 パートナーシップで 自理を達成しよう

ルール形成の状況

- 国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク(The International Corporate Governance Network: ICGN)は、世界47カ国の122の投資家(団体)、134の企業・アドバイザー等を含むメンバーから構成される団体。コーポレートガバナンスや、投資家のスチュワードシップに関する実効的な基準を策定することを使命とする。
- 「ICGN(※) グローバル・スチュワードシップ原則」(ICGN Global Stewardship Principles、以下「ICGN原則」)は、「ICGN機関投資家責任原則」(ICGN Statement of Principles for Institutional Investor Responsibilities (2003年初版公表、2013年最終改定))に代わるものとして策定され、2016年6月のICGN年次総会において採択された。
- ICGN原則は、投資家のスチュワードシップ責任、方針、プロセスにおける現在のベストプラクティスに対するICGN の見解を明らかにし、スチュワードシップ・コードを策定したいと考えている規制当局や基準設定主体に対して、国際的な経験から発達してきたスチュワードシップの包括的なモデルを提供する。

ルールの概要

- コーポレートガバナンスや、投資家のスチュワードシップに関する実効的な基準。主要なスチュワードシップ責任の基本的枠組を示す。先進国・発展途上国での活用を目的として策定
- ICGN原則は、第一部:原則本体(7原則)、第二部:各原則に係る解釈指針、第 三部:各市場参加者の役割(The ecosystem of stewardship)から構成されている。

規制リスク・脅威・自主的

自主的なルール・取り組みであるため、現時点では、強制力はそれほど高くはなく、下段に位置づけられる。○:採用企業においては、ガバナンスに係スるリスク軽減に役立つことが期待される。●:採用しない場合はこれと比較して、ビジネスリスクは高くなるものとみられる。

ルール形成による効果

- コーポレートガバナンスの改善に関し、どのような点を重視して、投資家が投資先企業と対話すべきか参照することができる。
- 対話を通じて、コーポレートガバナンスが強化され、企業の健全な運営が促進される。
- コーポレートガバナンスに関する正確な情報が投資家・企業との間で共有されることで、長期的成長企業への資金の流れが加速される。

出所: http://icgn.flpbks.com/icgn-global-stewardship-principles/#p=1

17-4. IIRC <IR>フレームワーク

統合報告に関する基礎概念、指導原則、内容要素等を提供



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs	
国際統合報告協議会 (IIRC)	グローバル	すべての企業	全産業	17 パートナーシップで 日曜を連成しよう	12 つくる責任 (人)
ルール形成の状況				規制	自主的なルール・取り組みでは

- 国際統合報告評議会(IIRC)は、2010年8月に設立された規制者、投資家、企業、基 準設定主体、会計専門家及び NGO により構成される、英国拠点の国際的な連合組 織である。
- 2013年12月に統合報告フレームワーク(<IR>)を公表した。
- 統合報告について IIRC の長期的なビジョンは、統合報告(<IR>)が企業報告の規範と なり、統合思考が公的セクター及び 民間セクターの主活動に組み込まれた世界が実現さ れることにある。統合思考と統合報告の循環によって、効率的かつ生産的な資本の配分 がもたらされ、それによって金融安定化と持続可能性につながるとする。
- IIRCの長期的なビジョンは、統合報告が企業報告の主流となり、それによって統合的思 考がビジネス活動に組み込まれることである。統合的思考と統合報告の循環は、効率的・ 生産的な資源配分を通じて、金融安定化と持続可能性の実現に向けた力となる。
- レポーティングガイドラインを策定する機関間での協働も進んでおり、IIRC、GRI、SASB、 IFRS、CDP、CDSBなどが参画するThe Corporate Reporting Dialogueにおいて、 それぞれのガイドライン・フレームワーク間での一貫性や統一性に向けた議論が進められてい る。

ルールの概要

• フレームワークは、報告組織の多様な状況を柔軟に反映できる枠組みとすることを重視して 開発されており、原則主義アプローチの考え方が貫かれている。

出所: http://integratedreporting.org/resource/international-ir-framework/

Copyright © 2018 JETRO. All rights reserved.



るため、現時点では、強制力 はそれほど高くはなく、下段に 業においては、開示に係る評 ない場合はこれと比較して、ビ ジネスリスクは高くなるものとみ られる。

- ◆企業はIIRCのフレームワークに沿って統合 報告を行うことで、中長期的な外部環境 分析、戦略的注力分野、ビジネスモデル、 6つの資本の将来的な取得可能性、リス ク管理体制、といった企業価値創造のス トーリーを抜けもれなく開示することができる。
- 統合報告の過程で出てきた課題に対して、 中長期的な取り組みを検討することで、開 示をきっかけとして社内で統合思考を浸透 させることができる。
- 統合報告により、中長期の価値創造の仕 組みを理解した安定した投資家からの資 金提供につなげることができる。 101

17-5. 南アフリカの非財務情報開示の法規制

ヨハネスブルグ証券取引所上場企業に統合報告提出要求



ルール設定主体	主な対象地域	主な対象地域対象企業		関連する主なSDGs		
南アフリカ取締役協会 (IoDSA)と同協会が組 成したキング委員会(King Committee)	南アフリカ	3ハネスブルグ証券取引所の 上場企業	全産業	17 パートナーシップで 8 報告がいも 経済成長も 12 つくる責任 つかう責任		

ルール形成の状況

- 2009年にガバナンスの原則に関する規範(kingⅢ)が公表され、2010年3月以降の会計年度から南アフリカのヨハネスブルグ証券取引所の上場要件として、統合報告の適用が義務付けられた。
- 「統合報告を適用するか、適用しない理由を説明するか」を求めるキングⅢは、国際統合報告評議会(IIRC)が2013年に発行した「国際統合報告フレームワーク」にも反映され、世界的な動きとなった統合報告書という概念を世界で最初に謳ったものとして知られている。
- 2016年11月には、「コーポレート・ガバナンスに関するキングレポート」が改訂され、第4版となる「キングIV」が発表された。キングⅢまでは企業のガバナンスを主な対象としていたが、キングIVでは政府やNGOなど幅広い組織のガバナンスでも利用できるように改訂された。
- キングレポートの適用企業は、2017年4月1日以降の会計年度からキングIVを適用する 必要がある。

ルールの概要

- キングIVでは、統合報告の運用を改善するとともに、機関投資家に対する規定も加えられている。
- 企業や経営体制に対して株主がエンゲージメントすることを意図として、賃金格差、役員報酬の方針と履行に関する議決権行使について、重要事項として盛り込まれている。
- 組織形態や組織規模を問わず、幅広い組織における行動規範となるよう、中小企業、 NPO、退職年金基金、国営企業、地方自治体の5分野に向けたガイダンスが発行されている。

スク・脅



法規制を伴うものであるため、強制力は強く、上段に位置づけられる。◆:対象となる企業では、上場維持の要件となるため、即時の対応が求められる。◇:統合報告の実施により中長期的な資金供給を得られる機会も期待できる。

ルール形成による効果

- 企業はこの規制に沿って統合報告を行う ことで、ガバナンスを中心とした企業価値 創造のストーリーを抜けもれなく開示する ことができる。
- 統合報告の過程で出てきた課題に対して、中長期的な取り組みを検討することで、開示をきっかけとして社内で統合思考を浸透させることができる。
- 統合報告により、中長期の価値創造の 仕組みを理解した安定した投資家からの 資金提供につなげることができる。

出所: http://www.iodsa.co.za/?page=KingIVReport

17-6. ビジネスと人権に関する国連指導原則

全ての国と企業が尊重すべきグローバル基準として多くのガイドラインに影響



ルール設定主体	主な対象地域	対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
国際連合 (United Nations)	グローバル	すべての企業	全産業	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 8 経済成長も 10 人や国の不平等 をなくそう ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

ルール形成の状況

- 2011年に国連人権理事会で承認された、全ての国と企業が尊重すべきグローバル基準。
- 法的拘束力はないが、企業に焦点をあてて様々なステークホルダーとの議論の末にまとめられており、高い説得性と正当性を持って数多くの議論やガイドラインに影響を及ぼしている。
- 2008年、国連事務総長特別代表に任命されたジョン・ラギー氏は「国際連合『保護、尊重及び救済』枠組」という提案を人権理事会に提出し、全会一致で承認された。これは大きな影響力を持ち、国際標準化機構(ISO)によって2010年に発行されたISO26000(社会的責任に関する手引き)に取り入れられ、2011年に改訂された経済協力開発機構(OECD)の多国籍企業行動指針において、NCP(National Contact Point: 行動指針の各国連絡窓口)による問題解決支援の機能も強化された。
- 2015年6月に行われたG7エルマウ・サミット首脳宣言において、「安全でなく劣悪な労働条件は重大な社会的・経済的損失につながり、環境上の損害に関連する。グローバリゼーションの過程における我々の重要な役割に鑑み、G7諸国には、世界的なサプライ・チェーンにおいて労働者の権利、一定水準の労働条件および環境保護を促進する重要な役割がある。」という文言が盛り込まれた。

ルールの概要

- ビジネスと人権に関する指導原則は、下記の3つから構成される。
- 1. 人権を保護する国家の義務
- 2. 人権を尊重する企業の責任
- 3. 救済へのアクセス



国際機関が定めた原則であり、直接には法的拘束力をもたないため、強制力の程度は下段に位置づけられる。但し、影響ネカは大きい。○:利用者におスいては、リスクの軽減が期待さ機れる一方、●:利用しない場合はこれと比較して、ビジネスリスクはより高くなるものとみられる。

ルール形成による効果

- 多国籍企業として求められる人権尊重に係る原則を包括的に検討する際に、 参照することができる。
- 一連の指針に沿って、対策の改善を行う ことで、経済面、社会面、環境面すべて に関するインシデント発生可能性の低減 およびレピュテーションリスクの低減につな げることができる。

出所: http://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

ルール形成をめぐる企業とNGOsとの協議事例

ルール形成をめぐる企業とNGOsとの協議事例

ルールの検討

- どんなルールがあるべきかが確定していない段階。
- ・ステークホルダーの関心を 理解しそれに対応できる提案 をすることで、今後のルール 形成に影響を与えることがで きる。

ルールの形成

- ・多くの企業が先進事例について共通の認識を持ち、ルールが確定しつつある段階。
- ・ルールに影響を与えること が可能だが、複数の企業で協 力して提案するなどの工夫が 望まれる。

ルールの運用

- ・ルールが確定して運用に入っている段階。
- ・自主的なルールから法令に 移行する際に、何らかの影響 を与えることは可能と考えら れる。
- **1 2345 6**
 - 1 性別を押し付けない玩具の選び方や広告の推進
 - 2 衣料品への有害化学物質の使用撤廃
 - ③ 海を汚染するマイクロビーズの製造・販売の中止
 - 4 食品製造業固有のサステナビリティ課題の改善
 - 5 水産業での労働慣行・漁獲方法の改善
 - 6 調達先の労働安全を確保する協定の締結

性別を押し付けない玩具の選び方や広告の推進



主なステークホルダー	時期	主な対象地域	主な対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
Let Toys Be Toys (レット・トイズ・ ビー・トイズ)	2012年11月~ 進行中	英国	テスコ、ディズニー、 アマゾン、トイザらス	百貨店、総合スーパー 玩具・娯楽用品小売業	5 ×=××-===

SDG課題解決に向けたステークホルダーとの協議

- Let Toys Be Toys (以下、LTBT) は2012年11月に英国の育児サイトであるMumsnetから生まれた、こどもに性別に対する固定観念を植え付けたくないと考える親たちの草の根活動である。LTBTは、男児に「男児用」、女児に「女児用」のおもちゃを与えると、こどもが本当に興味のある事柄を発見し能力を開発する機会を奪うことになると主張している。
- LTBTのメンバーは2012年より、おもちゃを男女別に分類して販売する小売店に対し、SNS、メール、店舗訪問などの手段を通じて販売方法を改めるよう訴え始めた。以降、年次で関連するさまざまな調査結果を公表している。
- 2016年には、2012年と比較して企業がどう改善したかを公表。
- 販売方法については、2012年には約半数の大手小売店が男女別の表示を行っていたが、2016年にはテスコ2店舗のみ(ただしすでに改善を約束済み)だった。またオンラインショップでも2016年には性別による分類は21%しか見られなくなり、2012年から約7割減少した。
- 広告については、小売では2016年にテスコが女の子をおもちゃの ヘリコプターで遊ばせるなどの先進事例が見られるようになった。一 方でおもちゃメーカーによる広告の多くは古い価値観にとらわれて おり、TVコマーシャルで男児と女児が一緒に遊ぶ姿はほとんど見ら れず、また男児は活発で女児はおとなしく描かれていると指摘した。

当該事例の背景

• LTBTはこの活動の理由について、こどものおもちゃの販売方法で見られる固定観念は大人の生活の中で見られる不平等と密接に関係していて、小学校高学年のこどもはすでに男性・女性に適した仕事のイメージを明確に持っており、後でそれを変えさせることは困難であるという調査結果を引用している。

他企業の動向・日本企業への影響

- LTBTは主に英国で活動しているため、日本の小売業は評価対象となっていない。
- ディズニー、アマゾン、トイザらスは、グローバルのウェブサイトでは玩具に性別の表示をしていない。ディズニーは日本のウェブサイトでもカテゴリ別・キャラクター別などの分類を採用し性別の表示をしていないが、アマゾンとトイザらスは日本向けサイトでは「男の子用」「女の子用」を明記している。グローバル企業が日本での販売方法を見直し始めると、他の日本の小売企業がジェンダー平等に消極的だと批判を受ける可能性がある。
- 輸出を行っている玩具メーカーは、輸出先でのジェンダー平等の取り組み状況を確認し、カタログや広告に反映することが望まれる。

参考:LTBTのウェブサイト http://lettoysbetoys.org.uk/
テスコのウェブサイト https://store.disney.co.ip/

衣料品への有害化学物質の使用撤廃



主なステークホルダー	時期	主な対象地域	主な対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
グリーンピース	2011年7月~ 2014年1月	中国 英国、米国他	プーマ、アディダス、 ナイキ、バーバリー	繊維工業	6 発金な水とトイレ を世界中に 12 つぐら系任 でかり気任

SDG課題解決に向けたステークホルダーとの協議

- 2011年7月、グリーンピースは中国の衣料品工場の排水から有害化学物質が大量に検出されたことを示す報告書を発行し、この工場と取引のあるプーマ、アディダス、ナイキなどのスポーツ用品メーカーや、H&M、ユニクロなど大手衣料品メーカーに改善を迫る「デトックスキャンペーン」を開始した。
- このキャンペーンを受け、2011年7月にプーマが、全製品のライフサイクルとサプライチェーンから有害化学物質を2020年に全廃すると約束した。2011年8月にはナイキ、アディダス、9月にはH&Mも同様の方針を開示した。
- 2014年1月、グリーンピースはこども用衣料品の残有化学物質 の調査を公表し、バーバリー、アディダス等の製品から高濃度のノ ニルフェノールが検出されたことから、再度各社に改善を迫った。
- グリーンピースは「ソーシャルメディアストーム」キャンペーンを組織し、 バーバリーは3日間に10,000以上のツイートを受けた。また6カ国 でバーバリーの店舗の外での抗議行動が行われた。
- バーバリーは2014年1月に下記の取り組みを行うことを約束した。
- 製造時および製品の使用規制対象物質リストを毎年末に公表
- 主な11の化学物質の排出を公表
- APEO(アルキルフェノール類(界面活性剤に使用))のバリューチェーン全体での使用禁止
- PFC(パーフルオロカーボン(撥水加工に使用))の使用禁止
- フタル酸エステル(可塑剤)の使用禁止
- その他の化学物質使用の把握と2020年までの全廃を約束

同事例の背景

- グリーンピースは2009年に中国の揚子江における化学物質等 (APEO、PFC、カドミウム、鉛、水銀)の調査報告書を発表した。この中で、排出された汚染物質が環境中に蓄積されて魚に悪影響を及ぼしていること、中国ではこれら重金属の規制が十分ではなく、またフェノール類やPFCの製造・使用・排出を規制する法律がないことを示した。
- * 現地の法令が厳しくない場合には法令順守だけでは十分な対応 と見なされないこと、またそれが自社操業拠点ではなくサプライヤー であっても批判を受ける可能性があることを示している。

他企業の動向・日本企業への影響

- H&M、マークス&スペンサー、ザラ、エスプリ、リーバイス、ベネトン、 バレンチノ、などもバーバリーと同様のコミットメントを公表した。
- ファーストリテイリングは2013年に1月に、ライフサイクル全般およびすべての生産工程において同社が販売するすべての商品の生産および使用に関連するすべての危険化学物質の排出を2020年1月1日までにゼロにすると公表した。PFCは2016年の販売商品に占める使用商品の割合を約2%まで削減し、2017年秋冬シーズンより全商品について使用を廃絶すると発表している。

参考:グリーンピースのウェブサイト https://www.greenpeace.org/archive-international/en/campaigns/detox/water/detox/intro/ バーバリーのウェブサイト

https://www.burberryplc.com/content/dam/burberry/corporate/Responsibility/Responsibility_docs/Policies_statements/Chemical_Management/2014/burberry-commitment-on-chemical-management-in-manufacturing.pdf

海を汚染するマイクロ・ビーズの製造・販売の禁止



主なステークホルダー	時期	主な対象地域	主な対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
5ジャイアズ	2013年1月 ~進行中	グローバル	ユニリーバ、ジョン ソン&ジョンソン、 P&G	化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	12 つくられ任 つかう末任 14 次の数かを できる

SDG課題解決に向けたステークホルダーとの協議

- 米国のNGOである5ジャイズは、他の環境NGOなどと協働で、2013年1月にビーズ・フリー・キャンペーンを開始した。2012年に5ジャイアズとニューヨーク州立大学フレドニア校が実施した調査では、五大湖の水域から大量の微小なプラスチック粒(マイクロ・ビーズ)が検出されたことから、他のNGO等の賛同を得て、ユニリーバ、ジョンソン&ジョンソン、P&G等のメーカーに対しマイクロ・ビーズの段階的削減を求めた。
- ユニリーバは2013年1月に、2015年までに化粧品やパーソナル 用品等へのマイクロビーズを使用を中止すると発表した。ジョンソン &ジョンソンも2013年2月に、2015年までの使用中止を公表した。
- 国連環境計画 (UNEP) は、2015年6月にマイクロ・ビーズの使用禁止を求める報告書を発表した。この中で、マイクロ・ビーズを含む製品のメーカーには設計段階での製品の潜在的環境影響の考慮を、消費者には同製品を購入・使用しないことを、そして研究者には同製品の生態系への影響のさらなる調査を求めた。
- 2015年12月には米国でマイクロ・ビーズ・フリー・ウォーター・アクトが成立した。これは練り歯磨きなどのパーソナル用品にマイクロ・ビーズを添加することを禁止するものである。これにより2017年7月よりマイクロ・ビーズを含む製品の製造が、2018年7月より製品の販売が禁止される。

当該事例の背景

- マイクロ・ビーズは通常5mm以下のプラスチックごみを指し、多くは下水処理でもろ過されずに河川や海に排出される。一度排出されると回収はほぼ不可能であり、流入を止めなければ増え続ける。
- プラスチックは環境中の有機化学物質を吸着する性質があるため、マイクロ・ビーズとそれに吸着した化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。

他企業の動向・日本企業への影響

- マイクロ・ビーズの使用について禁止や規制を表明している国は米 国の他に、オランダ、オーストリア、ベルギー、スウェーデン、カナダ、 アイルランド、英国があり、ニュージーランドは2018年6月までに発 効予定である。
- 日本化粧品工業連合会は2016年3月に会員企業1,100社 に自主規制を呼びかけた。
- 花王は2016年にマイクロ・ビーズを含む製品の製造を中止しており、スクラブ材としてはセルロースなどの天然素材を使用している。
- 資生堂は2014年4月より開発した新しい洗浄料ではマイクロ・ ビーズを配合していない。米国では連邦法に従い、原料を完全に 置換する。その他の発売済の洗浄料については遅くとも2018年 までに切り替えを終了するとのこと。

参考:5ジャイアズのウェブサイト https://www.5gyres.org/microbeads/

食品製造業固有のサステナビリティ課題の改善



主なステークホルダー	時期	主な対象地域	主な対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
オックスファム	2013年2月~ 進行中	グローバル	コカ・コーラ	食料品製造業	1 such that 2 such 13 respective (()

SDG課題解決に向けたステークホルダーとの協議

- 貧困の克服を目指す英国のNGOであるオックスファムは、2013 年2月より「Behind the Brand(ビハインド・ザ・ブランド)」と題 して、世界の大手食品メーカー10社が業界固有のサステナビリ ティ課題にいかに対処しているかを評価し始めた。
- 「土地の権利」「女性」「小規模農業者」「従業員」「気候変動」 「情報開示」「水」の7つの評価項目について、それぞれ10段階で 評価し、その合計点でランク付けがなされる。
- 最新の2016年4月の評価からは以下の点が指摘されている
- コカ・コーラは「土地の権利」について2013年2月時点では1(最低) の評価を受けていた。しかし2014年2月以降は10社中で最高となる8の評価を獲得し続け、この領域の先進企業と位置付けられている。サプライチェーン全体で土地収用に関していかなる違反も許さないことを業界で初めて方針として掲げ、万が一土地の権利が侵害された場合の苦情処理メカニズムと補償制度を整備したことが高評価につながっている。
- ケロッグは「気候変動」について2013年2月時点では2の評価だったが、2016年4月には8の評価となった。同社は2050年の温室効果ガス排出量を、2015年比で、操業拠点では65%、バリューチェーンでは50%削減する目標をコミットした。この目標は気候変動を2℃までに抑えるのに資する意欲的な目標であると、食品メーカーでは初めてSBTi(サイエンス・ベースト・ターゲット・イニシアチブ)からの承認を受けており、この取り組みが高評価となった。

当該事例の背景

オックスファムはこの取り組みの意義について、この10社は食品および飲料メーカーとして極めて知名度の高いブランドを数多く擁し、総額10億ドル以上の収入を得て、数百万人以上のサプライヤーの雇用に影響を与えているため、これら企業に言わば「アメとムチ」を与えながら取り組みを促進することは社会および環境に大きなインパクトを与えるとしている。

他企業の動向・日本企業への影響

- ビハインド・ザ・ブランドの評価対象となっている大手食品メーカー 10社は、ユニリーバ、ネスレ、コカ・コーラ、ケロッグ、マーズ、ペプシ コ、モンデリーズ、ジェネラル・ミルズ、アソシエイティッド・ブリティッ シュ・フーズ、ダノンであり、日本企業は含まれていない。しかし評 価方法が公表されているため、NGOがどのような取り組みに関心 をもっているのかを知ることは他の食品メーカーにも有用となりうる。
- 大企業の取り組みは業界標準となる可能性があるため、先進事例を継続的に観察することは他の企業にも役立つと考えられる。 特にサプライヤーの立場から見ると、さまざまな大手企業から発注を受けることにより各企業の調達方針を比較できることに留意する必要がある。

参考: ビハインド・ザ・ブランドのウェブサイト https://www.behindthebrands.org/ コカ・コーラのウェブサイト https://www.behindthebrands.org/ n. https://www.behindthebrands.org/ n. https://www.behindthe

水産業での労働慣行・漁獲方法の改善



主なステークホルダー	時期	主な対象地域	主な対象企業	主な対象産業	関連する主なSDGs
グリーンピース	2015年10月~ 2017年7月	タイ	タイ・ユニオン	食品製造業	8 asset 14 995

SDG課題解決に向けたステークホルダーとの協議

- 2015年10月5日、グリーンピースはツナ缶製造世界最大手のタイ・ユニオンに対し、サプライチェーンにおける違法労働慣行や乱獲の排除を求めるキャンペーンを開始した。タイ・ユニオン・グループの株主に、同社の労働慣行や乱獲が法的リスクや評判リスクを増大させ、将来的な収益を脅かしていることを知らせた。
- これに対し、当初タイ・ユニオンはグリーンピースの主張に反論し、 法令順守している旨の文書を公表していた。
- グリーンピースはその後もキャンペーンを続け、2016年5月にはタイ・ユニオンの中心的なサプライチェーンのうち法令違反の疑いのある漁船を追跡した。また英国、米国、フランス、イタリア、カナダなどで不買運動を展開した。また2017年までにこのキャンペーン賛同者約70万筆の署名を集めた。
- 2017年7月、タイ・ユニオンは具体的な改善アクションプランをグリーンピースと共同で発表した。
- 2020年までに集魚装置の使用を平均50%削減
- 2017年6月末までに絡み網を使用しない集魚装置の導入方針を策定、2018年3月1日までに同装置の使用を禁止、また2020年12月31日までにタイ・ユニオンの全ての取引漁船で絡み網集魚装置の使用を禁止
- 2020年までに取引延縄漁船に監視システム(人または機械による)を100%導入
- 2018年1月にサプライチェーンの全漁船の従業員に人権保護 行動規範を適用

同事例の背景

- 2015年にニューヨークタイムズやAP通信が、タイの漁船において 10年以上も拘束されていた外国人漁師1000人以上が解放さ れたと報じた。これをきっかけにタイ産シーフードに対する社会的な 関心が高まった。
- 企業のESGリスク分析を手掛けるレプリスクは2016年に発行した 強制労働に関する特別報告書において、リスクの高い産業の事 例としてタイの水産業を挙げ、タイ・ユニオンの事例を紹介した。

他企業の動向・日本企業への影響

- 2017年3月には、ペットフード業界最大手のマースとネスレが、サプライチェーンからの人権侵害や違法漁獲の排除を公表した。
- 東南アジア、英国、米国などのグリーンピースは労働慣行や漁獲 方法に配慮したツナ缶メーカーのランキングを年次で公表している。
- グリーンピース・ジャパンは2017年7月に日本のツナ缶メーカー20 社について、持続可能性と社会的責任に関する調達方針、魚種 別の漁獲方法、合法性、洋上転載の禁止などの制定状況を調 査したレポートを公表した。例えば巻網漁船での集魚装置を禁止 している例はないなど、日本企業にも課題があることを示した。

参考:グリーンピースのウェブサイト

https://www.greenpeace.org/international/press/7207/thai-union-commits-to-more-sustainable-socially-responsible-seafood/

タイ・ユニオンのウェブサイト http://www.thaiunion.com/en/newsroom/press-release/505/thai-union-commits-to-more-sustainable-socially-responsible-seafood

調達先の労働安全を確保する協定の締結



主なステークホルダー	時期	主な対象地域	主な対象企業	主な対象産業
インダストリオール・グロー バル・ユニオン、 UNIグローバル・ユニオン	2013年5月~ 運用中	バングラデシュ	H&M、インディテッ クス他	繊維工業、 織物・衣服・身の 回り品小売業



関連する主なSDGs

SDG課題解決に向けたステークホルダーとの協議

- 2013年4月24日にバングラデシュで商業ビル「ラナ・プラザ」の崩壊事故が起き、死者1,100人以上、負傷者2,500人以上の大惨事となった。このビルに入居していた5つの縫製工場は27の大手衣料品メーカーと取引があり、これらの企業が縫製工場の劣悪な労働環境を見過ごしていたと批判を受けた。
- サプライヤーの労働安全衛生を確保するために、国際的な産業別労働組合であるインダストリオール・グローバルユニオンおよびUNIグローバルユニオンを含む三者間の「バングラデシュにおける火災および建物の安全性に関する協定(以下、アコード)」を、各衣料品メーカーに署名させようとする動きが活発化した。2013年5月に確定したアコードの主な内容は以下のとおり。
- バングラデシュの衣料品製造業界における安全な労働環境を確保するために、発注企業と労働組合とで5年間の法的拘束力のある協定を締結する。
- 労働者と労働組合が関与して、発注企業が支援する独立した検 香プログラムを実施する。
- すべての工場の検査報告書、是正措置計画を公表する。
- 発注企業が是正措置や調達関係の維持に必要な資金の提供 を約束する。
- すべての工場で安全衛生委員会が、Jスクを特定し対処する。
- 広範な訓練プログラム、苦情処理システム、安全でない仕事を拒否する権利を従業員に保障する。

同事例の背景

- ラナ・プラザのビルは違法増築が繰り返し行われており、事故前日にはビルに亀裂が発見され避難警告が出されていた。しかしビル所有者がこの警告を無視したため通常業務が行われ、多数の死傷者を出すことになった。
- バングラデシュは安い人件費と欧米への輸出免税措置により、世界有数の衣料製品輸出国となった。そのため工場設備などの増強が追い付いていなかったといわれる。
- あるメーカーの担当者は事故後のインタビューで、「サプライヤーの 賃金が公正かを確認することの重要性は認識していたものの、建 物自体の安全性のチェックまでは想定していなかった」と述べた。

他企業の動向・日本企業への影響

- アコードにはEUの企業を中心とした119社が署名(2018年3月 現在)。日本企業ではファーストリテイリングが署名済。
- ウォルマート、ギャップ、コストコなどの米国の企業は、アコードと比べ 拘束力の弱い「バングラデシュ労働者の安全のための同盟(アラ イアンス)」という別の取り組みに参加している。

参考: アコードのウェブサイト http://bangladeshaccord.org/
アライアンスのウェブサイト http://www.bangladeshworkersafety.org/

出典:

各スライドに記載した出所のほか、下記資料を参考に本スライドの作成を行っている。

- ・PwC, Navigating the SDGs: SDGsビジネスガイド 国連のグローバル目標に関与するためには
- ・PwC, ビジネスと持続可能な開発目標(SDGs)
- •GRI, United Nations Global Compact and WBCSD, SDG Compass
- ·United Nations Global Compact and KPMG,

SDG Industry Matrix

Financial Services

Food, Beverage & Consumer Goods

Climate

Healthcare & Life Sciences

Industrial Manufacturing

Transportation

Energy, Natural Resources, Chemicals

- ・日系含む39社のグローバル企業の開示情報(統合レポート等)
- ・その他、当該ルールに関するWEBサイト等

企業のサステナビリティ戦略に影響を与えるビジネス・ルール形成 -SDGsの17ゴールで整理したサステナビリティ型ルールのマッピング調査ー

2018年 6月作成

作成者 日本貿易振興機構(ジェトロ)貿易制度課

〒107-6006東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5543